

令和5年度

仙台市包括外部監査結果報告書

こども若者局に関する財務事務の執行について

令和6年3月

仙台市包括外部監査人

公認会計士

小川 高広

目次

第1 包括外部監査の概要.....	3
I 監査の種類.....	3
II 選定した特定の事件（テーマ）.....	3
III 事件を選定した理由.....	3
IV 監査の視点.....	5
V 主な監査手続.....	5
VI 監査の実施期間.....	6
VII 包括外部監査人及び補助者.....	6
VIII 利害関係.....	7
IX その他.....	7
第2 監査の結果の概要.....	8
I 「監査の結果」及び「監査の意見」について.....	8
II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧.....	8
第3 監査対象の概要.....	11
I 子ども・子育て支援を取り巻く環境及び国の取組.....	11
第4 子育て関連事業の概要.....	22
I 仙台市が実施する子育て関連事業の概要.....	22
II 子供未来局の組織.....	22
III 子供未来局の予算及び決算.....	23
IV 子供未来局の実施する事業.....	25
V 仙台市すこやか子育てプラン2020.....	30
第5 包括外部監査の結果.....	50
I 妊娠・出産期から幼児期にかけての子育て支援について.....	50
II 地域子育て支援について.....	57
III 子育てに要する経済的負担の軽減について.....	71
IV 教育・保育基盤の整備について.....	80
V 教育・保育の質の向上、人材確保について.....	96
VI 相談機関等について.....	105
VII 過年度指摘の改善状況について.....	115

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査である。

II 選定した特定の事件(テーマ)

1 監査テーマ

こども若者局(令和 5 年 3 月まで:子供未来局)に関する財務事務の執行について

2 監査の対象期間

原則として令和 4 年度(必要に応じて他年度についても対象とする。)

3 監査対象の範囲

(1)対象とする部局等

こども若者局

こども家庭部

こども若者支援部

幼稚園・保育部

児童相談所

(令和4年度の部局名)

子供未来局

いじめ対策推進室

子供育成部

幼稚園・保育部

児童相談所

(2)対象とした事務等

監査の対象は、子育て関連事業に関する財務事務の執行

III 事件を選定した理由

市では、仙台市総合計画として、令和 3 年に「仙台市基本計画(令和 3 年度～12 年度)」及び「仙台市実施計画(令和 3 年度～5 年度)」を策定している。基本計画は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～“ The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念に掲げ、4 つの目指す都市の姿を掲げている。

I 「自然 杜の恵みと共に暮らすまちへ」

II 「心地よさ 多様性が社会を動かす共生のまちへ」

Ⅲ 「成長 学びと実践の機会があふれるまちへ」

Ⅳ 「進め！ 創造性と可能性が開くまちへ」

さらに上記の理念に基づき 8 つのプロジェクトを掲げている。

- ① 杜と水の都プロジェクト
- ② 防災環境都市プロジェクト
- ③ 心の伴走プロジェクト
- ④ 地域協働プロジェクト
- ⑤ 笑顔咲く子どもプロジェクト
- ⑥ ライフデザインプロジェクト
- ⑦ TOHOKU 未来プロジェクト
- ⑧ 都心創生プロジェクト

市では、「仙台市総合計画」を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、仙台市すこやか子育てプラン 2020(令和 2 年度～6 年度)を策定している。

市は、少子化の進行や共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化等、社会状況の変化によって、子どもの育ちや子育て家庭の生活にさまざまな影響が生じており、次代を担う子どもたちがすこやかに成長し、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりが求められていると認識し、その実現に向けて、仙台市すこやか子育てプラン 2020 における基本的な視点を次のとおり定め、子どもと子育て家庭のための施策の推進に取り組むとしている。

- (1) 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保
- (2) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- (3) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

仙台市すこやか子育てプラン 2020 は計画実施中ではあるものの、令和 7 年度からの新しい計画の策定に向け仙台市子ども・子育て会議で協議が始まっており、令和 5 年度から「子供未来局」から「こども若者局」へ切り替わったタイミングでもあることから、これまでの計画の進捗を振り返るに適した時期といえる。

仙台市における子育て支援に関する各施策は、前述の仙台市すこやか子育てプラン 2020 の 3 つの基本的な視点に基づいて展開しており、加えて新型コロナウイルス感染症対策事業を実施している。また、幼児教育・保育施設、児童、母子の保健福祉施設等を所管し、施設の管理運営を行っている。予算規模は、令和 4 年度当初予算において 752 億円となっ

ており、このうち当初予算の約 90%にあたる 672 億円を妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に割り振っており、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、支援の強化を図っている。

また、これら子育て事業に関する事項はいわゆる「骨太方針 2023」において、少子化対策・こども政策の抜本的な強化が打ち出されるなど、世間に注目されている項目である。仙台市の合計特殊出生率は、宮城県全体、全国平均よりも低く、平成 25 年は 1.31 だったものが、令和 4 年には 1.10 と下落傾向にある。出生数も平成 25 年には 9,706 人だったが、令和 3 年には 7,026 人と 25% 近く減少しているなど取り巻く環境には厳しいものがある。上記で記載した予算の割り振りについても、少子化対策を前提とすると納得がいく。包括外部監査のテーマとして、過去に保育事業の運営管理について(平成 23 年度)取り上げたことがあるものの、子育て全般に対する事業に関して取り上げたことはなく、また平成 23 年度からも相当の期間が経過している。

このような中、市民に身近なこども若者局に関する事業を取り上げ、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り合規的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断した。

IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 仙台市総合計画・仙台市すこやか子育てプラン 2020 における子育て事業に関する進捗管理
 - ・仙台市総合計画・仙台市すこやか子育てプラン 2020 について、仙台市が実施している進捗管理(PDCA)は適切に行われているか
- 2 子育て事業に関連して策定された整備計画及び関連設備等の維持・修繕計画等の進捗管理
 - ・各課で計画された整備計画等の手続が適切に行われているか
 - ・子育て事業に関連した施設の維持・修繕計画等の進捗管理は適切に行われているか
- 3 子育て事業に関する収入・支出及び資産の管理状況
 - ・保育料等の徴収、減免及び債権管理は適切に行われているか
 - ・施設・設備・備品等の現物管理や情報管理が適切に行われているか
 - ・契約事務は適切に行われているか
 - ・子育て事業に関する収入・支出状況に関する内部統制の整備状況

V 主な監査手続

- 1 概要の把握

子育て事業関連部局の組織、人員、財務等について概要を把握するため、子育て関連事業の状況及び課題等について担当者への質問及び関連する文書等の閲覧を行った。

- 2 監査対象とした子育て事業関連部局の各部署の担当者への質問及び文書等の査閲
子育て事業関連部局の財務に関する事務手続について、各所管部署の担当者への質問並びに関連する帳簿、証拠資料及び文書等の閲覧を行った。

以下の各部署に対して監査を実施した(以下は令和4年度時点の部署名)。

いじめ対策推進室

子供育成部

- ・総務課
- ・子供家庭保健課
- ・子供支援給付課
- ・児童クラブ事業推進課
- ・子供相談支援センター

幼稚園・保育部

- ・運営支援課
- ・幼保企画課
- ・認定給付課

児童相談所

- ・保護支援課
- ・相談指導課

- 3 過去の包括外部監査における指摘事項に対する子育て事業関連部局の措置状況の把握及び検討

過去に実施された包括外部監査において子育て事業関連部局に関連した指摘事項に対する措置状況について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する証拠資料及び文書等の閲覧を行った。

VI 監査の実施期間

令和5年8月3日から令和6年3月28日まで

VII 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

公認会計士

小川 高広

2 補助者

公認会計士	高嶋 清彦
公認会計士	浜田 陽介
公認会計士	森谷 哲也
公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士	遠部 佳孝
公認会計士	三枝 和臣
公認会計士	野本 裕子
公認会計士	夏井 翌
日本公認会計士協会準会員	小林 研人

VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査の結果の概要

I 「監査の結果」及び「監査の意見」について

監査の結果

今後、仙台市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

なお、監査の結果については、文中においては「指摘」と表記している。

監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、仙台市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧

「指摘」及び「意見」の件数は以下のとおりである。

(図表1 「指摘」及び「意見」の件数及び区分)

項目	区分	
	指摘	意見
I 妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援について	1件	6件
II 地域子育て支援について	2件	4件
III 子育てに要する経済的負担の軽減について	0件	1件
IV 教育・保育基盤の整備について	0件	6件
V 教育・保育の質の向上、人材確保について	2件	2件
VI 相談機関等について	0件	7件
VII 過年度指摘の改善状況について	0件	0件
合計	5件	26件

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

(図表2 監査の内容及び「指摘」「意見」の区分)

監査の内容	区分		ページ
	指摘	意見	
I 妊娠・出産期から幼児期にかけての子育て支援について			
・簡易支出負担行為決裁簿の記載および決裁について		○	53
・仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書のチェック体制について	○		53
・補助金交付簡易決裁簿について		○	54

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
・助成券のあり方について		○	54
・自治体での子育て・介護関係のオンライン申請の推進について		○	54
・予算の執行状況について		○	55
・受診票の記載項目について		○	57
II 地域子育て支援について			
・指定管理者に対するモニタリングに係る評価シートの記載について	○		61
・指定管理者に対するモニタリングの評価について		○	63
・放課後児童クラブを運営する民間事業者に支給する補助金の加算誤りについて	○		66
・補助金受給者から提出される実施状況報告書について		○	67
・業務委託料の支払について		○	70
・アンケート結果の活用について		○	71
III 子育てに要する経済的負担の軽減について			
・業務マニュアルの情報の体系化について		○	77
IV 教育・保育基盤の整備について			
・意思決定のスケジュールの立案について		○	84
・給付費支給に関する申請書、マニュアル及びチェック体制の整備と実行について		○	87
・給付費に関する申請のシステム化について		○	89
・幼保連携型認定こども園への移行に関する申請書、マニュアル、チェックシート、チェック体制の整備と実行について		○	92
・賃借料加算支給に関するマニュアル及びチェック体制の整備と実行について		○	94
・補助金返還に関するマニュアル、チェック体制の整備と実行について		○	96
V 教育・保育の質の向上、人材確保について			
・根拠法令等の存在確認について	○		98
・定例での実地指導の実施について	○		102
・指導監査の宮城県との連携について		○	102
・保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会の成果指標の設定について		○	105
VI 相談機関等について			
・児童相談所における労働時間について		○	109
・児童福祉司・児童心理司の配置について		○	110
・児童福祉司・児童心理司の経験年数について		○	110
・スーパーバイザーについて		○	110
・児童相談システムについて		○	111
・里親について		○	113
・児童福祉施設保護者負担金の滞納について		○	114
VII 過年度指摘の改善状況について			

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
・該当なし			

第3 監査対象の概要

I 子ども・子育て支援を取り巻く環境及び国の取組

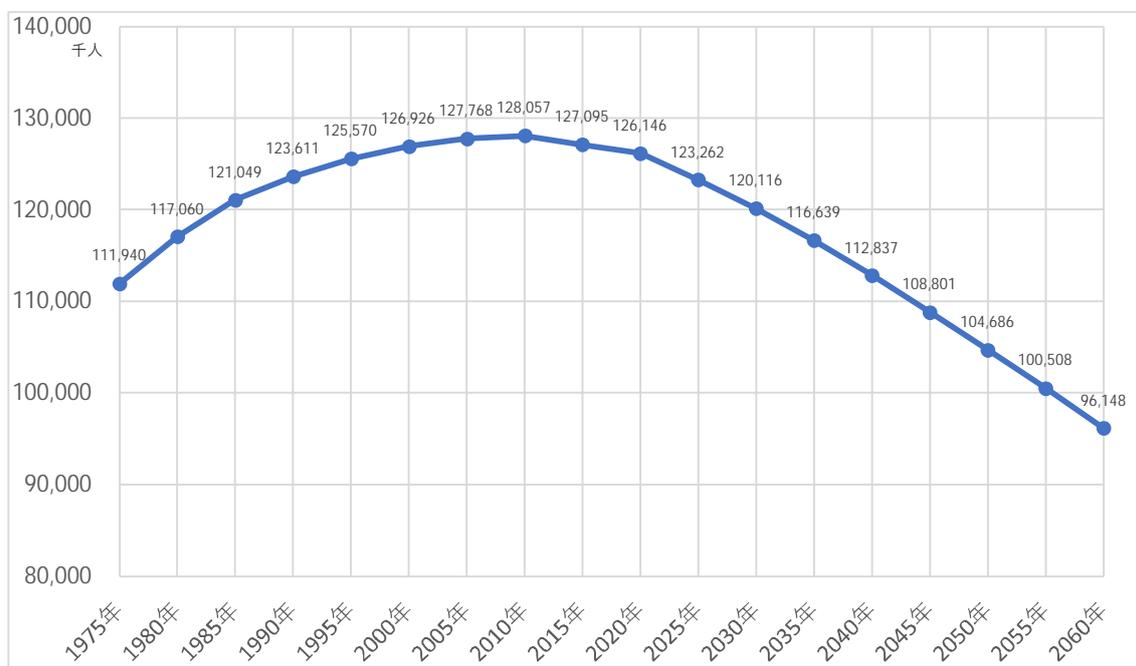
1. 子ども・子育て支援を取り巻く環境

(1) 国の総人口推移

国の総人口は一貫して増加傾向にあり 2010 年(平成 22 年)には 1 億 2,805 万人となりピークを迎えた。それ以降は減少傾向となり 2020 年(令和 2 年)には 1 億 2,614 万人となった。

「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では、出生中位推計の結果に基づけば、総人口は長期の人口減少過程に入り、2045 年の 1 億 880 万人を経て、2056 年には 1 億人を割って 9,965 万人となるものと推計されている。

(図表 3 国の総人口推移)



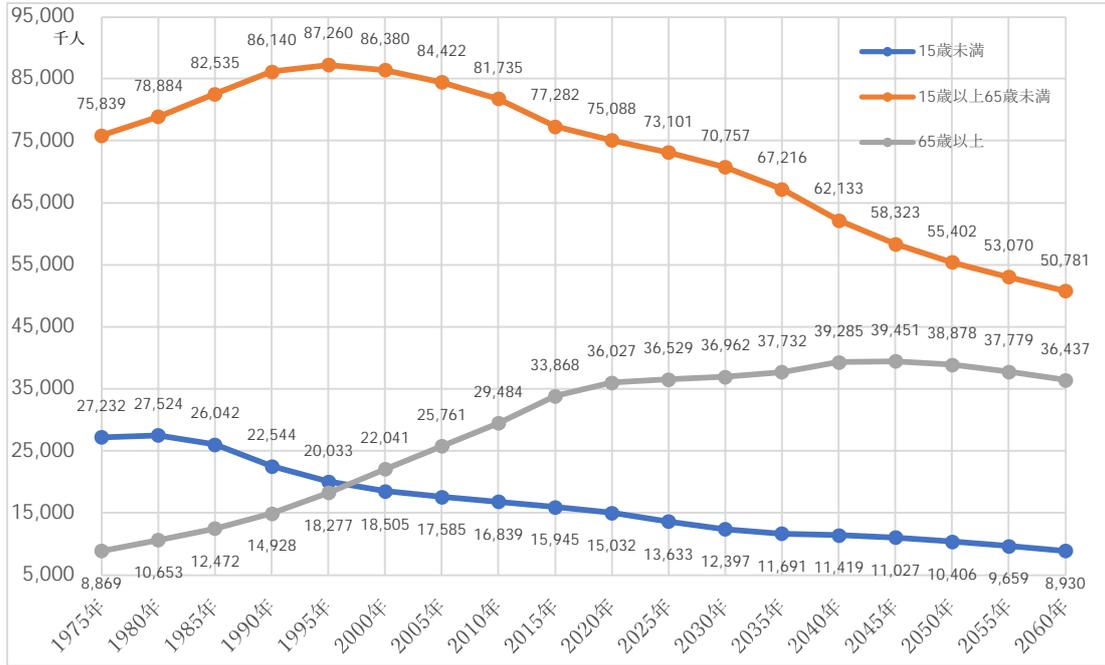
(出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」を基に作成)

(2) 国の年齢別人口推移

年少人口(15 歳未満)、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)、高齢者人口(65 歳以上)の 3 区分で見ると、1980 年(昭和 55 年)に 2,752 万人であった年少人口は、1996 年には 1,968 万人と 2,000 万人を割り、2020 年(令和 2 年)には 1,503 万人に減少している。

「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では、出生中位推計の結果によると、減少傾向は継続し 2053 年には 1,000 万人を割り、2060 年には 893 万人となるものと推計されている。

(図表 4 国の年齢別人口推移)



(出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)、政府統計 人口推計 長期時系列データ を基に作成)

2. 子ども・子育て支援に係る国の取組

子ども・子育て支援に係るこれまでの国の取組について時系列的に記載すると、次のようになる。

(図表 5 子ども・子育て支援に係る国の取組)

	取組	内容
1	エンゼルプラン (1995 年度～ 1999 年度)	<p>1990 年の「1.57 ショック」*を契機に、政府は、出生率の低下と子供の数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子供を生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。</p> <p>1994 年 12 月、今後 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が策定された。また、エンゼルプランを実施するため、保育の量的拡大や低年齢児(0～2 歳児)保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等 5 か年事業」が策定され、1999 年度を目標年次として、整備が進められることとなった。</p> <p><small>*1990 年の 1.57 ショックとは、前年(1989 年)の合計特殊出生率が 1.57 と、「丙午：ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった 1966 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。</small></p>
2	新エンゼルプラン (2000 年度～ 2004 年度)	<p>1999 年 12 月、「少子化対策推進基本方針」と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)</p>

	取 組	内 容
		<p>が策定された。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等 5 か年事業を見直したもので、2000 年度から 2004 年度までの 5 か年の計画であった。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。</p>
3	<p>次世代育成支援 対策推進法 (2003 年 7 月～)</p>	<p>家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003 年 7 月、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年法律第 120 号)が制定された。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。</p>
4	<p>少子化社会対策 基本法 (2003 年 9 月～) 少子化社会対策 大綱 (2004 年 6 月～ 2010 年 1 月)</p>	<p>2003 年 7 月、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」(平成 15 年法律第 133 号)が制定され、同年 9 月から施行された。同法に基づき、内閣府に、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。</p> <p>2004 年 6 月、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。</p>
5	<p>子ども・子育て 応援プラン (2005 年度～ 2009 年度)</p>	<p>2004 年 12 月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を少子化社会対策会議において決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005 年度から 2009 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた。</p>
6	<p>「新しい少子化 対策について」 (2006 年 6 月～ 2007 年度)</p>	<p>2005 年、我が国は 1899 年に人口動態の統計をとり始めて以来初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低を記録した。</p> <p>予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006 年 6 月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。</p>
7	<p>「子どもと家族を 応援する日本」 重点 戦略 (2007 年 12 月～)</p>	<p>少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、2007 年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)が取りまとめられた。重点戦略では、ワーク・ライフ・バランスの実現とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。また、政府は重点戦略を踏まえ、2008 年 2 月に、保</p>

	取 組	内 容
		育所等の待機児童解消を始めとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。
8	新たな大綱(子ども・子育てビジョン)の策定 (2010年1月～2015年3月)	2010年1月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱(子ども・子育てビジョン)を閣議決定した。この大綱では、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命(いのち)と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活(くらし)を支える」を示すとともに、これらを踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとされた。
9	子ども・子育て支援新制度本格施行までの経過 (2010年1月～)	2010年1月の大綱(子ども・子育てビジョン)の閣議決定に合わせて、少子化社会対策会議の下に、「子ども・子育て新システム検討会議」が発足し、新たな子育て支援の制度について検討を進め、2012年3月に、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を少子化社会対策会議において決定した。これに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として、子ども・子育て支援法等の3法案を2012年通常国会(第180回国会)に提出した。 国会における修正を経て成立した「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づき、政府において「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けた準備を進め、2014年度には、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、待機児童が多い市町村等において「保育緊急確保事業」が行われた。
10	待機児童の解消に向けた取組 (2013年4月～)	都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消の取組を加速化させるため、約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」を新たに策定し、2015年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方公共団体に対してはその取組を支援した。その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である2013年度及び2014年度において、約22万人分(当初目標値20万人)の保育の受け皿拡大を達成した。
11	少子化危機突破のための緊急対策 (2013年6月～)	2013年6月に、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」(以下「緊急対策」という。)を決定した。緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされた。 緊急対策を着実に実施するため、2013年8月から内閣府特命担当大臣(少子化対策)の下で、「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」(以下「タスクフォース(第2期)」という。)が発足した。緊急対策やタスクフォース(第2期)政策推進チームの

	取 組	内 容
		「少子化危機突破のための緊急提言」(2013年11月)において、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の重要性が盛り込まれたこと、全国知事会からの強い要望も踏まえ、「好循環実現のための経済対策」(2013年12月5日閣議決定)において「地域における少子化対策の強化」が盛り込まれ、2013年度補正予算において「地域少子化対策強化交付金」が創設された(30.1億円)。タスクフォース(第2期)が2014年5月に取りまとめた提言の主な内容は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」(2014年6月24日閣議決定)に盛り込まれ、政府全体の方針とされた
12	放課後子ども総合プランの策定 (2014年7月～2019年3月)	保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面している。加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要がある。 このような観点から、文部科学省及び厚生労働省が連携して2014年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定した。このプランにおいては、2019年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指すこととした。
13	地方創生の取組 (2014年9月～)	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、〈1〉「東京一極集中」の是正、〈2〉若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、〈3〉地域の特性に即した地域課題の解決という三つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生していくことが必要である。このため、2014年9月3日に発足した第2次安倍改造内閣において、地方創生担当大臣を新設するとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させた。
14	新たな大綱(第3次大綱)の策定 (2015年3月～2020年5月)	「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」の提言を受けて、政府は2015年3月20日に第3次となる新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。 第3次大綱では、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の五つの重点課題を設けた。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとした。
15	子ども・子育て支援新制度の施行	2012年に成立した子ども・子育て関連3法*に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、2015年4月1日から本格施

	取 組	内 容
	(2015年4月～)	行された。 * 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)をいう。
16	子ども・子育て支援法の改正 (2016年4月～)	2016年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの子ども・子育て支援法の改正を行い、同年4月に施行された。
17	ニッポン一億総活躍プランの策定 (2016年6月～)	2016年5月、「一億総活躍国民会議」において「ニッポン一億総活躍プラン」が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定された。同プランにおいては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016年度から2025年度の10年間のロードマップを示している。
18	「子育て安心プラン」の公表 (2017年6月～2021年3月)	25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と関連して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018年度から2022年度末まで(後に2020年度末までに修正)に女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとした。
19	「新しい経済政策パッケージ」の策定 (2017年12月～)	少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は2017年12月8日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。 このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。
20	子ども・子育て支援法の改正 (2018年4月～)	2018年通常国会において、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとするなどの子ども・子育て支援法の改正を行い、同年4月に施行された
21	人づくり革命 基本構想の策定 (2018年6月～)	「人生100年時代推進構想会議」において、2018年6月に「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられ、その内容が「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)に盛り込まれた。具体的には、幼児教育の無償化について、2019年10月からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示された。
22	新・放課後子ども総合プランの策定	2014年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、

	取 組	内 容
	(2019年4月～)	これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、2019年度から5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランを文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。
23	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の成立 (2019年5月～)	「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)の決定に基づく教育の無償化の実施に向けて、2019年通常国会において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(令和元年法律第7号)及び「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)が成立した。これを受けて、幼児教育・保育の無償化(2019年10月～)及び低所得者世帯に対する高等教育の修学支援新制度(2020年4月～)が実施されている。なお、これらの実施にあたっては、消費税率10%への引上げ(2019年10月～)による財源を活用している。
24	新たな大綱(第4次大綱)の策定と推進 (2020年5月～)	第4次となる新たな大綱の策定に向けて、2019年2月に「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」を発足させ、検討を進め2019年12月に提言を取りまとめた。これを受けて、政府は少子化社会対策会議を経て2020年5月29日に第4次となる新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。第4次大綱は、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の五つの基本的な考え方に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくこととしている。第4次大綱では、大綱に基づく施策の効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルを適切に回していくこととしている。
25	「全世代型社会保障改革の方針」の策定 (2020年12月～)	内閣総理大臣を議長とする「全世代型社会保障検討会議」において2020年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、同年12月15日に閣議決定された。「全世代型社会保障改革の方針」では、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画の策定、男性の育児休業の取得促進といった少子化対策がトータルな形で示された。不妊治療への保険適用については、2022年度当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進めることとした。このほか、保険適用までの間の現行の

	取 組	内 容
		助成制度の拡充や、不育症の検査についての新たな支援、不妊治療と仕事の両立に関し、社会的機運の醸成を推進するとともに、事業主による職場環境整備の推進のための必要な措置を講ずることなどが盛り込まれた。 また、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、2020 年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめることとした。
26	「新子育て安心プラン」の公表 (2020 年 12 月～)	2020 年 12 月、厚生労働省が「新子育て安心プラン」を公表した。同プランでは、2021 年度から 2024 年度末までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25 歳～44 歳)の就業率の上昇に対応することとしている
27	子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律の成立(2021 年 5 月)	2021 年通常国会(第 204 回国会)において、総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、満 3 歳未満児相当分の保育所等運営費のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当の特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とするなどの措置を講ずることを定めた「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 50 号)が成立した
28	こども家庭庁設置に向けた検討 (2021 年 6 月～)	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を 2021 年 12 月に閣議決定し、2022 年通常国会(第 208 回国会)に、「こども家庭庁設置法案」等を提出した。
29	こども家庭庁設置法／こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律／こども基本法の成立 (2022 年 6 月～)	内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策を更に強力に進めていくこととし内閣府の外局としてこども家庭庁を設置することなどを内容とする「こども家庭庁設置法」(令和 4 年法律第 75 号)、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和 4 年法律第 76 号)、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「子供基本法」(令和 4 年法律第 77 号)が成立した。
30	こども家庭庁設置 (2023 年 4 月)	こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者(以下「こども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することの

取組	内容
	できる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。(こども家庭庁設置法第3条)

(出典:「少子化社会対策白書」等を基に作成)

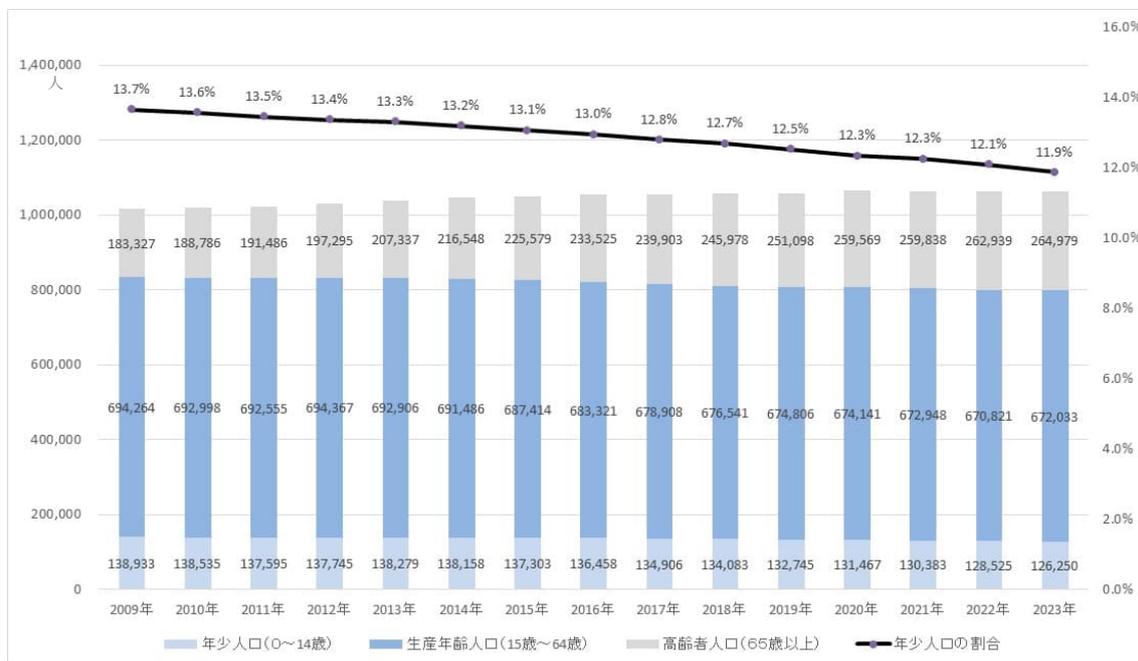
3. 仙台市の状況

仙台市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況は、以下のとおりである。

(1) 少子化の進行

仙台市の2023年4月1日現在の人口は約106万人となっており、2020年に106万人に達して以降、ほぼ同人数となっている。一方、年少人口(0～14歳)は2020年の約13万1千人から、2023年には約12万6千人に減少しており、総人口に占める年少人口の割合も13.7%から11.9%まで低下し、少子化が進行している。

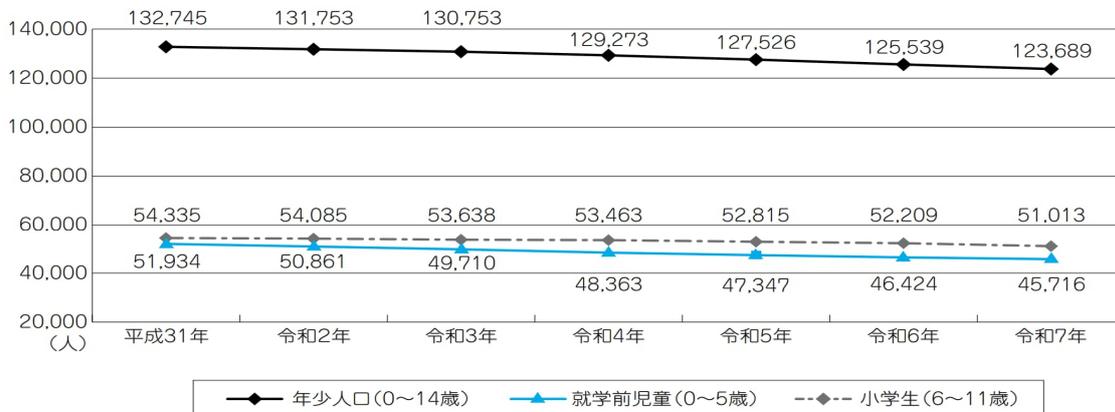
(図表6 仙台市の人口推移と年少人口の割合)



(出典:仙台市住民基本台帳(各年4月1日現在)より作成)

仙台市子供未来局の推計では、年少人口は減少し続けると見込まれ、特に、就学前児童(0～5歳)の減少幅が大きくなることを見込まれている。

(図表7 仙台市の将来推計人口(年少人口、就学前児童、小学生人口))



資料：仙台市子供未来局推計(各年4月1日現在)

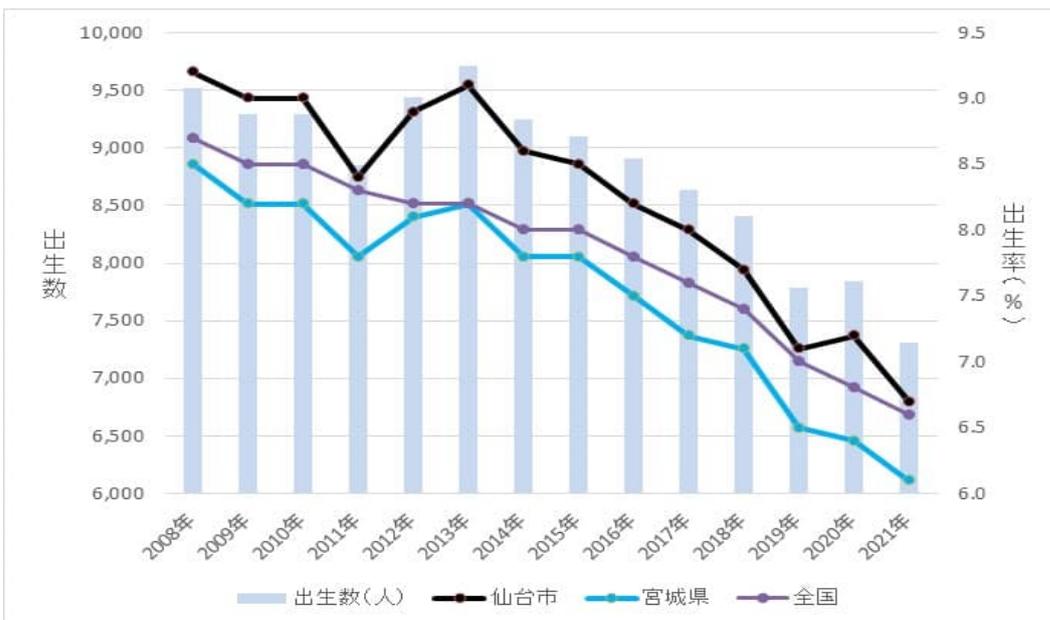
(出典：仙台市すこやか子育てプラン 2020)

仙台市の出生数及び出生率は、2011年にかけて減少し、その後持ち直しを見せたが、2014年からは再び減少傾向にある。合計特殊出生率は全国平均より低く推移しており、2021年で、全国の1.30に対して1.13となっている。

(図表8 仙台市の出生数、出生率の推移)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
出生数(人)	9,515	9,291	9,295	8,851	9,441	9,706	9,243	9,101	8,902	8,635	8,407	7,786	7,843	7,310	
出生率	仙台市(%)	9.2	9.0	9.0	8.4	8.9	9.1	8.6	8.5	8.2	8.0	7.7	7.1	7.2	6.7
	宮城県(%)	8.5	8.2	8.2	7.8	8.1	8.2	7.8	7.8	7.5	7.2	7.1	6.5	6.4	6.1
	全国(%)	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6

(出典：仙台市すこやか子育てプラン 2020)

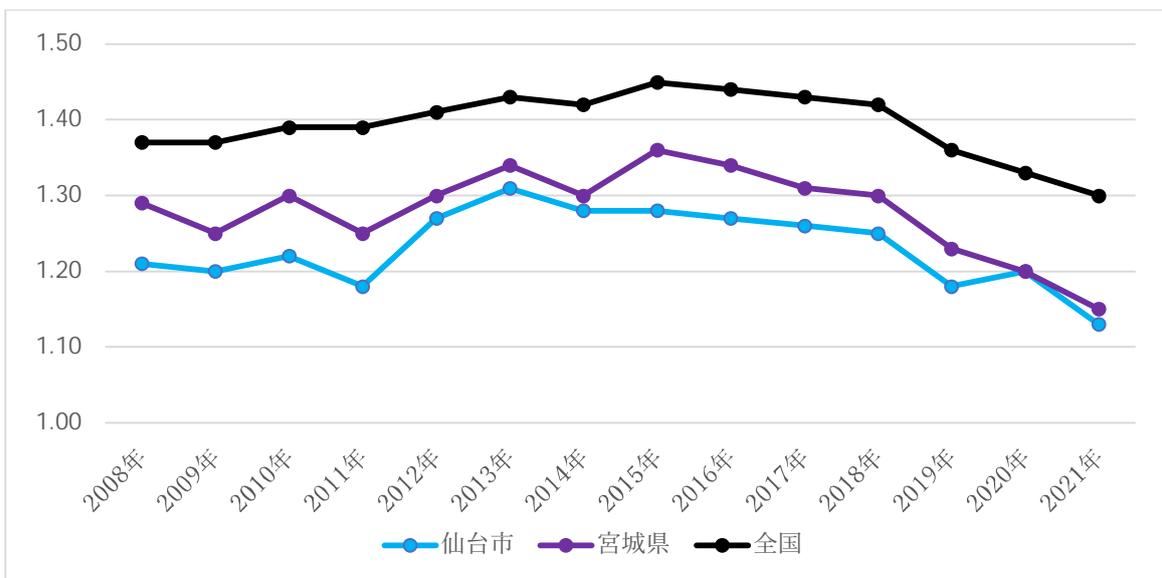


(出典：図表8より作成)

(図表 9 仙台市の合計特殊出生率の近年の推移)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
仙台市	1.21	1.20	1.22	1.18	1.27	1.31	1.28	1.28	1.27	1.26	1.25	1.18	1.20	1.13
宮城県	1.29	1.25	1.30	1.25	1.30	1.34	1.30	1.36	1.34	1.31	1.30	1.23	1.20	1.15
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

(出典:仙台市すこやか子育てプラン 2020)



(出典:図表 9 より作成)

第4 子育て関連事業の概要

I 仙台市が実施する子育て関連事業の概要

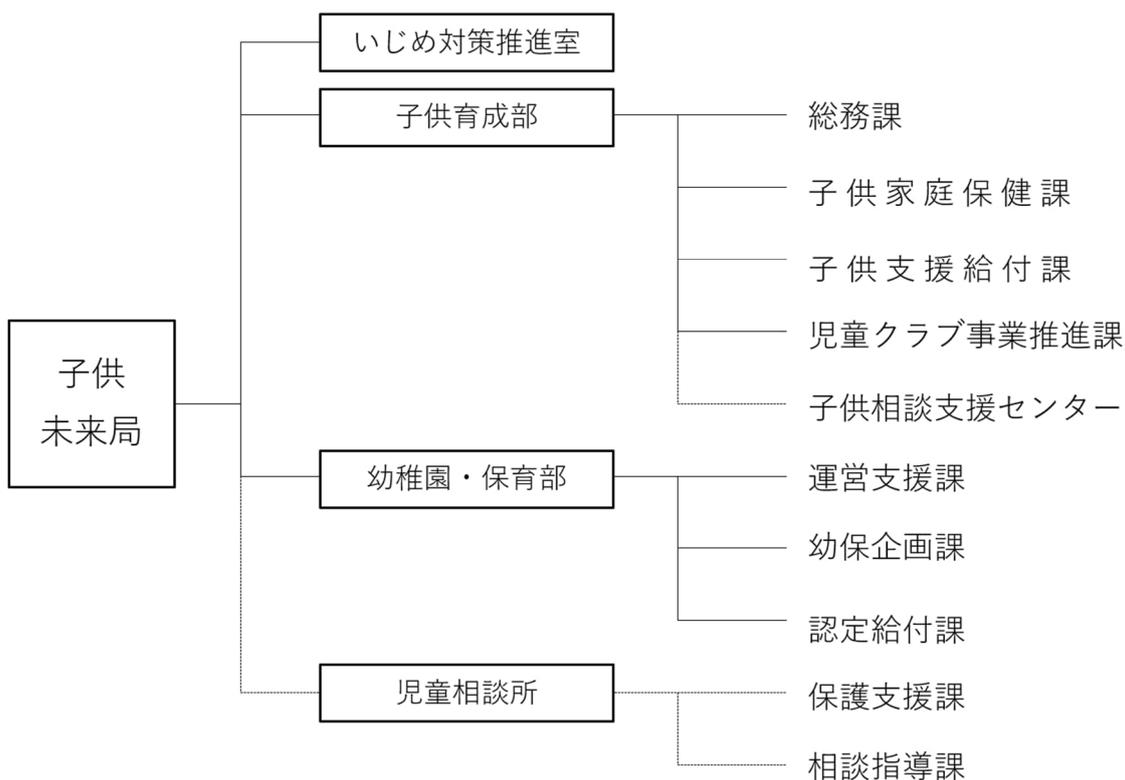
仙台市が実施する子育て関連事業の概要については、子供未来局(令和5年4月1日よりこども若者局に再編)が公表している「子供未来局事業概要(令和4年度)」において、主要な事業が紹介されている。また、子供未来局は本庁他にある各部、各室のほか、公立保育所32か所(地域拠点保育所22か所、その他10か所)を運営している。

II 子供未来局の組織

1. 子供未来局の組織

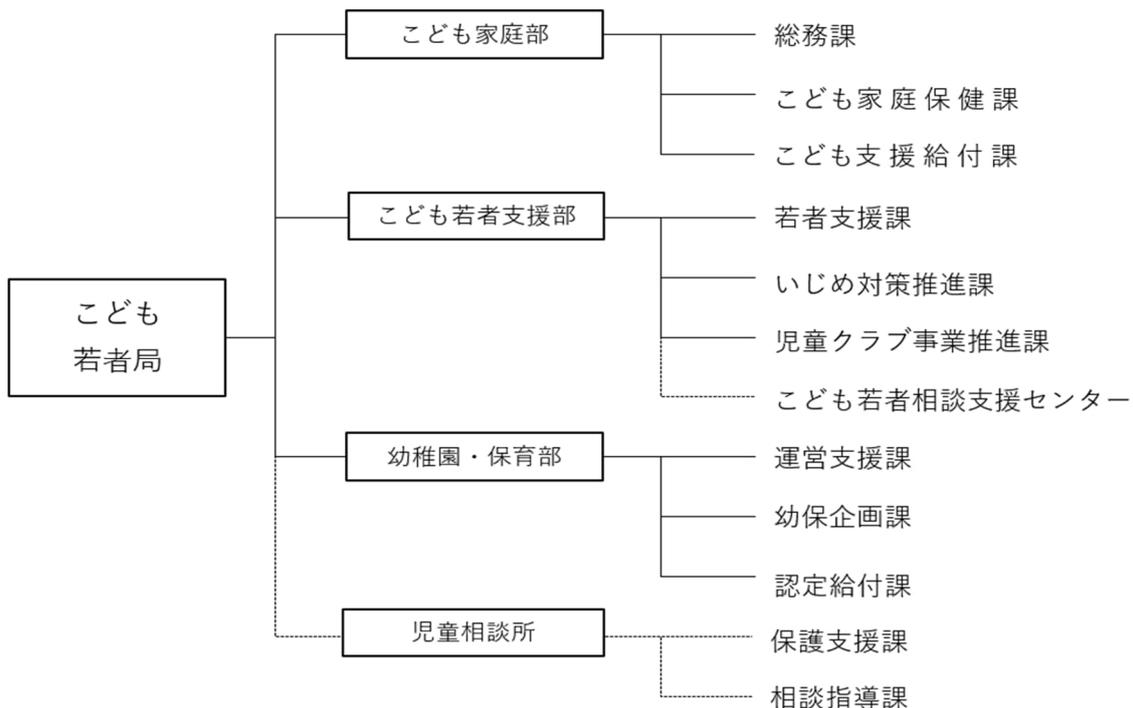
子供未来局の組織図は、下記のとおりである。

(図表 10 令和4年度子供未来局組織図)



なお、令和5年度において子供未来局はこども若者局として再編され、現在の組織図は下記のとおりである。

(図表 11 令和 5 年度子ども若者局組織図)



Ⅲ 子供未来局の予算及び決算

1. 子供未来局の当初予算

過去 3 年間(令和 2 年度～令和 4 年度)における子供未来局各課の当初予算は、下記のとおりである。

(図表 12 当初予算額の推移)

(1) 一般会計

(単位:千円)

部署名	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
いじめ対策推進室	21,136	21,138	17,601
子供育成部			
総務課	462,841	244,521	219,944
子供家庭保健課	2,229,244	2,396,436	2,031,313
子供支援給付課	25,327,165	25,436,801	25,462,820
児童クラブ事業推進課	5,682,205	5,857,694	5,238,056
子供相談支援センター	48,553	45,534	38,668
幼稚園・保育部			
運営支援課	784,879	688,564	681,958
幼保企画課	1,516,164	1,885,403	2,333,566
認定給付課	40,222,661	37,824,907	38,223,832
児童相談所			
保護支援課	494,707	132,132	131,388
相談指導課			

合計	76,789,555	74,533,130	74,379,146
----	------------	------------	------------

※子供家庭保健課及び子供支援給付課の令和2年度及び令和3年度当初予算額は、それぞれ組織改正前の子供家庭支援課及び子供保健福祉課の当初予算額を記載

※幼保企画課の令和2年度当初予算額は、組織改正前の環境整備課の当初予算額を記載

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位:千円)

部署名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
子供支援給付課	95,657	75,660	96,610

※人件費及び公債費は除く

※令和2年度及び令和3年度当初予算額は、組織改正前の子供家庭支援課の当初予算額を記載

2. 子供未来局の決算

過去3年間(令和2年度～令和4年度)における子供未来局各課の決算は、下記のとおりである。

(図表13 決算額の推移)

(1) 一般会計

(単位:千円)

部署名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
いじめ対策推進室	18,057	13,424	10,225
子供育成部			
総務課	339,934	234,325	546,147
子供家庭保健課	1,665,928	2,205,427	2,134,966
子供支援給付課	26,139,215	40,309,439	26,746,260
児童クラブ事業推進課	4,905,396	4,889,180	4,449,922
子供相談支援センター	41,593	36,298	30,031
幼稚園・保育部			
運営支援課	680,255	604,582	650,738
幼保企画課	871,425	1,254,713	1,817,075
認定給付課	38,995,315	36,737,388	36,221,375
児童相談所			
保護支援課 相談指導課	307,063	166,471	145,425
合計	73,964,181	86,451,246	72,752,163

※子供家庭保健課及び子供支援給付課の令和2年度及び令和3年度決算額は、それぞれ組織改正前の子供家庭支援課及び子供保健福祉課の決算額を記載

※幼保企画課の令和2年度決算額は、組織改正前の環境整備課の決算額を記載

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位:千円)

部署名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
子供支援給付課	61,590	37,655	61,923

※人件費及び公債費は除く

※令和2年度及び令和3年度決算額は、組織改正前の子供家庭支援課の決算額を記載

IV 子供未来局の実施する事業

1. いじめ対策推進室

- ・いじめ対策の総括
- ・いじめの防止等に係る啓発
- ・いじめに係る相談
- ・仙台市いじめ問題対策連絡協議会
- ・仙台市いじめ防止等対策検証会議

2. 子供育成部

(1) 総務課

●総務係

- ・仙台市子ども・子育て会議
- ・いじめに係る再調査委員会
- ・局・部内事務の連絡調整
- ・課、いじめ対策推進室、子供家庭保健課、子供支援給付課及び児童クラブ事業推進課の庶務

●企画調整係

- ・仙台市すこやか子育てプランの推進及び進行管理
- ・少子化社会対策の総合的な企画及び調査研究
- ・児童福祉等に係る施策の総合的な企画及び調整
- ・児童の権利の確保に係る事業の総括
- ・地域における子育て支援事業の総括
- ・仙台すくすくサポート事業

- ・主任児童委員(他課の所管に属するものを除く。)

- ・子育てふれあいプラザ

- ・局内の予算及び決算

●子育て応援プロジェクト推進担当

- ・せんだいのびすくナビ等による子育てに関する情報発信
- ・せんだいのびすくサポーター
- ・新生児誕生祝福事業

(2) 子供家庭保健課

●家庭支援係

- ・乳幼児の健康診査に係る事務の総括
- ・乳幼児及び妊婦の歯科健康診査に係る事務の総括
- ・児童虐待防止対策に係る事務の総括
- ・仙台市要保護児童対策地域協議会
- ・子供家庭総合相談に係る事務の総括
- ・婦人保護に係る事務の総括

●母子保健係

- ・母子保健に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括
(家庭支援係の所管に属するものを除く。)
- ・仙台市小児慢性特定疾病審査会

(3) 子供支援給付課

●養育支援係

- ・ひとり親家庭の福祉に係る施策の総合的な企画及び調整
- ・子どもの貧困対策に係る施策の総合的な企画及び調整
- ・ひとり親家庭等安心生活プランの推進及び進行管理
- ・つなぐ・つながる仙台子ども応援プランの推進及び進行管理
- ・児童福祉施設及び養子縁組民間あっせん機関の設置の認可、運営の指導監査及び整備等(他課の所管に属するものを除く。)
- ・実施機関に対する指導監査(他課の所管に属するものを除く。)
- ・児童福祉施設に対する措置費等の支弁(他課の所管に属するものを除く。)
- ・里親の登録、育成及び措置費等の支弁

●助成給付係

- ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還事務の総括
- ・児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る事務の総括
- ・子ども及び母子・父子家庭医療費助成事務の総括
- ・未熟児養育医療の給付に係る事務の総括
- ・自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)に係る事務の総括
- ・第3子以降小学校入学祝金

(4) 児童クラブ事業推進課

●推進係

- ・放課後子ども総合プランに係る事業の総括

- ・児童館及び児童センターの運営及び職員研修の総括
- ・仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会
- ・児童館、児童センター及び児童遊園(整備係の所管に属するものを除く。)
- 整備係
 - ・児童館及び児童センターの整備
 - ・児童館、児童センター及び児童遊園の維持修繕及び物品購入
 - ・児童館、児童センター及び児童遊園の財産管理

(5) 子供相談支援センター

- 相談支援係
 - ・子育てと子どもに関する相談
 - ・子育て何でも電話相談
 - ・ヤングテレホン相談
 - ・青少年の継続的通所相談(ふれあい広場・就労支援活動)
 - ・青少年等の健全育成及び啓発活動
 - ・青少年健全育成団体等の助成、連絡調整
- 青少年指導係
 - ・街頭指導活動
 - ・補導関係機関との連絡調整
 - ・センターの庶務

3. 幼稚園・保育部

(1) 運営支援課

- 企画係
 - ・幼児教育及び保育に関する施策の総合的な企画及び調整
 - ・市立保育所運営の総括
 - ・市立保育所における会計年度任用職員
 - ・市立保育所の物品購入
 - ・部内事務の連絡調整
 - ・市立保育所の庶務
 - ・課、幼保企画課及び認定給付課の庶務
- 運営係
 - ・保育所の運営に係る指導及び助言
 - ・特別支援保育事業
 - ・保育所等地域子育て支援事業の総括
 - ・保育所給食の総括

- ・保育所入所児童の健康に関する指導
- ・緊急時の市立保育所の応援勤務
- ・市立保育所における嘱託医

●指導係

- ・保育の質の向上に係る企画及び調整
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る指導監査
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る研修の企画及び実施
- ・特定地域型保育事業の運営に係る指導及び助言
- ・認可外保育施設の指導監督
- ・認可外保育施設に係る指導及び研修
- ・保育士、栄養士及び看護師の実習
- ・保育士確保事業
- ・病児・病後児保育事業に係る指導監査
- ・指定保育士養成施設
- ・仙台市保育所連合会

●保育所

- ・保育を必要とする乳幼児の保育
- ・子育て家庭に対する支援

(2) 幼保企画課

●調整係

- ・幼児教育及び保育の基盤整備に係る企画及び調整並びに事業の総括
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備、認可及び確認
- ・市立保育所の維持修繕
- ・市立保育所の財産管理
- ・市立保育所の建替え等
- ・幼稚園の新制度移行
- ・病児・病後児保育事業に係る企画及び調整

(3) 認定給付課

●認定調整係

- ・子どものための教育・保育給付に係る事務の総括
- ・教育・保育給付認定事務の総括
- ・子どものための教育・保育給付認定事務(認定こども園・幼稚園を經由して提出されるもの(1号認定に係るものに限る。)に限る。)
- ・区役所(宮城総合支所を含む。)における教育・保育給付認定事務及び保育施設等利用

調整事務の連絡調整

- ・子育てのための施設等利用給付認定事務
- ・保育料等督促状の発行、保育料等の納付相談及び分納誓約、保育料等の徴収
- ・実施機関に対する指導監査

●給付係

- ・施設型給付費及び地域型保育給付費の支給
- ・私立保育所に対する委託費の支払事務
- ・子育てのための施設等利用給付
- ・私立幼稚園への助成
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への助成
- ・事業所内保育施設への助成
- ・認可外保育施設への助成
- ・病児・病後児保育事業者への助成

4. 児童相談所

(1) 保護支援課

●調整係

- ・所の維持管理
- ・所内事務の連絡調整
- ・所の庶務

●一時保護係

- ・一時保護児童の行動観察及び生活指導

(2) 相談指導課

●児童相談係

- ・児童・家族に係る相談、調査及び支援
- ・児童の支援に係る関係機関との連絡及び調整
- ・児童虐待への対応(緊急対応係の所管に属するものを除く。)

●緊急対応係

- ・児童虐待に係る緊急及び初期対応
- ・その他の要保護児童に係る緊急及び初期対応

●児童施設係

- ・児童の児童福祉施設・里親等への措置
- ・児童福祉施設等措置費用徴収事務(他公所の所管に属するものを除く。)

●心理支援係

- ・児童の心理査定及び心理的支援

- ・家族に対する心理的支援及び助言
- 親子こころの相談室
- ・児童及び保護者の心理面接、精神医学的相談

V 仙台市すこやか子育てプラン 2020

1. 仙台市総合計画における子どもに関する施策

仙台市総合計画は、今後10年間のまちづくりの指針となる「基本計画」と、概ね3年間の市の目標と事業を定める「実施計画」から構成されている。

市では、「仙台市基本計画 2021-2030」の中で8つのチャレンジプロジェクトを掲げており、⑤は、子ども・子育てをターゲットとしている。チャレンジプロジェクト⑤の内容は、以下のとおりである。

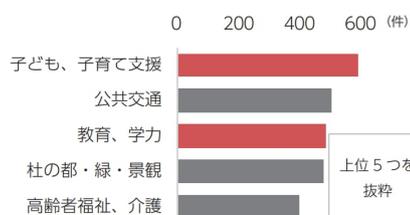
⑤ 笑顔咲く子どもプロジェクト

目標 子どもたちの未来が広がる環境をつくる

持続可能な未来をつくるためには、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに成長できる環境が不可欠です。子どもたちの個性を尊重し、地域で見守りながら、子どもたちがチャレンジできる機会を広げることで、人生を切り開く力を伸ばしていきます。そして、大人も子どもとの関わりを通じて学び、社会がより良い方向に進むための好循環を生み出します。

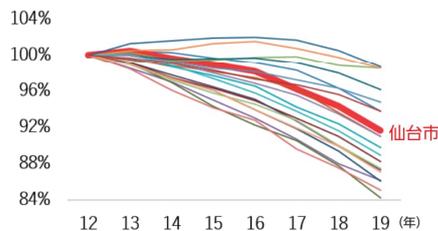
現 状

未来に向けて力を入れるべき取り組み



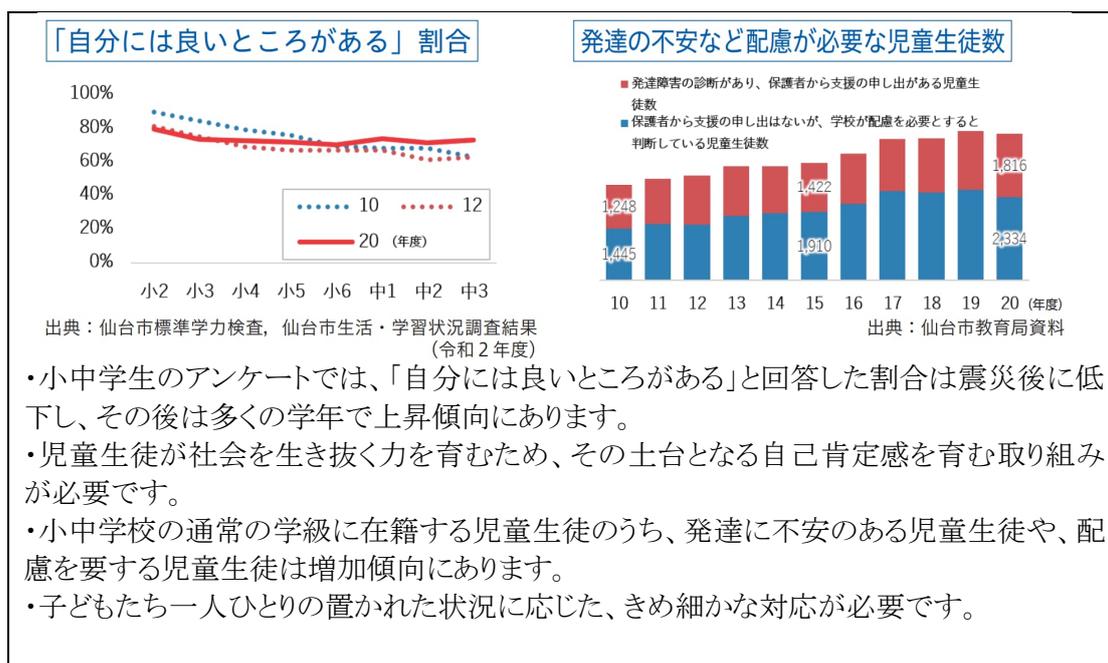
出典：仙台市「全市民アンケート」(令和元年度)

0-4歳人口推移 (20政令市比較)



出典：総務省「住民基本台帳」

- ・市民アンケートでは、子育て支援や教育など、子どもたちが育つ環境について力を入れて取り組むべきとの回答が多くなっています。
- ・子どもたちが安心して健やかに育つための環境づくりが求められています。
- ・他の政令市と比較すると、0～4歳人口の増減率について仙台市は中位にあり、近年では減少が進んでいます。
- ・子どもを産み育てやすい環境づくりを進める必要があります。



これに基づき、「仙台市実施計画(令和3年度～5年度)」において、チャレンジプロジェクトを達成するための施策として、

- (1) 挑戦する力を育てる学び推進
- (2) 個性に応じた一人ひとりの学び推進
- (3) 学校・地域・家庭の協働による学びや成長の環境づくり推進
- (4) 切れ目のない子育て支援
- (5) 子育て応援社会推進

を設定しており、子供未来局では、(3)～(5)の施策に関する事業を行っている。このうち、本報告書と関連する事業は、下記のとおりである。以下、35ページまでは「仙台市実施計画(令和3年度～5年度)」からの抜粋となっている。

③ 学校・地域・家庭の協働による学びや成長の環境づくり推進

概要	学校・地域・家庭による子どもたちの豊かな学びや成長の環境づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの推進、学校支援地域本部の運営や地域学校協働活動の体制づくりなどに取り組みます。		
数値目標	項目	基準値	目標値
	児童クラブの待機児童数	17人 (令和2年5月1日時点)	0人 (令和5年5月1日時点)

放課後児童クラブ推進事業

・「仙台市すこやか子育てプラン」に基づき、小学校就学児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所の確保・充実を図る取り組みを進めます。

- ・有識者などにより構成する仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会を開催し、仙台市の実情に応じた効果的な児童クラブと放課後子ども教室の実施などについて検討を行います。
- ・児童クラブの受け皿拡大に向けて、小学校の余裕教室の活用や民間物件の賃借など、多様な手法を組み合わせることにより、児童クラブサテライト室の整備を進めます。

(図表 14 放課後児童クラブ推進事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
放課後子ども総合プラン運営委員会の開催		
児童クラブサテライト室の整備		

4 切れ目のない子育て支援

概要	子育て家庭が安心して子どもたちを育てることができ、子どもたちも健やかに成長できる環境をつくるため、妊娠期から出産・子育て期にわたるアウトリーチも含めた相談の充実や各種健診の実施、保育環境の整備や多様な保育サービス提供など、切れ目のない子育て支援に取り組めます。		
数値目標	項目	基準値	目標値
	妊婦健康診査の受診件数	95,368 件(令和元年度)	90,000 件(令和 5 年度)
	幼児健康診査の受診率	1 歳 6 ヶ月:98.3% 2 歳 6 ヶ月:96.0% 3 歳:95.7% (平成 30 年度)	基準値を維持
	児童館整備に関する年度別事業進捗率	—	100%(令和 5 年度)
	児童館の乳幼児親子利用者数	523,696 人 (平成 30 年度)	520,000 人 (令和 5 年度)
	保育士を十分に確保できた施設の割合	77% (令和 2 年度当初)	80%(令和 5 年度当初)

児童館整備・運営事業

- ・小学校区単位を基本として、地域における児童と子育て中の親の活動拠点となる児童館を整備するとともに、児童館の長寿命化に向けて、大規模修繕などを計画的に実施します。
- ・児童クラブをはじめとする児童の健全育成事業や自由来館児童の受け入れのほか、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークルの育成などにより、子育て家庭に対する支援の充実につながる児童館運営を進めます。

(図表 15 児童館整備・運営事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
将監地域複合施設:建設工事		
東六番丁:実施設計	東六番丁:改築工事	
片平:実施設計	片平:改築工事	
東中田・水の森・七北田・根白石:大規模修繕工事		
	沖野:大規模修繕工事	
南光台東・住吉台:大規模修繕実施設計	南光台東・住吉台:大規模修繕工事	
	貝ヶ森・虹の丘・松陵:大規模修繕実施設計	貝ヶ森・虹の丘・松陵:大規模修繕工事
		高砂・遠見塚:大規模修繕実施設計

保育士等人材確保推進事業

- ・子どもを安心して育てることができる環境を整えるため、保育士不足を解消する取り組みを進めます。
- ・合同就職説明会や保育士リターンセミナーを開催することで、保育士の確保につなげます。
- ・保育士等就労スタートアップ事業費補助金や保育士宿舍借り上げ支援事業補助金等を交付することで、保育士等の処遇の向上を図り、保育士等を確保しやすい体制整備を支援します。
- ・保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理などの業務の ICT 化を行うために必要な費用の一部を補助します。
- ・認定こども園などに勤務する保育士資格を有していない者のうち、幼稚園教諭免許を有する者に対して、保育士資格の取得支援を行います。

(図表 16 保育士等人材確保推進事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
各種保育士等人材確保事業の実施		

保育施設・幼稚園における保育の提供体制充実事業

- ・増加が見込まれる保育需要と、多様化する保護者のニーズに対応するため、保育施設・幼稚園において保育の提供体制の充実を図ります。
- ・子育て家庭が増加し、保育需要の増加が見込まれる地区を中心に、保育所や小規模保育事業などの保育基盤整備を計画的に進めます。
- ・企業主導型保育事業について、市民への周知などを通じて利用促進を図ります。
- ・認定こども園へ移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修などに要する経費の一部を助成します。
- ・幼稚園の教育時間終了後も園児を預かる「預かり保育」を実施する幼稚園に対し、運営費の一部を助成します。
- ・老朽化した私立保育所などの改修や建て替えに対して支援を行います。
- ・入所児童数が定員に満たない施設において、空き枠を需要の高い年齢区分へ振り替えて受け入れを行うなど、空き枠の効果的な活用を図ります。

(図表 17 保育施設・幼稚園における保育の提供体制充実事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育基盤の整備		老朽化した施設への支援
空き枠の効果的な活用、企業主導型保育事業の周知・広報		
認定こども園の整備・移行支援、幼稚園預かり保育事業への助成		

5 子育て応援社会推進

概要	子育て家庭が安心して子どもたちを育てることができ、子どもたちも健やかに成長できる環境をつくるため、子どもの遊びの環境の充実や情報発信などに取り組みます。		
数値目標	項目	基準値	目標値
	子育て情報に関するアプリの利用登録件数	—	2,000 件(令和 5 年度)
	子育て情報サイト・アプリで発信する、子育て応援の取り組みを行う民間施設などの数	—	800 件(令和 5 年度)

子どもの遊びの環境充実事業

- ・子育てを応援する社会をつくるため、子どもの遊びの環境の充実を図る取り組みを進めます。
- ・子どもの遊びの環境の充実に向けて、民間活力などの活用を視野に入れながら、ハードとソフトの両面から検討を進めます。
- ・令和 2 年度に実施した遊びの環境に関する調査・研究の結果を踏まえ、実証実験を行います。

(図表 18 子どもの遊びの環境充実事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度

子育てに関する情報発信充実事業

- ・子育てを応援する社会をつくるため、本市における子育てに関する情報を必要とする人に効果的に発信します。
- ・子育て情報に関するポータルサイトとスマートフォン向けアプリケーションにおいて、行政サービスのみならず、民間施設などにおける子育て応援の取り組みを発信するなど、コンテンツの充実を図ります。
- ・子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て情報サイトやアプリの機能を段階的に拡充します。

(図表 19 子育てに関する情報発信充実事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度

子ども・子育てを応援する各種プロジェクト展開事業

- ・子育てを応援する社会をつくるため、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図るとともに、各種プロジェクトを企画・実施します。
- ・多様な主体間の連携のスキームや各種プロジェクトのあり方について検討を進め、多様な主体との連携を通じて、子ども・子育てを応援する具体的な取り組みを展開します。
- ・民間施設における子育て応援の取り組みなどを子育て情報サイトやアプリなどを通じて発信します。

(図表 20 子ども・子育てを応援する各種プロジェクト展開事業の事業計画)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度

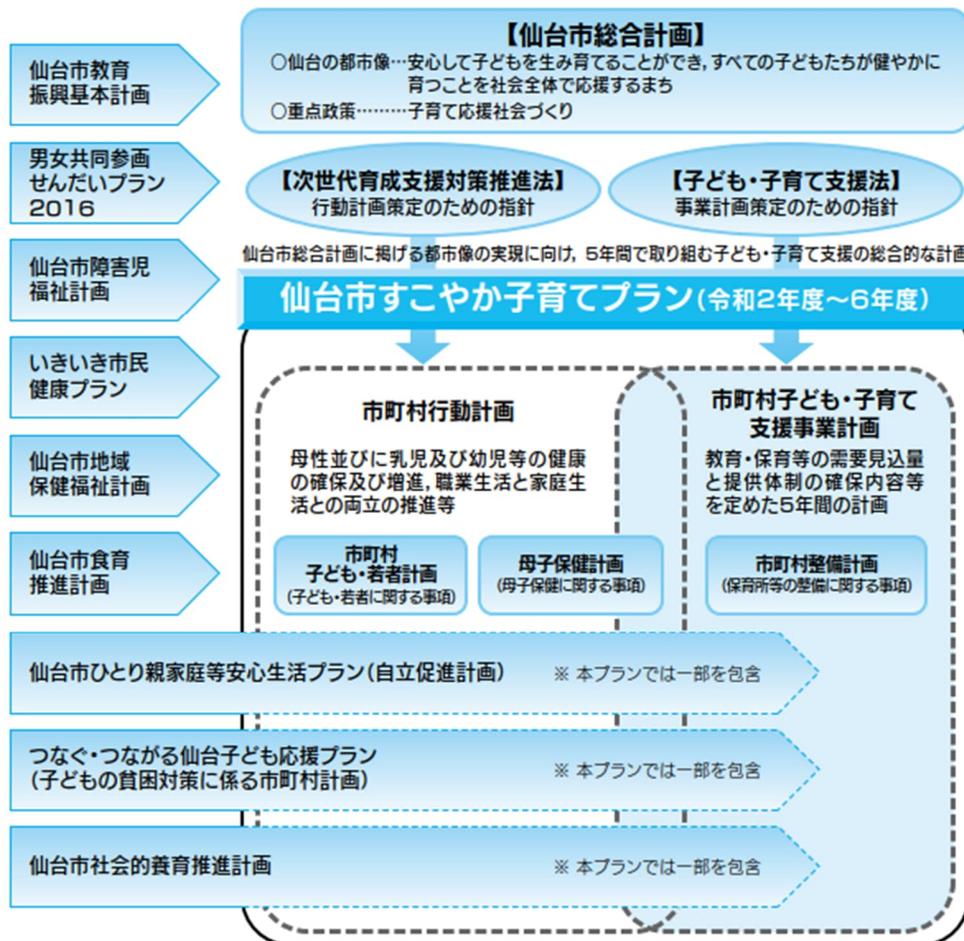
2. 仙台市すこやか子育てプラン 2020

仙台市では、令和 2(2020)年に、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の双方の計画を一体のものとして「仙台市すこやか子育てプラン 2020」を策定している。また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子保健の主要な取組を提示する「健やか親子 21(第 2 次)」で示された課題等を基本として策定する「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援 推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の一部を包含し、その推進を図ることを目的としている。「仙台市すこやか子育てプラン 2020」の概要は以下のとおりである。以下、49 ページまで、図表は「仙台市すこやか子育てプラン 2020」から引用している。

(1) 仙台市の他計画との位置づけ

仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組んでいく。

(図表 21 仙台市の他の計画との位置づけ)



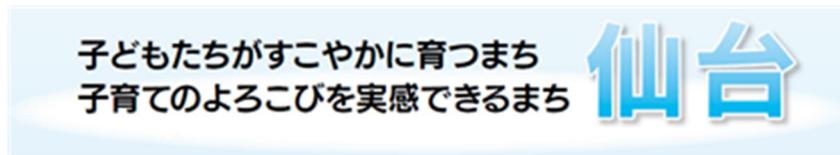
(2) 計画の範囲

計画の範囲は、子ども及び子育て家庭と、これらを取り巻く地域社会とする。

(3) 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」が、5年を一期として策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。また、計画期間の5年目にあたる令和6年度中に、次期計画を策定する。

(4) 基本理念



子どもたちは、未来への希望であり、仙台の将来を担っていく、一人ひとりがかけがえのない存在です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を守り、その最善の利益を常に尊重するとともに、子どもが成長の過程で豊かな人間性や自立性を身につけ、その個性や能力を最大限に発揮できるよう、育ちの環境づくりを進めるなど、すべての子どもが心身ともにすこやかに育ち、安全に、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

また、子どものすこやかな成長にとって、第一義的な養育上の責任を持つ、最も基本となる拠りどころは、その保護者であり、家庭です。子育てをする上で生じるさまざまな不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる社会の仕組みづくりと、地域社会全体で子育てを応援していく機運の醸成を図ることにより、子どもを産み育てるすべての市民が、仙台で子どもを産んで良かった、育てて良かったと思えるまちづくりを目指します。

(5) 基本的な視点

基本的な視点 1

子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

子どもが、将来、社会で生きていくうえで必要となる力を身につけていくことができるよう、すこやかな心と体を育む教育の充実や、さまざまな体験・活動の場、遊びの環境の充実、社会的自立に向けた支援の充実に取り組んでいきます。

また、児童虐待防止対策やいじめ防止等対策をはじめ、すべての子どもが安全に、安心して成長できる環境づくりに取り組み、子どものすこやかな成長を支えます。

基本的な視点 2

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

すべての子育て家庭が、子育てにおいて孤立せず、子育ての喜びを実感できるよう、母子保健や子育てに関する相談機能の強化など、子育ての負担感を軽減する取り組みを充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めていきます。

また、安心して子どもを預けることができる教育・保育の質・量の両面からの充実や、子どもの貧困対策など、妊娠期から出産・子育て期にわたり、そのときどきのニーズに応じた、子育て家庭に対する切れ目のない支援の充実を図ります。

基本的な視点 3

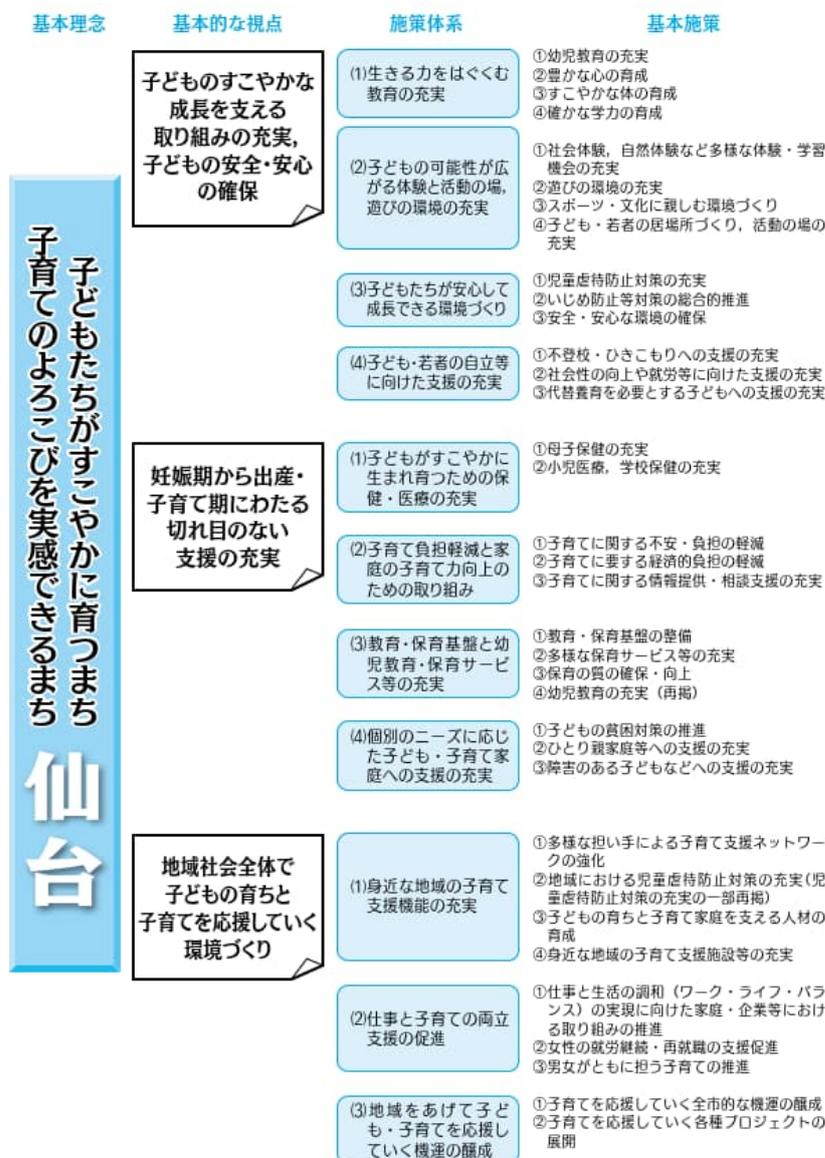
地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

子どもが心身ともにすこやかに育ち、子育て家庭が喜びや幸せを実感しながら子育てができるまちづくりを目指して、身近な地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。また、企業等における仕事と子育ての両立支援の促進を図っていくとともに、子どもや子育て家庭にかかわる多様な主体間の連携により、地域をあげて子どもと子育てを応援していく機運の醸成に取り組んでいきます。

(6) 計画の体系

基本理念、基本的な視点のもと、子どもと子育て家庭に関する施策を体系的に整理し、11の柱を基本に据えて、さまざまな施策の展開を図っている。

(図表 22 仙台市すこやか子育てプランの基本施策)



(7) 主な事業

基本理念と3つの基本的な視点のもと、それぞれの施策体系・基本施策を展開していくため、さまざまな事業を推進している。主な事業は、以下のとおりである。

基本的な視点 1

子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

① 生きる力をはぐくむ教育の充実

○ 幼児教育の充実

幼稚園や保育所等における取り組みの推進など

事業名	事業概要	担当課
認定こども園整備補助	質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の整備・普及を推進するため、認定こども園への移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修及び備品購入に要する経費の一部を助成する	【環境整備課】※1 ※1 令和4年度時点では幼保企画課以下同
私立幼児教育施設運営費等補助	幼児教育の充実のため、私立の幼児教育施設(私立幼稚園)の施設整備費や運営費の一部を助成する	【環境整備課】※1 【認定給付課】

○豊かな心・すこやかな体・確かな学力の育成

道徳教育、命を大切にする教育等の推進、体力・運動能力向上の取り組みの充実、きめ細かな指導による学習意欲の向上など

②子どもの可能性が広がる体験と活動の場、遊びの環境の充実

○社会体験、自然体験など多様な体験・学習機会の充実

体験参加型の学びの場や読書環境の充実など

○遊びの環境の充実

遊びの機会の確保、遊びの環境に関する調査・研究など

事業名	事業概要	担当課
児童館事業の充実	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る 児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く	【児童クラブ事業推進課】

○スポーツ・文化に親しむ環境づくり

スポーツ活動への参加の機会の拡大や芸術文化に親しむための環境づくりなど

○子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実

放課後児童クラブの充実など

事業名	事業概要	担当課
放課後児童健全育成事業の推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る 児童クラブが行う育成支援については、利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を深めるため、運営委員会や保護者説明会等を通じて、取	【児童クラブ事業推進課】

	<p>り組み内容等の周知を推進する また、児童館児童クラブ事業については、ニーズに対応するため、平日は、引き続き 19 時 15 分まで延長して実施する</p>	
--	--	--

③子どもたちが安心して成長できる環境づくり

○児童虐待防止対策の充実

児童相談所の体制・機能の強化など

事業名	事業概要	担当課
乳幼児健康診査	各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立つもので、生後 2 か月、4～5 か月、8～9 か月の各時期 1 回を医療機関で、1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児歯科健診、3 歳児健診を集団健診で実施する	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】 ※2 令和 4 年度時点では子供家庭保健課以下同
乳幼児健康診査未受診者対策	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から 3 歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者(直接接触する機会のない親子)に対する家庭訪問等を実施する	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】
児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化	増加する児童虐待・非行への対応など、さまざまな問題を抱える子どもへの相談・援助を行うため、児童福祉司の増員や一時保護所の定員の拡大など、児童相談所の体制・機能強化を図る	【児童相談所相談指導課】 【児童相談所保護支援課】

○いじめ防止等対策の総合的推進

学校内の体制の強化や教職員の対応力向上、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上を図るための広報啓発など

○安全・安心な環境の確保

生活環境の安全確保、防犯対策、交通安全対策など

④子ども・若者の自立等に向けた支援の充実

○不登校・ひきこもりへの支援の充実

不登校児童生徒等への居場所づくり、相談支援体制の充実など

○社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

職業体験の機会の充実、就労支援の推進など

○代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

児童養護施設の小規模化・地域分散化、里親支援の充実など

基本的な視点 2

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

①子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実

○母子保健の充実

妊産婦健康診査等や産後のサポート、子どもの発達に係る相談の充実など

事業名	事業概要	担当課
乳幼児健康診査 【再掲】	各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立つもので、生後2か月、4～5か月、8～9か月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】
乳幼児健康診査未受診者対策 【再掲】	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者(直接接触する機会のない親子)に対する家庭訪問等を実施する	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】
妊婦健康診査	妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を目的として14回分の助成を行い(県外で受診した分については償還払いにより対応)、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】

○小児医療、学校保健の充実

在宅当番医制の実施、学校における保健教育の充実など

②子育て負担軽減と家庭の子育て力向上のための取り組み

○子育てに関する不安・負担の軽減

相談機能の充実、地域における交流の場の充実など

事業名	事業概要	担当課
児童館事業の充実 【再掲】	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く	【児童クラブ事業推進課】
産婦健康診査 【再掲】	産後うつ予防や新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】
妊婦健康診査 【再掲】	妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を目的として14回分の助成を行い(県外で受診した分については償還払いにより対応)、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る	【子供保健福祉課】※2 【各区家庭健康課】 【各総合支所保健福祉課】
第3子以降小学校入学祝金	少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、小学校に新たに入学する子どもが第3子以降の場合に、仙台市内に住所を有する保護者に対して入学祝金(3万円/1人)を支給する	【子供保健福祉課】※3 ※3令和4年度時点では子供支援給付課以下同
特別児童扶養手当支給	精神または身体に障害のある児童の養育者に対し、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【各総合支所保健福祉課】
未熟児養育医療給付	入院を必要とする2,000グラム以下等の未熟児に対し、生後すみやかに適切な処置を講じることで、出生児の健康を保持・増進することを目的として、必要な医療の給付を行う	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【宮城総合支所保健福祉課】
自立支援医療費(育成医療)支給	身体上の障害のある児童、または、現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために、必要な医療費の支給を行う	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【宮城総合支所

		保健福祉課】
児童手当支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育し、仙台市内に住所を有する者等に手当を支給する	【子供保健福祉課】※3 【各区保険年金課】※4 【宮城総合支所保険年金課】 【秋保総合支所保健福祉課】 ※4 令和4年度時点では保育給付課以下同
子ども医療費助成	子どもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持と福祉の増進を図るため、子どもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の全部または一部を助成する より幅広い子育て家庭の経済的負担を軽減するため、所得制限基準の緩和を進める	【子供保健福祉課】※3 【各区保険年金課】 【宮城総合支所保険年金課】 【秋保総合支所保健福祉課】
児童扶養手当支給	ひとり親家庭における児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【各総合支所保健福祉課】
母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び父母のない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成する	【子供保健福祉課】※3 【各区保険年金課】※4 【宮城総合支所保険年金課】※5 【秋保総合支所保健福祉課】 ※5 令和4年度時点では各総合支所保健福祉課

○子育てに要する経済的負担の軽減

健康診査にかかる費用、小・中学校の給食費や学用品費等の援助、子ども医療費助成の拡充など

○子育てに関する情報提供・相談支援の充実

子ども・子育て家庭に対する総合的な支援体制の構築、育児に関する知識の習得・向上を図るための家庭教育の推進など

③教育・保育基盤と幼児教育・保育サービス等の充実

○教育・保育基盤の整備

保育所や小規模保育事業の整備、認定こども園の普及など

事業名	事業概要	担当課
保育所整備事業	子育て世帯が増加し、保育需要の増加が見込まれる地区を中心に保育所の整備創設を計画的に進める	【環境整備課】※1
認定こども園整備補助 【再掲】	質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の整備・普及を推進するため、認定こども園への移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修及び備品購入に要する経費の一部を助成する	【環境整備課】※1

○多様な保育サービス等の充実

延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の充実など

○保育の質の確保・向上

教育・保育従事者の人材の確保・育成、研修の充実など

事業名	事業概要	担当課
公立保育所の地域拠点保育所としての機能の充実	地域拠点保育所として位置付けた22か所の公立保育所について、今後、地域における配慮を必要とする児童等への対応強化、地域内の保育施設・子育て支援ボランティア等多様な担い手との交流・連携、新設の保育施設や経験の浅い経営主体が運営する保育施設に対する相談・支援、大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継拠点としての役割を担っていくための機能の充実を図る	【運営支援課】
乳幼児における食物アレルギー対応の充実	保育所(園)や認定こども園に対して、食物アレルギー児の入所に関する調査を実施し、各施設の状況を把握した上で、必要とされる研修会、マニュアルの見直しなどを検討・実施することで、施設におけるアレルギー対応の充実を図る	【運営支援課】
保育専門技術向上支援事業(スーパーバイズ事業)	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな保育や保護者への適切な支援を行うため、発達心理学・臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談を行い、幼稚園や保育所(園)、認定こども園の職員の保育専門技術の向上を図る	【運営支援課】
保育士人材確保対策	潜在保育士の復職を支援する「保育士リターンセミナー」の開催等により、保育士の確保を図るまた、雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者に対し、費用の一部を補助することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図る	【運営支援課】

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭や認可外保育施設等の保育従事者等が保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成を行う	【運営支援課】
増員保育士等助成	保育士を手厚く加配することにより、入所児童の福祉の増進、職員の身体的・精神的休養、資質向上を図る研修参加の促進等を図るため、国の基準を上回る保育士を配置している保育所等に対し、助成を行う	【認定給付課】

○幼児教育の充実(再掲)

事業名	事業概要	担当課
認定こども園整備補助 【再掲】	質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の整備・普及を推進するため、認定こども園への移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修及び備品購入に要する経費の一部を助成する	【環境整備課】※1

④個別のニーズに応じた子ども・子育て家庭への支援の充実

○子どもの貧困対策の推進

生活困窮世帯の子どもたちの居場所づくりなど

○ひとり親家庭等への支援の充実

さまざまな困難を抱える家庭への支援の充実

事業名	事業概要	担当課
児童扶養手当支給 【再掲】	ひとり親家庭における児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【各総合支所保健福祉課】

○障害のある子どもなどへの支援の充実

年齢や発達等に応じた相談支援の充実など

事業名	事業概要	担当課
特別児童扶養手当支給 【再掲】	精神または身体に障害のある児童の養育者に対し、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【各総合支所保健福祉課】
未熟児養育医療給	入院を必要とする 2,000 グラム以下等の未熟児	【子供保健福祉課】

付 【再掲】	に対し、生後すみやかに適切な処置を講じることで、出生児の健康を保持・増進することを目的として、必要な医療の給付を行う	課】※3 【各区保育給付課】 【宮城総合支所保健福祉課】
自立支援医療費 (育成医療)支給 【再掲】	身体上の障害のある児童、または、現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために、必要な医療費の支給を行う	【子供保健福祉課】※3 【各区保育給付課】 【宮城総合支所保健福祉課】
保育専門技術向上 支援事業(スーパー バイズ事業) 【再掲】	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな保育や保護者への適切な支援を行うため、発達心理学・臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談を行い、幼稚園や保育所(園)、認定こども園の職員の保育専門技術の向上を図る	【運営支援課】

基本的な視点 3

地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

①身近な地域の子育て支援機能の充実

○多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

地域における子育て支援団体の活動支援、子どもと子育て家庭に関わるさまざまな支援者同士の連携の強化など

○地域における児童虐待防止対策の充実

地域の関係機関や医療機関と連携した支援の充実など(一部再掲)

○子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

日常的に子どもと接する施設の職員の資質の向上など

事業名	事業概要	担当課
保育士人材確保対策 【再掲】	潜在保育士の復職を支援する「保育士リターンセミナー」の開催等により、保育士の確保を図る また、雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者に対し、費用の一部を補助することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図る	【運営支援課】

○身近な地域の子育て支援施設等の充実

のびすくや児童館のほか、幼稚園や保育所、認定こども園における子育て支援センター・支援室、学校等における相談機能の強化や交流の場・機会の充実など

事業名	事業概要	担当課
児童館事業の充実 【再掲】	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域	【児童クラブ事業推進課】

	に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る 児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く	
--	---	--

②仕事と子育ての両立支援の促進

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進
リーフレットによる啓発、企業等の子育て支援の取り組みの促進など
- 女性の就労継続・再就職の支援促進
講座の開催、女性の人材活用等に関する企業への働きかけなど
- 男女がともに担う子育ての推進
父親の子育て参加を促進するための講座等の企画や啓発など

③地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成

- 子育てを応援していく全市的な機運の醸成
子どもの権利の意識啓発、多様な主体間の連携の枠組みの構築など
- 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開
情報発信の充実、子ども・子育てを応援していくプロジェクトの企画・実施など

(7)市町村子ども・子育て支援事業計画について

幼稚園や保育園、認定こども園等の「教育・保育」、すべての子ども・子育て家庭を対象とした「地域子ども・子育て支援事業」について、需要である「量の見込み」と、それに対する供給である「確保方策」を定め、年次ごとの施設・事業の目標量に基づき、計画的な整備・体制確保を図ります。

(図表 23 「地域子ども・子育て支援事業」の対象施設・事業)

分類	区分
教育・保育	1号認定:3—5歳児、学校教育の利用希望(保育の必要性なし) 2号認定:3—5歳児、保育の必要性あり 3号認定:0—2歳児、保育の必要性あり
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④乳児家庭全戸訪問事業

	⑤養育支援訪問事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦一時預かり事業 ⑧病児保育事業 ⑨妊婦健康診査 ⑩子育て短期支援事業 ⑪子育て援助活動支援事業 ⑫実質徴収に係る補足給付事業※ ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業※
--	--

※⑫⑬は量の見込みの算出対象外

(8) 教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します

令和 2 年度末(令和 3 年度当初)の待機児童解消を目指し、また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う保育ニーズの高まりに的確に対応すべく、教育・保育施設、地域型保育事業の整備を進めます。また、計画期間において令和 5 年度頃まで量の見込みの伸びが想定されることから、引き続き必要な整備を進めるとともに、保育士の人材確保に向けた取り組みなど、量・質両面からの施策を総合的に推進します。

(9) 質の高い教育・保育の総合的な提供を担う、認定こども園の普及に努めます

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れることができる施設である認定こども園の普及に努め、計画期間における認定こども園の目標設置数を 87 園程度 とします。

第5 包括外部監査の結果

I 妊娠・出産期から幼児期にかけての子育て支援について

1. 妊婦一般健康診査について

事業名	妊婦一般健康診査事業
事業の概要	仙台市に住民票を有する妊婦に対して、妊娠週数にあわせて、健康診査料を助成する(詳細は図表 24 参照)。
予算額	728,549 千円
決算額	627,688 千円

(図表 24 施策及び事業の概要)

施策及び事業	根拠法令等	制度の概要
妊婦一般健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法・子育て支援法 ・母子保健法施行規則 ・妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 ・仙台市妊婦一般健康検査実施要綱 ・仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査要綱 ・里帰り妊婦健診助成 Q&A ・妊婦健康診査に係る Q&A 	<p><趣旨></p> <p>母子保健法では、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与する目的としている。そのうち、妊娠時の異常、早期発見・早期治療及び、妊婦の健康の保持増進を図るための妊婦健康診査の実施のために行われるもの。</p> <p><支給対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市に住民票を有する妊婦 ・助成券に記載された妊娠週数に合わせて、14 回まで健康診査料を助成する <p><助成額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回上限額 20,500 円 ・2～10 回目上限額 6,000 円 ・11～14 回目上限額 8,000 円 ・ヒトT細胞白血病ウイルス-1 型(HTLV-1)検査 上限額 2,290 円 (一人当たり助成額の上限は 108,790 円) <p>多胎児妊婦の場合、27 回まで助成可</p>

監査人は、業務委託契約に関し、随意契約の理由は適切かどうか、助成に関する業務フローが定型化され、業務が適切になされているかという観点で検討を行った。

市においては、市に住民票を有する妊婦に対して、健康診査料を最大 14 回助成する。里帰りのため、県外の医療機関で受診した妊婦についても、受診後の申請で助成する。

助成券の交付方法は、「母子健康手帳」と一緒に交付される「母子健康手帳別冊(妊婦編)」に、助成券(妊婦一般健康診査助成券)が綴じ込まれており、この助成券に必要事項(氏名、

住所、電話番号、妊娠届出月日等)を記入のうえ、受診する医療機関に出して受診することとなる。

県内指定医療機関での受診の場合、妊婦は各回数に応じた上限金額分までの健康診査料の支払いが、必要事項を記載した助成券を提出することで不要となる。医療機関は、一般社団法人仙台市医師会(以下「仙台市医師会」という。)に助成券等を添付し報告する。仙台市医師会は、月1回各医療機関の報告を取りまとめ、市に助成券を添付し請求する。子供家庭保健課では、助成券の数と受診件数や金額といった請求明細書の内容をチェックし、仙台市医師会へ支払を行う。支払の際には、簡易支出負担行為決裁簿により起案し決裁を取っている。また、受診内容をデータ化するため、事業者に委託しシステムに取り込んでいる。

県内助産所で受診の場合も、健康診査時に助成券を提出し、妊婦は各回数に応じた上限金額分までの支払いが、必要事項を記載した助成券を提出することで不要となる。助産所は、月1回、市に助成券とあわせて請求する。子供家庭保健課では、助成券の数や金額、請求内容をチェックし、各助産所へ支払を行う。

里帰りのため県外の医療機関で受診した場合、各妊婦は健康診査料全額を支払い、その後仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書に記載し、各区家庭健康課・各総合支所保健福祉課の窓口へ持参もしくは送付にて助成申請を行う。各区での申請を受付後、書類の確認や子供家庭保健課での書類受領時については、チェックリストを利用し実施する。従前は、妊婦健康診査、産婦健康診査の助成申請は、それぞれ別個の申請書で申請する必要があったが、妊婦時に里帰りしているケースでは、出産後も里帰りを続けていることが多いため、新生児聴覚検査の導入を機に、令和5年1月から、妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査をまとめて、申請できる申請書に変更するなど、利用者の利便性を図っている。また、仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書は、利用者の利便性を考え、窓口だけではなく、送付でも受け付けている。審査後、決定通知書にて振込額を申請者に通知する。申請者は、決定通知書をもとに市へ請求する。市では、請求書をもとに、財務会計システムを通じて振り込みを行う。

各支払いの際には、簡易支出負担行為決裁簿により起案し決裁を取っている。

なお、市の1人当たりの上限助成額は108,790円となっており、公費負担額の全国平均107,792円(出典:最近の母子保健を取り巻く状況2023.indd(jfpa.or.jp))を上回る助成を受けることが可能である。

(1) 妊婦健康診査の委託について

市は、仙台市医師会に医療機関からの助成券の取りまとめと内容診査にかかる業務を特命随意契約により委託している。市は、仙台市医師会は市内のほぼすべての医師が加入する唯一の団体であって、本事業の目的を達成するために必要な信用、技術、経験等の能力を備え

ており、地方自治法第 234 条及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号並びに随意契約ガイドライン II-2-(i)-C の規定により特命随意契約とすることは妥当であるとしている。

また、県内 3 か所の助産所とも妊婦健康診査の実施に伴う委託契約を締結している。関連資料の閲覧を行ったが、確認した範囲で特に発見事項はなかった。

(2) 妊婦健康診査料の支払について

検査料は、毎月、仙台市医師会からの種別ごとの受診件数を取りまとめた明細書及び病院ごとの明細をもとに市に請求がなされ、仙台市医師会に支払がなされている。市では、明細書と回収した助成券を照合し、明細書の件数を確認したうえで、支払を行っている。

(3) 妊婦健康診査委託料の支払について

仙台市医師会への業務委託料は、半期ごとに完了検査を行い、年 2 回支払を実施している。簡易支出負担行為決裁簿を閲覧したが、内容は、支出額についての決裁だが、予算残高も記載している。手書きで記載しており、特に差引計算される予算残高に記載ミスが散見される。記載ミスは、二重線で訂正しているが、訂正時に訂正印を押しているケースと二重線だけのケースが混在している。また、二重線ではなく上書きすることで訂正しているケースもあった。

(4) 実施状況

(図表 25 妊婦健康診査の実施件数の推移)

	医師会委託分		助産所	里帰り	合計
	初回受診件数	2～14 回受診件数	受診件数	受診件数	
令和 4 年度	6,861	70,172	387	4,373	81,793
令和 3 年度	7,293	75,191	439	4,618	87,541
令和 2 年度	7,636	77,898	183	5,681	91,398
令和元年度	8,014	80,797	404	6,153	95,368
平成 30 年度	8,194	82,939	626	7,024	98,783

(出典：市「子供未来局事業概要」(令和 4 年 8 月)
「こども若者局事業概要」(令和 5 年 8 月))

市では母子健康手帳及び助成券を入手するには窓口で妊娠の届け出をする必要があり、電子申請ができない。以下のとおり、宮城県内の他の市町村と比べても子育てに関するオンライン化進捗率は低くなっている。ただし、市は、母子健康手帳交付時に保健師等専門職による面談を行い、妊娠の最初の入り口を面談とすることでハイリスクを早期発見、支援しており、伴走型相談支援の一つとしている。

認めなされたとのことだが、形式が整っていないと、その主張は、第三者からは確認が取ることができない。チェックリストが準備されているにもかかわらず、利用されていないことは、事故があった際に、見逃す可能性があり、実際、チェック漏れにより補助金の額が誤った事案が、他の課で生じている(65 ページ参照)。

そのため、内部統制を有効に機能させるためにも、例えば、決裁者が整備したチェック欄が利用されているかどうかといった確認を行うといった体制にする必要がある。

(意 見) 補助金交付簡易決裁簿について

決裁に際して、起案日、決裁日と施行日の欄があるが、決裁日欄が使用されていないページがあった。欄がある趣旨を理解して、証跡を残す必要がある。このような記載の不備も電子決裁で防げるため、次回、基幹システムの更新時に導入を検討されたい。

(意 見) 助成券のあり方について

助成券は、利用者の意見を取り入れ利用しやすいよう大きさを小さくするなどの工夫を実施している。ただし、10 枚以上の助成券に同じ内容を記入する必要があり、不便さを感じる利用者もいる。助成券に必要事項を記入して渡す、受診した日時の情報を医療機関から適時に受け取ること等の工夫次第で不便さの軽減が可能と考える。国の母子保健情報デジタル化実証事業で、妊婦健診、乳幼児健診等のデータ連携が自治体と医療機関でなされるよう検討されているところではあるが、一層の工夫を検討されたい。

(意 見) 自治体での子育て・介護関係のオンライン申請の推進について

デジタル庁の Web ページで、他市町村と比較できるかたちで自治体での子育て・介護関係のオンライン化の取組状況が公表されており、これによれば仙台市のオンライン化進捗率は35%と宮城県内の他市町村と比べて低い。直接窓口に行かずとも申請ができるオンライン申請は利用者の負担軽減に大きく貢献することから、より積極的に取り組んでもらいたい。

予算執行状況は、728,549 千円の予算に対し、決算額 627,688 千円と 100,861 千円の不要額が生じている。予算額の 14%が不要額となっている。予算は過去の実績をベースに策定されているが、急激に進む少子化の影響も加味しているものの、ある程度の余裕をもった予算額としているとのことであった。令和 4 年度の受診件数は 81,739 件となっており、令和 3 年度の受診件数 87,541 件と比べ、7%近く減少している。

(意 見) 予算の執行状況について

予算額の 14% 100,861 千円が利用されていない。市の当初予算を制約してしまっており、本来当初から計画できていた事業が先送りされるといった機会損失が生じてしまっている。予

測が困難な事業ではあるものの、予算の見積をより精緻に実施する工夫を検討されたい。

2.産婦健康診査について

事業名	産婦健康診査
事業の概要	仙台市に住民票を有する産婦の方に対して、助成券にて、産後 2 週間頃と産後 1 か月頃の産婦健康診査への費用助成を行う
予算額	78,655 千円
決算額	65,491 千円

(図表 27 施策及び事業の概要)

施策及び事業	根拠法令等	制度の概要
産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法 ・仙台市産婦一般健康診査実施要項 ・仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付要綱 	<p><趣旨></p> <p>産後うつ等の予防や新生児等への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために行われるもの</p> <p><支給対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市に住民票を有する産婦 ・助成券にて、産後 2 週間頃と産後 1 か月頃の産婦健康診査への費用を助成する。 <p><助成額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 回あたり 5,000 円まで助成

市においては、仙台市に住民票を有する産婦に対して、健康診査料を 2 回助成する。里帰りのため、県外の医療機関で受診した妊婦についても、受診後の申請で助成する。その後の業務手続は妊婦健康診査と同様である。

3.新生児聴覚検査費用助成について

事業名	新生児聴覚検査
事業の概要	仙台市に住民票を有する妊婦が出産した新生児に対して、聴覚検査費用を助成する
予算額	14,116 千円
決算額	8,954 千円

(図表 28 施策及び事業の概要)

施策及び事業	根拠法令等	制度の概要
--------	-------	-------

<p>新生児聴覚検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省雇用均等 ・児童家庭局母子保健課長通知 ・仙台市新生児聴覚検査事業実施要綱 ・仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付要綱 	<p><趣旨> 新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるために行われるもの</p> <p><支給対象> ・仙台市に住民票を有する産婦が出産した新生児(令和5年1月1日以降に出生)に対して ・生後1か月以内に実施した初回新生児聴覚検査に対して</p> <p><助成額> ・自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR) 5,000 円 耳音響放射検査(OAE) 2,200 円</p>
----------------	---	---

(出典：市「子供未来局事業概要」(令和4年8月))

市においては、仙台市に住民票を有する産婦が出産した新生児（令和5年1月1日以降に出生）に対して、生後1か月以内に実施した初回新生児聴覚検査費用を助成する。里帰りのため、県外の医療機関で受診した妊婦についても、受診後の申請で助成する。その後の業務手続は妊婦健康診査と同様である。

4. 乳児健康診査助成について

事業名	乳児健康診査
事業の概要	仙台市に住民票を有する乳児に対して、2か月児、4～5か月児、8～9か月児の3回、無料(公費負担)で健康診査を実施するもの。
予算額	137,081千円
決算額	127,482千円

(図表 29 施策及び事業の概要)

施策及び事業	根拠法令等	制度の概要
乳児健康診査助成	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法 ・厚生省児童家庭局長通知 ・仙台市乳児健康診査実施要領 	<p><趣旨> 乳児の心身の異常を早期に発見し、早期に適切な措置を講じ、乳児の健康保持増進を図るために行われるもの</p> <p><支給対象> ・仙台市に住民票を有する乳児 ・2か月児、4～5か月児、8～9か月児の3回</p> <p><助成額></p>

		・乳児一般健康診査が無料
--	--	--------------

(出典：市「子供未来局事業概要」(令和4年8月))

市においては、仙台市に住民票を有する乳児に対して、一般健康診査を3回負担する。その後の流れは妊婦健康診査と同様である。

(意見) 受診票の記載項目について

仙台市の乳児一般健康診査受診票のフォームは、親の職業を記載する欄を設けている。一般的に、自身の健康診断における職業欄は、本人の職業が健康状態に影響を与えていることが想定され質問がなされることはある。しかし、子の健康診断において、他の自治体では親の職業欄の質問が省略されている例もある。回答のあった親の職業を健診等に活かしていないのであれば、不必要な情報を入手する必要はなく、記載を省略することを検討されたい。

II 地域子育て支援について

1. 児童館運営管理事業

事業名	児童館運営管理事業
事業の概要	ア) 児童健全育成機能 自由来館児童への遊び場の提供に加え、遊びの指導や各種行事等をとおして児童の健全育成を図る。 イ) 子育て家庭支援機能 親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行う。 ウ) 地域交流推進機能 地域との連携事業の実施や交流活動をとおして地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する、児童の健全育成を図る団体の育成支援を行う。 エ) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)の実施機能 昼間に保護者が就労等により家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る。
予算額	3,275,271 千円
決算額	2,781,201 千円

児童館の運営管理は、一部業務委託によるものがあるが、主に指定管理者制度を導入し指定管理者が行っている。監査人は、指定管理者による児童館の運営管理について、市が適切に指導・監督を行っているかという観点で検討を行った。

(1) 児童館の基本情報 (令和5年4月1日現在)

(図表 30 児童館の基本情報)

開館日・開館時間		・日曜・祝日・年末年始を除く毎日 ・午前 9 時～午後 6 時(土曜日は午後 5 時)
利用対象		・児童(0～18 歳未満) ・未就学児は保護者同伴の場合に利用可能
整備状況	児童館・児童センター	98 館
	マイスクール児童館	12 館
	コミュニティ児童館	2 館
	合計	112 館
	(参考)小学校区	119 学区

※児童センター...児童館の機能に加え、体力増進を図る機能を有するもの。

マイスクール児童館...小学校の転用可能な教室を活用して、児童館に準じた施設として児童館事業を行うもの。

コミュニティ児童館...小学校の敷地内で、地域の運営委員会への業務委託により、児童館に準じた施設として児童館事業を行うもの。

(出典:市作成資料)

(2) 指定管理者の指定

平成 16 年度から指定管理者制度を導入し、財団法人仙台ひと・まち交流財団（現：公益財団法人仙台ひと・まち交流財団）を最初に指定した。その後、新設する児童館については公募を行うとともに、非公募により指定管理者を指定している児童館については、児童館の改築にあわせて公募へ切り替えている。令和 5 年 4 月 1 日時点で、児童館は全部で 112 館（指定管理 98 館、業務委託 14 施設）あり、指定管理のうち非公募は 63 館となっている。

指定管理者の指定に当たっては、「仙台市局区指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」に基づき、市長が委嘱又は任命した委員で組織される子供未来局指定管理者選定委員会が設置され、①指定管理者の指定を受けようとする団体の募集に関する事項、②指定管理者に指定しようとする団体の選定方式及び選定に関する事項を審議する。

児童館運営の質向上のためには公募により指定管理者を決定することが望ましいところ、市は、適正な管理運営及び一定のサービス水準を確保する観点から、一部の児童館については公募によらず、指定管理者を非公募で選定している。非公募とする理由は次のとおりである。

- ・近年の公募の際の応募状況は、現指定管理者のみが応募する等、児童館運営の受け皿となり得る団体を十分に確保できていない。
- ・児童館事業の実施に当たっては、利用児童やその保護者との継続的な信頼関係の構築が必要不可欠であることに加え、小学校やその他地域の関係機関・団体等との綿

密な連携により児童一人一人の健全な成長を見守っていく社会的な役割も求められるため、長期に渡る継続性が担保される事業環境の中での安定した事業の実施を促していく必要がある。

なお、非公募の児童館すべてについて、議会の議決を経た上で、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に決定している。

市は、当該法人を指定管理者として選定した理由を次のとおりとしている。

- ・当該法人は指定管理者制度を導入する以前より、児童館の管理運営を担っており、ノウハウや知識・経験のある人材が豊富であること。
- ・指定管理者の中でも先導的な役割を果たすとともに、児童館全体の安定的な運営に貢献してきたこと。
- ・これまでの実績を活かし、市の児童館運営の指標となることが今後も期待できること。
- ・人材育成において、資質ある職員を安定的に登用し、多様な研修等を通して職員の更なる資質向上に取り組んでいる。
- ・各児童館において積極的に地域交流を推進するとともに、小学校、町内会、民生委員児童委員、市民センター等の関係機関と連携した取組を進めていること。
- ・要支援児への対応として、区保健福祉センターや発達相談支援センター、放課後等デイサービス等と連携しながら、計画的な育成支援に取り組んでいること。

(3) モニタリング・評価の実施

仙台市指定管理者評価マニュアル（以下「評価マニュアル」という。）に基づき、指定管理者に対するモニタリング及び評価を実施しており、前年度の運営管理を評価した結果は、指定管理者評価シート（以下「評価シート」という。）という様式で毎年11月頃に市のホームページで公開されている。

評価シートの作成に当たっては、指定管理者モニタリングシート（以下「モニタリングシート」という。）を使用して、施設の維持管理・サービスの提供が適切に行われているか、各分野を3段階の点数（0点、1点、2点）（「I 総則」は0点、3点、6点）により評価する。

評価水準及び配点は以下のとおりである。

（図表 31 モニタリングシートの評価水準と配点）

評価水準	配点
評価の視点を満たしていない	0点
評価の視点を満たしている(良好で円滑な管理運営を行っている場合を含む)	1点

<p>評価の視点を満たしており、かつその内容が特別に優れている</p> <p>★2点の基準 ※次のいずれかに適用する場合に2点とすることができます</p> <p>1) 協定書、仕様書、事業計画書等の定めを大幅に超える管理運営体制等の整備を行った</p> <p>2) 効果的な独自の取組みを実施し、協定書、仕様書、事業計画書等で計画された業務水準を大幅に超えて、特にめざましい成果・実績があった</p> <p>3) 市内の他施設や他都市の同様の施設と比較しても先進的で、特筆すべき取組みである</p>	<p>2点★</p>
---	------------

2点評価(加点点評価)する場合は、原則として協定書、仕様書、事業計画書等で標準的に求められる1点の水準を満たした上で、さらにこれを超えると客観的に判断できる場合です。

(出典:評価マニュアル)

協定書等の要求水準を満たしている場合は1点と評価される場所、加点又は減点する場合の対応については、評価マニュアルにおいて以下のとおり定められている。

<p>2. モニタリングについて</p> <p>(4) モニタリングの方法</p> <p>②施設所管課によるモニタリング (中略)</p> <p>なお、0点または2点の項目がある場合には、必ず、モニタリングシートの特記事項欄にその理由を具体的に記入します。</p> <p>3. 評価について</p> <p>(1) 評価の方法</p> <p>モニタリングシートとモニタリング結果一覧表を作成した後に、施設所管課が中心となって、評価シートを用いて評価を実施します。 (中略)</p> <p>②「二 管理運営に係る評価」の記入</p> <p>次に、モニタリングシートの結果から、「二 管理運営に係る評価」を記載します。分野ごとの評価に係る所見では、<u>モニタリングシートの特記事項に記載がある場合は、必ずその内容を記入します。</u> (特に前年度から評価が変動する場合は、その理由がわかるように記述します。)(後略)</p>

監査人は、市が評価マニュアルに従って指定管理者の運営状況を適切にモニタリング、評価しているかどうか検討を行った。

監査人が閲覧した指定管理者に係るモニタリングシートのうち、評価の視点「防災マニュアル等に基づき、避難訓練や防災訓練等を少なくとも毎月1回は実施している。」について、避難訓練が未実施の月がある点をモニタリングシートの特記事項に記載するとともに、当該項目を0点と評価（1点減点）しているものがあった。

評価マニュアルにおいて、モニタリングシートの特記事項に記載（0点又は2点と評価した項目）がある場合は、必ずその内容を評価シートの「所見」欄に記載すると定められているが、評価シートの「所見」欄に上記減点の内容が記載されていなかった。そのため、大項目「Ⅱ施設の運営管理体制」の評点30点満点中29点と1点減点されている理由が分からない内容となっていた。

また、大項目「Ⅴ施設固有の基準」において、特記事項として「関係機関と連携して、多彩な自然体験を実施したり、児童館便りに自然に関わる記事を毎月掲載して保護者との共有や児童館事業の認知向上に努めている。」と記載の上、2点と評価（1点加点）しているものの、当該内容が評価シートの「所見」欄に記載されておらず、加点した理由が分からないものがあった。

（指 摘） 指定管理者に対するモニタリングに係る評価シートの記載について

児童館を運営する指定管理者に対して実施するモニタリング及び評価において、内部資料であるモニタリングシートに特記事項（加点又は減点評価する理由）の記載がある場合は、外部に公表される評価シートの「所見」欄にその内容を必ず記載すると「評価マニュアル」に定められているのにもかかわらず、当該事項が記載されておらず、評価シートの利用者にとって加点又は減点評価した理由が分からないものとなっている。

評価シートの利用者にとって、配点の根拠が明確になるよう、「評価マニュアル」に従って、モニタリングシートに記載された特記事項を評価シートに必ず記載すべきである。

（4） 児童館内で発生した事件について

① 事件の概要

令和5年7月28日に仙台市内の児童館内において、児童をスマートフォンで盗撮する事件が発生した。当日勤務していた児童館職員は当該事案を休暇中の館長に報告した。館長は登館後スマートフォンを事務室内の机の引き出しに保管したが施錠せず、現場確認へ行った。館長が現場から戻ってくると保管していたスマートフォンがなくなっていた。

8月29日：当該児童館の指定管理者の代表理事から市へ報告があった。

9月29日：児童館職員がスマートフォンの窃盗容疑で逮捕された（その後、指定管理者は当該職員に懲戒解雇処分を行った）。

12月18日：仙台地裁は児童館元職員にスマートフォンを盗んだ罪で有罪判決を言い渡した。

② 指定管理者の報告義務懈怠

市へ報告があったのは、事件発生から1か月経過後であった。指定管理者は報告が遅れた理由について、犯行が未遂に終わったこと、証拠物品となるスマートフォンの紛失により警察へ通報する機会を失ったと述べている。また、団体内で内部調査を進め、その調査が終了してから報告しようとしたと判断したとのことだった。

市は、児童館の運営管理について指定管理者との間で5年間の協定書を結んでいる。協定書第26条において、事故発生時の対応について「指定管理者等は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに仙台市に報告し、仙台市の指示を受けなければならない。」と定めている。

事件の発生後速やかに市へ報告すべき案件であり、スマートフォンの紛失、内部調査の実施を理由に報告が遅れたことは正当性を欠くもので協定書第26条に違反している。

③ 市の対応について

9月6日：当該指定管理者に対し、地方自治法及び児童福祉法に基づく指示・命令を行い、適正な管理や再発防止に向け、改善計画書の提出を求めた。

9月22日：当該指定管理者から改善計画書が提出された。

10月2日：各児童館の指定管理者宛てに「児童館及び児童クラブ事業運営に係る事故防止の取組みの徹底について（通知）」を通知し、再発防止の取組の徹底について周知した。

市は、改善計画書の内容を精査した結果問題ないと判断し、改善計画書のとおり児童館の運営状況が改善されるよう指導・監督していくこととしている。

④ 指定管理者の指導・監督について

指定管理者に対しては日々の現地指導、実績報告書の提出、モニタリング等により指導・監督を行っている。モニタリングに当たって、「事故発生時の対応体制の構築」を評価する項目がある。今般スマートフォンの窃盗事件のあった児童館について、令和3年度（令和4年度に評価実施）のモニタリングシートには当該項目について特に問題ないと評価している。

（図表32 モニタリングシートの項目及び判断基準）

項目	判断基準
施設内で、事故対応責任者が明確になっている。	事故対応責任者を明確に定めているかどうかを確認する。
発生した事故内容等についての記録を作成している。（ヒ	施設で発生した事故だけでなく、ヒヤリ・ハット集や他類似施設等における事例集を作成して

ヤリ・ハット集の作成)	いるかどうかを確認する。
事故対応策の研修等を実施している。	蘇生法(AEDが設置されている場合はAEDの講習など)などの事故対応訓練を、非常勤を含む全職員を対象に行っているかを確認する。
事故発生時の連絡体制を確保している。	連絡網や連絡先が事務室内に掲示され(もしくは各職員に配布され)、誰もが迅速に連絡できるようになっているか確認する。

(出典：モニタリングシートを活用するに当たっての判断基準〔令和4年度〕)

(意見) 指定管理者に対するモニタリングの評価について

指定管理者に対するモニタリングの評価基準の一つに「事故発生時の対応体制の構築」がある。スマートフォンの窃盗事件のあった児童館については、事故発生マニュアル等が整備されていたものの、実際の運用面に問題があったため、市への報告が遅れることになった。モニタリング評価に当たっては、各種マニュアルの整備状況だけでなく、それが実際に職員に周知徹底され、適切に運用されているかどうかという点まで含めて判断の上、評価されたい。

2.放課後児童健全育成事業

事業名	放課後児童健全育成事業
事業の概要	<p>本事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>平成27年4月より、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を行おうとする事業者は、あらかじめ市町村長へ届け出ることにより、放課後児童健全育成事業を行うことができるようになった。</p> <p>上記届出により放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対し、運営費等の一部を補助し、もって児童福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>なお、児童クラブの利用ニーズが高い小学校区(以下「対象地区」という。)において運営している民間事業者を対象に、運営費補助の加算措置を実施している。</p> <p>また、対象地区への新規参入を促すため、対象地区に新規開設する事業者に対し、開設準備経費補助金を交付している。</p>

	令和4年度補助金交付団体数:27 団体
予算額	156,761 千円
決算額	136,149 千円

監査人は、放課後児童健全育成事業を運営する民間事業者に対して支給する補助金について、申請から支給、実績管理まで市が適切に業務を行っているかという観点で検討を行った。

(1) 放課後児童健全育成事業加算補助金について

放課後児童健全育成事業を運営する民間事業者に対し補助金を支給しており、さらに一定の要件を満たした事業者には補助金の加算措置を講じている。具体的な加算要件は、仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により定められている。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 前条の規定に基づき交付対象とする民間児童クラブ事業のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすものについては、別表1に定める補助金の交付に加えて、別表2に定める補助金を交付するものとする。

(1) 当該民間児童クラブの主たる事業運営学区において、令和6年度までに児童館児童クラブの登録待機が見込まれるとともに、当該民間児童クラブの保護者負担金の基準額が月額15,000円以下かつ児童が利用可能な居室の延床面積が33㎡以上であること。

(後略)

監査人は、補助金の申請書類を閲覧し、交付要綱に従って補助金の加算が行われているかどうか検討した。

監査人がサンプルとして申請書類を閲覧したところ、保護者負担金の基準額が月額15,000円を超えており、交付要綱第6条第2項第1号の要件を満たしていないにもかかわらず補助金を加算していた事業者（事業者A）がいることが判明した。

市は、申請書類とともに提出されるパンフレット等の添付書類により、保護者負担金の金額が加算要件を満たすか否か判断していたが、これを見過ごしたとのことだった。

また、監査人の上記誤りの指摘後、市が申請書類の点検を行った結果、同様に加算要件を満たしていない事業者（事業者B）がいることが判明した。

年度ごとの補助金の加算金額は以下のとおりである。

(図表 33 年度ごとの補助金加算金額)

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業者 A	322	5,729	5,812	7,127
事業者 B	-	-	356	5,533

(出典：市作成の補助金支給に係る資料)

児童クラブ事業推進課に提出される申請書類については、「提出書類チェックシート（事業運営費補助金）」（以下「チェックシート」という。）を利用して提出書類の不備、加算要件等をチェックする体制を取っている。

しかし、このチェック体制が適切に機能していなかったため、加算要件を満たしていないことについて見過ごす結果となった。

事業者 A については、会計年度任用職員による 1 次チェックにおいて、事業者のパンフレットにより保護者負担金の額を検討し、15,000 円を超えていることに疑問を抱いてチェックシートに「？」マークを残していたが、当該疑問が次にチェックする課内職員に引き継がれず、また、課内職員もその「？」マークについて追及しないまま支給手続に進んでしまっている。職員間のコミュニケーション不足も支給誤りを起こした要因といえる。

事業者 B については、チェックシート上、加算補助金の要件について検討したことを表すチェックマークが付されていなかった。市へヒアリングしたところ、チェックは行っているとのことだったが、チェック欄にチェックマークがなくチェックが実施されたとは認められない。

消費税法別表第二第 7 号ロ、消費税法基本通達 6-7-5 (2) により、当該事業は「放課後児童健全育成事業」に該当し、非課税取引として取り扱われるが、いずれの事業者も保護者からの負担金徴収を課税取引と誤認し、15,000 円に消費税等相当額を加算した 16,500 円を負担させていたため基準額を超えることとなった。

補助金申請する事業者が参照する「仙台市放課後児童健全育成事業に関する手引き」において、非課税事業であることが明記されていなかったことも、市と 2 事業者の間で齟齬が生じた要因であると考えられる。

市は、補助金の加算誤りへの対応について検討した結果、下記 3 点を理由に補助金の返還は求めず、補助金交付要綱第 12 条及び第 15 条に基づき是正措置を講ずるよう指示することとした。

- ・当該児童クラブは、公設にないサービスを提供し、児童の受け皿確保の一助となっており、加算分を含めた補助金を基にこれまで適切に児童クラブ事業を運営している。
- ・保護者負担金の基準額が 15,000 円以下という加算基準は、市独自の基準であり、法令違反ではなく、また国への補助金返還義務もない。

- ・補助金返還となった場合、条例等に基づき適切に児童クラブ事業運営を行っていたにもかかわらず、補助金が交付されず事業が立ち行かなくなる恐れがある。

上記指示により、各事業者は、誤って徴収していた消費税相当分の金額について保護者へ返還することとなった。

年度ごとの保護者への返還額は以下のとおりである。

(図表 34 年度ごとの保護者への返還額)

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業者 A	-	-	123	201
事業者 B	-	-	74	359

(出典：市ヒアリングより監査人作成)

なお、市は申請書類の総点検を行っており、これ以外に誤りは見つからなかった。

(指 摘) 放課後児童クラブを運営する民間事業者に支給する補助金の加算誤りについて
放課後児童健全育成事業を運営する事業者のうち、一定の要件を満たした事業者に対して補助金を上乗せして支給している。その要件のうち、保護者負担の基準額を 15,000 円以下とする要件を満たしていないにもかかわらず、これを見逃し補助金を加算して支給していた。

事業者から提出された申請書類の内容についてチェックシートを使用してチェックすることとしていたが、加算要件を満たしていないことを見逃した事業者については、チェックシートにチェックマークが付されていない、1 次検討者が疑問点があることの備忘として「？」マークを残していたが、次にチェックする課内職員へ適切に引き継がれず、チェック機能が働かなかつたため、加算要件を見過ごす結果となった。

チェックシートをより実効性があるものとするべく、チェックを行った場合は必ずチェックマークを付すことはもちろん、現状チェックマークを付すだけとなっている箇所について加算要件となる項目の金額や面積を記載するなど様式を見直すことが必要である。加えて、チェックシートの意義を課内職員で共有し、チェック時に疑義が生じた場合は上位者へ適時適切に報告するなど課内のコミュニケーションを充実させるとともに十分なチェック体制を整備されたい。

また、補助金を申請する際に事業者が参照する「仙台市放課後児童健全育成事業に関する手引き」に補助金の交付対象事業に係る収入は非課税取引であることを明記されたい。

(2) 実施状況報告書について

補助金を受けている事業者は、交付要綱第 11 条に基づき、毎月実施状況報告書を市へ提出している。提出を受けた市は、平日の利用児童数の月平均をチェックし実績と

して記録する。補助金は年度途中で概算払いされ、平日の利用児童数の月平均により金額が確定し年度末に過不足が精算される。

(状況報告)

第11条第6条第1項及び第2項に規定する補助金の交付を受けた補助事業者は、各月の事業の実施状況を翌月の10日までに放課後児童健全育成事業実施状況報告書により市長あてに報告するものとする。

実施状況報告書に記載される「平日の平均」は補助金の金額を精算する際に使用される重要な数値であり、市は手計算によりその正確性を確かめている。この正確性の検証(手計算)は時間を要しており非効率な状態となっている。

(意見) 補助金受給者から提出される実施状況報告書について

放課後児童健全育成事業の補助金支給を受けている事業者から毎月提出される実施状況報告書について、市は、手計算によって利用児童の「平日の平均」をチェックしており非効率が生じている。

市が数式を入れた Excel シートを事業者へあらかじめ提供するなど、事業者の記載誤りを防止するとともに、市のチェックが省力化できるよう、様式及び提出方法を見直しをいただきたい。

3. 新生児誕生祝福事業

事業名	新生児誕生祝福事業
事業の概要	子育てに役立つ育児用品や地場産品などが選べるオンラインのカタログギフトを送付し、子どもが生まれた家庭を祝福する。令和4年度より開始。
予算額	211,200 千円
決算額	89,405 千円

令和4年度から始まった新生児誕生祝福事業について、事業者選定から委託料の支払まで適正な事務が行われているかどうか、関係書類の閲覧及びヒアリングにより検討を行った。

(1) 事業の概要

① 趣旨

様々な不安や苦勞を経て出産された母親の勞をねぎらうとともに、未來を担う子どもの誕生を社会全体で祝福、歓迎する気持ちをオンラインのカタログギフトとして届け、笑顔と希望をもって子育てをスタートできるよう応援する。

カタログギフトには子育てに役立つ育児用品をはじめ、子育て家庭が利用できるサービス、仙台ゆかりの商品等を盛り込み、地域經濟の振興にも資するものとするとしている。

② 事業対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、市に令和5年3月31日までに住民登録をした児童がいる世帯。ただし、当該児童が、住民登録をした月の末日を経ずに、転出等により住民でなくなった場合は対象外とする。

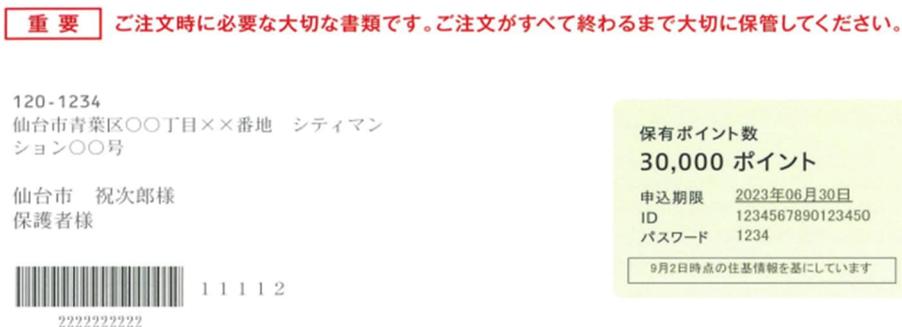
③ 対象児童数

7,600人

④ ポイント数等

対象児童1人当たり30,000ポイント（1ポイント＝1円）が対象世帯に付与される。対象世帯にはIDとパスワードが記載された案内状が自宅に郵送されるので、専用Webサイトにログインし、サイトに掲載されている商品、サービス等（以下「商品等」という。）の中から注文する。

（図表35 案内状）



商品等は、注文後おおむね2週間から1か月程度で自宅へ発送される。

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に出生した児童に係るポイント利用の状況は次のとおりであり（令和5年6月30日申込締切分）、利用割合は97.7%となっている。

（図表36）ポイント数と利用割合

	ポイント数	割合
発行	116,040,000	100.0%
利用	113,380,500	97.7%
失効	2,659,500	2.3%

（出典：市作成資料）

⑤ 委託事業者の決定方法

市は、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定している。選定に当たっては、審査委員会を設置し、公募参加者から提出される企画提案書及び見積価格提案書について、以下の評価基準票に従って評価する。評価基準の具体的内容は仕様書で定められている。

(図表 37 評価基準票)

評価項目	評価基準	得点
1.企画提案内容のコンセプト	(1)仕様書2(1)に示す本事業の趣旨を踏まえた提案となっているか。	15/15
2.カタログギフト掲載商品等	(1)子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう、幅広い価格帯から十分な数の商品等が提案されているか。	30/30
	(2)子育て家庭に喜ばれるような魅力ある商品等が提案されているか。	
	(3)地域経済の活性化に資する商品等が提案されているか。	
3.業務の実施方法・手法	(1)外国人を含め、対象者への事業の案内状の送付から申込受けまでがわかりやすいものになっているか。	15/15
	(2)本市が子育てしやすいまちであることを市内外にP.R.する効果的な広報施策が提案されているか。	
	(3)インターネット環境がない方の注文方法への配慮がなされているか。	
4.業務の実施体制	(1)申込みに対して迅速に対応する体制が整えられているか(申込みからおおむね1か月以内に配送完了すること)。	20/20
	(2)事業の安定的・継続的な実施体制がとられているか。	
	(3)問い合わせやクレームへの対応が適切にできる体制となっているか。	
	(4)利用者の個人情報の適切な管理、保護、不正利用防止策がとられているか。	
5.業務のスケジュール	(1)業務のスケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。	10/10
6.見積価格の妥当性	(1)見積内容が予定価格以内で、提案内容と照らして整合性のある妥当な積算となっているか。※見積価格提案書により評価するため、提案書には記載不要。	5/5
7.地元企業の優先	(1)市内に本店を有しているか。	5/5
得点		100/100

(出典:事業者募集要項)

⑥ 委託業務の内容

主な委託業務の内容は次のとおりである。

- ・カタログギフトの企画・作成
- ・商品、サービスの選定

- ・ 申込専用 Web サイトの作成
- ・ 申込者に対するアンケートの実施
- ・ 案内状の作成及び発送
- ・ 商品、サービスの申込受付及び発送
- ・ 各月の進捗状況を取りまとめた実績報告書の作成及び市への提出

(2) 支払時の確認資料について

委託事業者は、当月の業務完了後、業務完了届とともに商品等の発送履歴を一覧にした Excel データ（以下「発送データ」という。）を実績報告書として市へ提出する。発送データには申込者の ID、商品名、出荷日、使用したポイント数等（以下「申込情報」という。）が記載されている。市は、発送データの記載内容を確認後、ポイント数の合計に消費税及び地方消費税を加算した金額を委託事業者へ支払っている。

市は、発送データを利用し、人気商品の傾向を把握するための分析を月次で行っている。ポイント数については、提出された当月分の発送データの中に、前月までに提出されたデータが重複していないかどうかをチェックしている。具体的には、前月までの累計データを作成し、当月分の発送データの申込情報と突き合わせし、重複データがあればフラグが立つようにしている。

(意 見)業務委託料の支払について

仙台市新生児誕生祝福事業に係る毎月の業務委託料の支払金額は、委託事業者から提出される各月の発送データに基づいて決定される。市は、当月提出された発送データについて前月分までのデータと重複がないかどうかのチェックに留まっており、申込者の ID ごとに使用ポイントの管理は行っていないため、委託事業者が架空または誤った ID を記載して過大な使用ポイント数を報告してくるリスクに対応していない。発送データに記載された ID ごとに使用ポイント数を集計し、市が保有する対象児童のリストと突き合わせることで、発送データの正確性を確かめる措置を講ずることが望ましい。

(3) アンケートの実施結果

専用 Web サイト上で商品等を申込後、アンケートに回答する仕様となっている。アンケート対象者は、申込者全員である。なお、1つの ID につき回答できるのは1回のみであり、商品等の初回申込時に実施される。

アンケートの結果は好意的なものが大部分を占めている一方、事業内容の改善を求める意見もあった。

(図表 38 アンケート結果)

好意的	改善要望
<ul style="list-style-type: none"> 品数が豊富。 物価高騰の折にありがたい。 出産後は出費が重なるのでありがたい。 温泉宿泊券が外出するきっかけになった。 子どもを産む楽しみが増えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品の紹介ページの説明、写真を増やしてほしい。 特定の商品を選ぼうとすると、不要なものがセットになっている場合がある。 近隣の宿泊券（秋保や作並）を増やしてほしい。 欲しかった商品の在庫がなく、入荷予定もないため別の商品を選んだ。 専用 Web サイトへのログインに手間が掛かる。

(出典：市アンケート結果資料より作成)

商品等のラインナップについては、委託事業者の選定にあたり、前記に示した評価基準票の2(1)～(3)により評価される。商品等の掲載点数は仕様書の別表で定められており、施設利用券は「1 点以上」となっている。アンケート結果には「近隣の宿泊券を増やしてほしい」と改善要望があった。「施設利用券は外出するきっかけになった」と好意的な意見があったことから、仕様書に定める掲載点数を増やしラインナップを充実させることが利用者の満足度向上につながると考える。

(意見) アンケート結果の活用について

仙台市新生児誕生祝福事業に関するアンケート結果を見ると、商品等のラインナップや申込専用 Web サイトの使い勝手等、改善要望が上がっている。市はその都度改善を行っているとのことであったが、翌年度以降の委託事業者選定に当たっては、利用者の更なる満足度向上につながり本事業の効果がより得られるよう、改善要望を踏まえた評価項目の設定、配点及び仕様書の内容となるよう努めていただきたい。

Ⅲ 子育てに要する経済的負担の軽減について

1. 児童手当支給等の手当等について

事業名	児童手当支給 児童扶養手当支給 特別児童扶養手当支給 子ども医療費助成 母子・父子家庭医療費助成 第3子以降小学校入学祝金
事業の概要	子育てに要する経済的負担の軽減に関する手当等の支給 (より詳細は図表 39 参照)

予算額	児童手当支給	14,942,400 千円
	児童扶養手当支給	3,574,257 千円
	特別児童扶養手当支給	6,604 千円
	子ども医療費助成	3,685,257 千円
	母子・父子家庭医療費助成	180,352 千円
	第3子以降小学校入学祝金支給	36,422 千円
決算額	児童手当支給	14,535,370 千円
	児童扶養手当支給	3,501,413 千円
	特別児童扶養手当支給	5,675 千円
	子ども医療費助成	3,567,563 千円
	母子・父子家庭医療費助成	178,099 千円
	第3子以降小学校入学祝金支給	36,144 千円

市は、子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、国の施策である児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、宮城県の施策である母子・父子家庭医療費助成の認定や支給関係等の事務を担う他、市独自に子ども医療費助成や第3子以降小学校入学祝金の支給を行っている。

(図表 39 各施策及び事業の概要)

施策及び事業	根拠法令等	制度の概要
児童手当支給	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法 ・児童手当法施行令 ・児童手当法施行規則 ・仙台市児童手当事務処理要綱 	<p><趣旨> 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p> <p><支給対象> 中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育し、仙台市内に住所を有する方等。また中学校修了前の施設入所等児童が委託されている施設設置者、里親等。</p> <p><支給額> 所得制限限度額未満 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の児童1人につき月額15,000円 ・3歳以上小学校修了前(第1・2子)の児童1人につき月額10,000円 ・3歳以上小学校修了前(第3子以降)の児童1人につき月額15,000円 ・中学生の児童1人につき月額10,000円 所得制限限度額以上かつ所得上限限度額</p>

		<p>未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例給付として児童 1 人につき(一律)月額 5,000 円 <p>所得上限限度額以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象外 <p>※施設里親等受給者については所得制限なし</p> <p><支払時期> 原則として、6 月、10 月、2 月に、それぞれの前月分までを支給</p>
児童扶養手当支給	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法 ・児童扶養手当法施行令 ・児童扶養手当法施行規則 	<p><趣旨> ひとり親家庭における児童の養育者に対し、手当を支給することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p><支給対象> ・父または母のない(父または母が重度障害者の場合を含む)18 歳に達した年度末(心身に一定の障害がある場合は 20 歳未満)までの児童の母または父、もしくは、父母に代わってその児童を養育している者のうち、一定の支給要件を満たす者</p> <p><支給区分と手当額> ・児童 1 人 月額 43,070 円 ・児童 2 人 児童 1 人の手当月額に 10,170 円を加算 ・児童 3 人以上 3 人目から、児童が 1 人増すごとに 6,100 円を加算</p> <p>※所得額に応じて一部支給となる。所得制限限度額を超える場合は手当が支給されない。</p> <p><支給時期> 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月の 11 日(土曜、日曜、祝日の場合は金融機関の前営業日)に、それぞれの前月分までを口座振込により支給</p>
特別児童扶養手当支給	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 	<p><趣旨> 精神または身体に障害を有する児童につ</p>

	<p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令</p>	<p>いて特別児童扶養手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。</p> <p><支給対象> 心身に重度または中度の障害がある 20 歳未満の児童を監護している父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している者</p> <p><支給区分と手当額> 身体障害者手帳「1 級」の一部、「2 級」の一部、療育手帳「A」及びこれらと同程度の障害:月額 52,400 円</p> <p>身体障害者手帳「3 級」の一部、「4 級」の一部、療育手帳「B」の一部及びこれらと同程度の障害:月額 34,900 円</p> <p>※所得制限限度額を超える場合は手当が支給されない。</p>
<p>子ども医療費助成</p>	<p>・仙台市子ども医療費の助成に関する規則 ・仙台市子ども医療費の助成に関する規則実施要領</p>	<p><趣旨> 子どもにかかる医療費を助成することにより、子どもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持と福祉の増進を図る。</p> <p><助成内容> 仙台市内に住所を有し、各種健康保険に加入している子どもにかかる医療費のうち保険診療による自己負担額を助成する。</p> <p>0 歳～中学 3 年生 …… 通院(外来、調剤、訪問看護など)、入院(食事療養費の標準負担額は除く)</p> <p>※小学 1 年生～中学 3 年生は利用者一部負担金あり 通院:初診・初検時 500 円 入院:10 日目まで 1 日 500 円</p> <p>※所得制限限度額を超える場合は助成されない</p>

<p>母子・父子家庭医療費助成</p>	<p>・仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則 ・仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する事務処理要領</p>	<p><趣旨> 母子・父子家庭にかかる医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。</p> <p><助成の対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母、父子家庭の父 配偶者と死別または離別、配偶者が生死不明または重度障害、配偶者から遺棄されている等の状況にある方で、18歳に達した年の年度末までの児童を扶養している女子または男子 ・母子家庭の児童、父子家庭の児童 母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳に達した年の年度末までの児童 ・父母のない児童 父母と死別または離別、父母が生死不明または重度障害、父母から遺棄されている等の状況にある18歳に達した年の年度末までの児童 <p><助成内容> 対象者にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額で1レセプトにつき1,000円(入院の場合2,000円)を超える額を助成する。</p> <p>※所得制限限度額を超える場合は助成されない</p>
<p>第3子以降小学校入学祝金</p>	<p>・仙台市第3子以降小学校入学祝金支給要綱</p>	<p><趣旨> 小学校に入学する児童の保護者に対し、入学祝金を給付することにより、少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図る。</p> <p><対象児童> 第3子以降の児童または被措置児童</p> <p><支給対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が入学する年の5月1日に仙台市に住所を有する保護者 ・児童が入学する年の5月1日に仙台市に所在する児童養護施設等

		<支給額> 対象となる児童1人につき 30,000 円 <支給時期> 6月に支給
--	--	---

(出典:市「子供未来局事業概要」(令和4年8月))

児童手当等は、子育てを行っている住民にとっての経済的負担の軽減となるものであり、市の子育て支援において重要な位置付けであると考えられることから、これらの支給等の事務処理に関して検討した。

(1) 事務マニュアル・要領等について

子育てに要する経済的負担の軽減の施策及び事業に関する事務が一律になされ、職員の事務処理の誤りを防止または発見するためには、当該事務に関するマニュアル・要領等が市の中で整備され、その内容が職員に共有及び浸透し、実際に活用されていることが肝要である。

事務マニュアル・要領等の整備状況について、担当者への質問や事務マニュアル・要領等を閲覧した限りにおいて、支給等に関する事務マニュアル・要領等は共有及び活用されていたと考えられる。なお、市は、担当課が送金の事務処理を行う、児童扶養手当、子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成、第3子以降小学校入学祝金支給に関して、支払時の事務誤りが起きやすい項目を纏めたチェックシートの利用を令和5年度から開始している。

(2) 「不適切な事務処理事例集(令和4年度)」について

市では、「適正事務の確保に向けた取組方針」(令和5年4月)の別添資料「不適切な事務処理事例集(令和4年度)」の【事例11】において、「子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成における二重支給」を公表しており、医療費助成の二重支給の事務処理誤りが起きている。

市としては、この事例を受け「事務マニュアルの改善による基本的な注意事項の周知徹底」、「業務手順の整備と、関係部署との十分な事前確認及び情報共有の実施」を再発防止策としている。

(図表 40 医療費助成の二重支給の内容)

○経緯等

子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成では、保険診療による医療費の自己負担分の全部又は一部について助成を行っているが、令和5年2月15日支給分の当該助成金について、青葉区以外の対象者に係る金融機関へのデータ送信を二重に行ってしまったことにより、該当者に対して二重に支給したものの。

<対象>

- ・子ども医療費助成の二重支給：191件(約146万円)
- ・母子・父子家庭医療費助成の二重支給:1,328件(約668万円)

○主な要因

1. 助成制度担当課と会計担当課との間で、テスト環境の範囲等について相互に確認がされておらず、認識に齟齬があるまま処理が行われた。
2. システムのテスト実施日に正規データの送信を行うことについての取扱いが定められておらず、両課間で確認がされていなかった。

○担当課で取られた再発防止策

1. 助成制度担当課においては、業務マニュアルに、システムのテスト実施日には正規データの送信は不可である旨明記した。
 - 事務マニュアルの改善による基本的な注意事項の周知徹底
2. 会計担当課においては、システムのテスト実施に係る手順等を新たに定めるとともに、テスト実施の際には、関係課との間で必要事項や注意点を書面により確認し合うこととした。
 - 業務手順の整備と、関係部署との十分な事前確認及び情報共有の実施

(出典:市「不適切な事務処理事例集(令和4年度)」【事例11】を監査人にて抜粋加工)

再発防止策に関して、事務マニュアルの閲覧、業務手順の整備状況等について質問を行い、再発防止策の内容を確認した。

(意見) 業務マニュアルの情報の体系化について

助成制度担当課の再発防止策としては、業務マニュアルの改善の措置として「医療費助成セブンメイト使用について」というマニュアルに、テストデータの送信に関する注意事項が記載されている。

ここで、子ども医療費助成の申請受付・処理方法、各種リスト確認作業手順等、対象者の資格管理については「子ども医療費助成制度 業務マニュアル」、給付に関しては「子ども医療費助成制度、母子・父子家庭医療費助成制度、心身障害者医療費助成 業務共通マニュアル(給付編)」という事務処理に関する中核的なマニュアルが別途存在している。

これらのマニュアルにも再発防止策を追記する、又は、「子ども医療費助成制度 業務マニュアル」には、巻末資料として、規則・マニュアル等の一覧が記載されていることから、「医療費助成セブンメイト使用について」をこの巻末資料に記載するなど、再発防止策のテストデータの送信に関する注意事項の情報が散逸しないようにすることが望まれる。

また、今後においても、誤りが発生しないよう、適宜マニュアル、チェックリストを見直し、担当者が変わった際の引継ぎの徹底も含めて、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。

(3) 電算システムに依拠しない手当等の計算事務処理について

子供支援給付課の施策及び事業に係る手当等は、主に電算システムを利用して自動計算を行っている。

しかしながら、一部の手当等は、電算システムを利用せずに支給額を計算して支給を行っており、職員によるマニュアル作業が介在し、支給額の計算を誤る等のリスクが考えられることから、電算システムを使用せずに計算を行っている「遺族年金の受給者に係る児童扶養手当」、「第3子以降小学校入学祝金」に関して計算事務の状況を検討した。

(図表 41 施策及び事業毎の電算システムの利用状況)

施策及び事業名	電算システム名称
児童手当	国保・医療助成システム
児童扶養手当	児童扶養手当システム(遺族年金の受給者に係る児童扶養手当を除く)
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当システム
子ども医療費助成	国保・医療助成システム
母子・父子家庭医療費助成	国保・医療助成システム
第3子以降小学校入学祝金	システム未使用

(出典:市ヒアリングより監査人が作成)

「遺族年金の受給者に係る児童扶養手当」、「第3子以降小学校入学祝金」、を対象に計算事務をサンプルにて確認した限りにおいては、特段の検出事項は識別されなかった。

(4) 電算システムを利用している手当等について

児童手当の決算額は 14,535,370 千円であり、他の手当等と比べて多額な支給が行われている。

児童手当は、電算システムにより手当額の計算を行っており、電算システムが市の意図したとおりに機能する環境となっているかは重要な視点である。

そのため、児童手当額の計算を行う国保・医療助成システム(子ども医療費助成と母子・父子家庭医療費助成の助成額の計算も行っている)と、児童扶養手当額の計算を行う児童扶養手当システムを対象として、アクセスの管理の状況(ID・パスワードの管理の状況等)、システム変更に係る対応状況(システム改修等の際の対応等)、運用の管理状況(保守・障害・事故等への対応等)を担当者への質問及び市の資料の閲覧により検討した。結果、当該検討の限りにおいて、特段の検出事項は識別されなかった。

また、電算システムの計算についてサンプルで、担当者へ質問やシステム画面を閲覧した限りにおいて、特段の検出事項は識別されなかった。

2. 医療援護に係る給付等

事業名	未熟児養育医療給付
-----	-----------

	自立支援医療費(育成医療)支給
事業の概要	子育てにおいて必要な医療費の援護 (詳細は図表 42 参照)
予算額	未熟児養育医療給付 83,558 千円 自立支援医療費(育成医療)支給 7,072 千円
決算額	未熟児養育医療給付 83,549 千円 自立支援医療費(育成医療)支給 4,232 千円

市は、妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援に関連して、未熟児の養育に係る医療費の援護や育成医療に関する医療費用の支給等を行っている。

(図表 42 施策及び事業の概要)

施策及び事業	根拠法令等	制度の概要
未熟児養育医療給付	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法 母子保健法施行規則 仙台市母子保健法施行細則 仙台市未熟児養育医療給付事務取扱要領 	<p><目的> 入院を必要とする 2,000 グラム以下等の未熟児に対し、必要な医療費を給付(所得により一部自己負担あり)する。</p> <p><対象者> 出生時体重 2,000 グラム以下等で、医師が入院養育を認め、保健所長が給付決定をした未熟児</p> <p><実施機関> 指定養育医療機関</p>
自立支援医療費(育成医療)支給	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 仙台市自立支援医療(育成医療)支給認定及び支給事務取扱要領 	<p><目的> 身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実なる治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために医療に要する費用を支給する。</p> <p><対象者> 身体に障害(内臓障害、肢体不自由、視覚障害等)を有する 18 歳未満の児童で、確実な治療効果を期待しうる者</p> <p><医療の実施機関> 指定自立支援医療機関(育成医療)</p> <p><自己負担額> 保険診療の自己負担額のうち、医療機関窓口で「かかった医療費の 1 割」と「月の自己負担額の上限」の金額のうち、いずれか低い方。「月の自己負担額の上限」は所得と障害の程度に応じて定められている。</p>

		<p><所得制限> 障害の程度が重度かつ継続的な治療を要するもの以外で、世帯の市町村民税額が 235,000 円以上の場合は対象外となる。</p>
--	--	--

医療援護は、子育てを行っている住民にとっての経済的負担の軽減となるものであり、市の子育て支援において重要な位置付けであると考えられる。そのうち、「未熟児養育医療給付」、「自立支援医療費(育成医療)支給」の事務処理に関して検討した。

関係書類をサンプルにて閲覧した結果、簡易支出負担行為決裁簿に関して、子供家庭保健課の妊婦健康診査委託料の支払いと同様の状況が確認された(これに関する意見は、「意見 簡易支出負担行使決裁簿の記載および決裁について」53 ページ参照)。

IV 教育・保育基盤の整備について

1. 公立保育所の更新後の方針について

事業名	今後の保育施策の推進について
事業の概要	これまで、保育施策の充実について検討を進めてきたところであるが、子ども・子育て支援新制度施行に向け、地域における今後の保育施策推進の核となる保育所(以下「地域拠点保育所」という。)を設定し、機能強化等を図る。
予算額	一千円
決算額	一千円

仙台市には、市が運営する公立保育所が、市内に 32 か所設置されている。このうち 22 か所の保育所については、地域拠点保育所として各区 3 か所から 6 か所の保育所が認定されており、存続することが確定しているが、公立保育所のうち残り 10 か所の保育所については、今後の存続について結論が先送りされている。そのため、これらの保育所について存続の是非を検討するスケジュール等について、市としてどのように対応しているのかについて確認することとした。

公立保育所のうち、地域拠点保育所とされている保育所の一覧は、下記ようになる。

(図表 43 地域拠点保育所一覧)

区	保育所名
青葉区(6)	旭ヶ丘保育所、荒巻保育所、落合保育所、国見保育所、桜ヶ丘保育所、支倉保育所
宮城野区(4)	高砂保育所、鶴ヶ谷第二保育所、萩野町保育所、東仙台保育所
若林区(3)	沖野保育所、蒲町保育所、南小泉保育所
太白区(5)	上野山保育所、根岸保育所、人来田保育所、袋原保育所、向山保育所
泉区(4)	黒松保育所、長命ヶ丘保育所、鶴が丘保育所、七北田保育所

(出典:市資料より監査人作成)

公立保育所における地域拠点保育所以外の 10 か所の保育所は、下記のようになっている。

(図表 44 地域拠点以外の公立保育所)

区	保育所名
青葉区(2)	折立保育所、熊ヶ根保育所
宮城野区(2)	鶴巻保育所、福田町保育所
若林区(2)	上飯田横堀保育所、木ノ下保育所
太白区(4)	青山保育所、飯田保育所、太白保育所、湯元保育所
泉区(0)	—

(出典:市資料より監査人作成)

(図表 44)地域拠点以外の公立保育所 10 か所のうち、今後(結論)が決まっている保育所は 3 か所である。

- 廃止する・・・折立保育所
- 存続する・・・湯元保育所、熊ヶ根保育所

残りの7か所(木ノ下保育所、青山保育所、太白保育所、鶴巻保育所、福田町保育所、上飯田横堀保育所、飯田保育所)については、方針が決まっておらず、方針を決めるためのスケジュールについても未定となっている。

(図表 45 地域拠点保育所以外の保育所)

【地域拠点保育所以外の保育所】

公表年次(予定)	建替年次(予定)	箇所数	保育所名	建築・修繕履歴	築年数(2023.4現在)	事業手法
R4.6	(R7.4)	1	折立	S49新築(W1F)	48年	廃止 (落合保育所との統合)
R5.5		1	湯元	H3移転新築(W1F)	31年	直営継続
R5.5		1	熊ヶ根	H21新築(RC1F)	13年	直営継続
更新後の方針にも基づき、各施設の方向性を検討の上、順次公表する。公表は民営化等の年半前までに行う。		1	木ノ下	S46移転新築(RC2F)	51年	未定
		1	青山	S53新築(RC2F)	44年	未定
		1	太白	S54新築(RC2F)	43年	未定
		1	鶴巻	S57新築(RC2F)	40年	未定
		1	福田町	S53新築(RC2F) H17大規模改修 H185歳児室増築	44年 (17年)	未定
		1	上飯田横堀	S58新築(RC2F)	39年	未定
	1	飯田	H9移転新築(W1F)	25年	未定	

計 10ヶ所

(出典:市作成資料)

今後の方針が決められていない 7 か所の保育所については、「今後の保育施策の推進について(平成 26 年 10 月 21 日公表)」に基づき決められていくことになる。これによると、「5 地域拠点保育所以外の公立保育所の建替え等」に、次のように記載されている。以下、「今後の保育施策の推進について」からの抜粋である。

地域拠点保育所以外の公立保育所については、地域の保育需要の動向、建物の老朽化の状況、近隣の私立保育施設の整備状況等を勘案しながら、民設民営方式による建替えや定員減・廃止等を順次行っていく。

(建替え等に係る基本的な考え方)

引き続き一定の保育需要が見込まれる地域に所在する施設については、民営化を順次進める。それ以外の場合については、原則として民営化は実施せず、保育需要に応じた定員規模の適正化を図っていく。

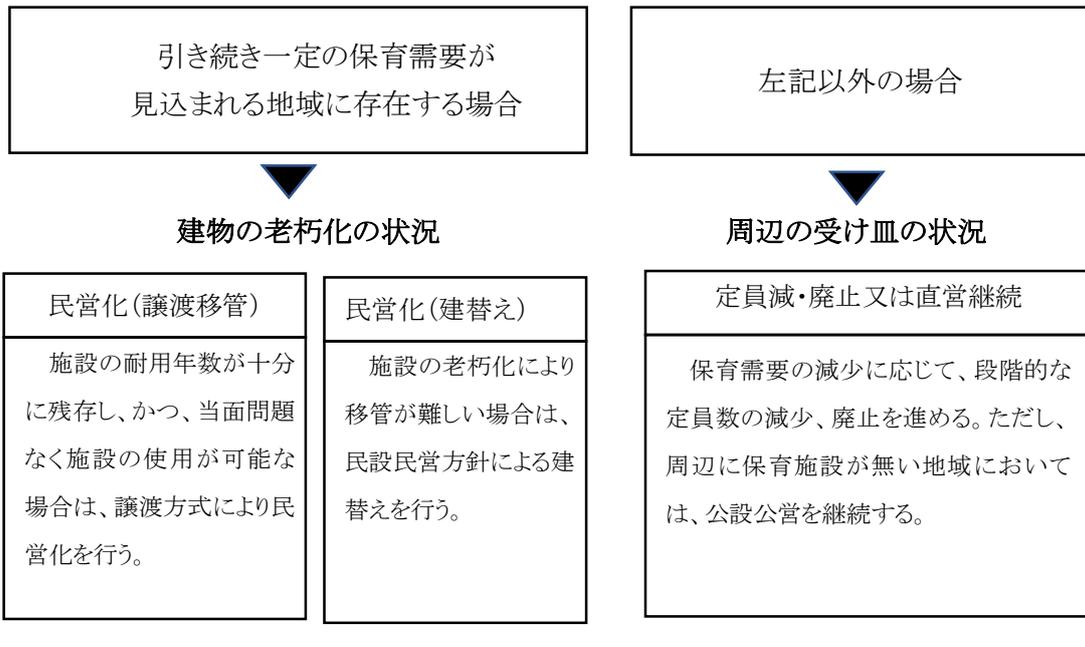
① 民営化を実施する場合の手法について

- ・施設の耐用年数が十分に残存し、かつ、当面問題なく施設の使用が可能な場合は、譲渡方式による民営化を行う。
- ・施設の老朽化により移管が難しい場合は、民設民営方式による建替えを行う。

② 民営化を実施しない場合の取り扱いについて

- ・保育需要の減少に応じて、段階的な定員減少、廃止を進める。
- ・ただし、周辺に保育施設がない地域においては、公設公営を継続する。

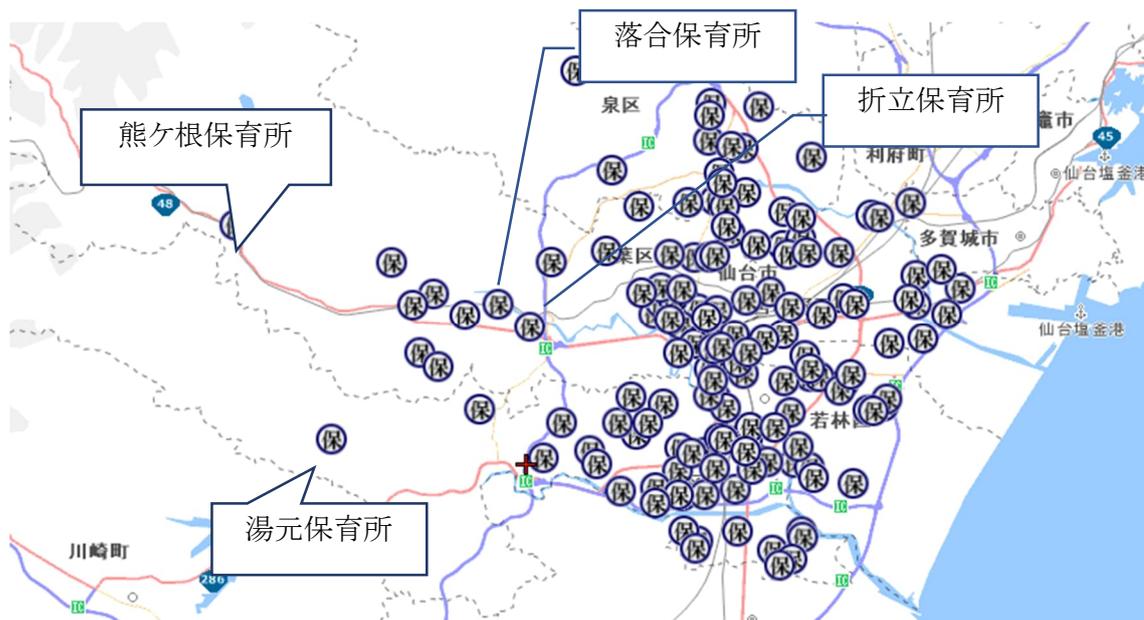
地域の保育需要の推移



継続が決まっている湯元保育所、熊ヶ根保育所については、近隣に保育施設がなく、

廃止すると影響が大きいことから、継続することとしたとのことであった。湯元保育所、熊ヶ根保育所の位置は、下記のとおりである。

(図表 46 仙台市の保育所所在地)



(出典: 仙台市ホームページより加工)

地図を見る限り、近隣に他の保育所がないことから、廃止が与える影響は大きいと考えることができる。継続することについて、異論はないであろう。対して、落合保育所との統合が確定している折立保育所は、落合保育所と距離的に近い。保育所利用者の地理的状況が重なることから、こちらについても異論はないものとする。

市の検討結果から推測すると、近隣に代替となる保育所があるか否かが存続の決め手となっており、周辺の受け皿の状況により存続か廃止が決まっている。今後は、建物の老朽化の状況に応じた検討を実施していくことになると考えられるが、最も築年数が短い保育所で築 25 年が経過しており、ほとんどの保育所が昭和 50 年代に建てられたものであることから築 40 年を超えている。公立保育所は、仙台市公共施設総合マネジメントプランに基づき、現有施設の保全・活用を徹底し、今ある施設をできるだけ「大切に長く使う」ことを目的に、概ね 20 年ごとのサイクルで計画的に保全を行うこととしている。これまで計画的に大規模修繕工事を進めており、令和 5 年度は「支倉保育所」「荒巻保育所」の工事を実施する予定であったが、入札不調により年度内の工事着工が不可能となったため、計画を見直し、令和 6 年度以降に工事を実施することになっている。なお、大規模修繕の対象となっている保育所は、すべて地域拠点保育所等公設公営で存続することが決まっている保育所である。アセットマネジメントの観点

からも、地域拠点以外の保育所についても老朽化対策が必要であると考えられ、結論を先延ばしにすればするほど、建物の老朽化が進行することから、そこまでの時間の余裕はないと考察する。市は、建替え等については直近の需要状況等を踏まえて検討しており、年次計画を立てて方向性を定めるのは困難と考えていると回答があった。方針が決まっていない7か所の公立保育所については、民設民営方式による建替えや定員減・廃止等の決定が早急になされることはないと考えられるが、決定事項を遂行するにあたっては長期的な対応をすべき事項が含まれることから、ある程度、中長期的ビジョンをもって取り組むことが必要なのではないだろうか。

(意見) 意思決定のスケジュールの立案について

存続か廃止かを検討している公立保育所においては、建物が築40年を超えているものが大半であり、アセットマネジメントの観点からも、残された時間は多くない。現在方針が決まっていない7か所の公立保育所については、「今後の保育施策の推進について(平成26年10月21日子供未来局(令和4年6月28日更新))」による基本方針が決まっているのみであり、意思決定のスケジュール等具体的な計画については白紙である。中長期的なビジョンの中で、具体的なスケジュールを検討し、それを公表することで、実効性を高めていくことが望まれる。

2. 保育施設等に対する給付費の支給誤り(誤適用・誤算定)

事業名	・私立保育所運営 ・施設型給付費(幼稚園・認定こども園)
事業の概要	保育施設等に対し、子どもが利用する保育に係る給付費(委託費)を支給する。
根拠法令等	・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法 ・子どものための教育・保育給付交付金交付要綱要領 ・宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱 ・宮城県施設型給付費等補助金交付要綱
予算額	25,176,769 千円
決算額	24,474,601 千円

平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、「子ども・子育て支援法」では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、「子ども・子育て支援法」による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼ぶ。

「子ども・子育て支援新制度」においては、市より確認を受けた教育・保育施設等に対して、給付費若しくは委託費が支払われている。給付費とは、公定価格から利用者負担額(=保育

料)を除いたものである。ここで、公定価格、利用者負担額(=保育料)、給付費の意味は、下記のようになる。

(図表 47 公定価格・利用者負担額・給付費)

名称	説明
公定価格	保育に要する費用として国が算定した額
利用者負担額	保育料(国の基準に基づき市が算定)
給付費	公費負担分(公定価格から利用者負担分を引いた額)

(出典:市作成資料)

なお、保育所には公定価格全額を委託費として仙台市から施設に支払っている。保育所以外の施設については給付費(=公定価格-保育料)を市から施設に支払っている。

給付費の算定に当たっては、公定価格の算定から始める。公定価格は、大きく分けて『基本分+加算』の構造となっており、基本分はすべての施設に適用となる項目であるが、加算は施設の実施事業や体制に応じて項目ごとに設定する仕組みとなっており、各施設の状況にあわせて認定を行っている。同じ施設を利用する児童でも、公定価格は「認定区分」(1号、2号、3号)、「保育必要量」(標準時間、短時間)、年齢等によって異なっており、加算の認定については、年度ごとに内閣府(令和5年度からは「こども家庭庁」)から発出される「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(こ成保385 文科初第483号令和5年5月19日)の内容に基づき適切に行うこととされている。

市内の保育施設等を運営する事業者に支払う給付費について、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」開始から令和3年度までの間、加算の誤った適用や算定により過払いを行っていた。この事実が発覚したのは、令和4年1月のことである。仙台市が令和5年4月に発した「適正事務の確保に向けた取組方針」における不適切な事務処理事例集(令和4年度)に【事例7】として記載されている。以下、【事例7】からの引用である。

1 経緯等

○給付費の支払いに係る市内の保育施設との訴訟事案に関し、過去の給付費について確認を行っていたところ、次の支給誤りが判明した(23施設に合計約1億1,124万円)。

<各種加算の誤適用について>

給付費の各種加算認定において、職員の配置基準を満たしていない一部の施設に、誤って加算の適用を行っていたもの。

<「教育補助者」の誤算定について>

一部の幼稚園および認定こども園について、幼稚園教諭免許を有しない者を誤って教育補助者として算定し、加算の適用を行っていたもの。

○各種加算の誤適用については、かつて疑義の検討がなされたが、明らかな間違いとは言えないとの判断により、過払い分の返還を求めるまでに至らなかった。

○「教育補助者」の誤算定については、かつて1施設の誤りについて覚知していたが、当時は組織的な共有が行われず未対応となっていた。

2 主な原因

○新制度に基づく給付費について、制度理解に不足があり、支給に係る加算認定等に当たっての必要職員数の確認が不十分だった。

○算定様式に加算要件を明確に確認する項目がおかれていなかった。

○教育補助者の要件について各施設への周知が十分にされておらず、また、支給に当たっての教育補助者の要件充足に関する確認が不十分だった。

○疑義や誤りの把握等、全体の是正につながる機会がこれまでもあったが、適法性・妥当性の検証や組織的な共有・確認が十分にされなかった。

3 担当課で取られた再発防止策

○確実に加算要件の確認ができるよう、算定様式を見直す。

➤確認しやすい(確認漏れが生じにくい)様式の整備

○マニュアル等の整備により、職員の制度理解に努めるとともに、担当職員が代わっても正しい対応が取れるよう引継ぎの徹底を行う。

➤事務マニュアル等の整備による制度理解の促進と引継ぎの徹底

○あらためて対象施設に教育補助者の要件の周知を行うとともに、指導監査等の機会も活用しながら要件の確認を確実にを行う。

➤外部の関係者への丁寧な周知・確実な要件確認の実施

【事例7】に記載されている「支給に係る加算認定等に当たっての必要職員数の確認」についてであるが、下記のように2つのケースが該当していた。

(1) 給付費支給の際必要な保育士数を確認することになっているが、必要な保育士数を満たしていないにもかかわらず、満たしていたと判断し給付費を支給していたことから、給付費支給誤りの対象となったもの

(2) 教育補助者の要件についての周知が徹底されていなかったことから、教育補助者に該当しない方についても教育補助者としてカウントし、人数に含めてしまったことによる人員過大を原因として、給付費支給誤りの対象となったもの

【事例7】に記載された再発防止策について、改善状況と実効性を確認した。

○申請書の様式については、見直しを行い、加算要件の確認をしやすいように改良していることを確認した。またチェックリストについては、申請書の記載が法令に沿ったものであることから、正しく申請書の記載がされているかをチェックすることにより、チェックリストの代替となることと、別途作成する必要はないと判断している。

○マニュアルについては「認定給付課給付係事務について」が作成されており、給付係に関

連する事務が一通り説明されている。

- 施設に対してはメールにて通知文を送付している。通知文には、申請書の様式変更についてコメントを加えており、決裁を取ったうえでメールに添付し送信しているとのことであった。
- チェック体制については、可能な限り整備することとしており、原則ダブルチェックができる体制としている。チェックの順番等についての取り決めはないが、給付係内で共有しており、年度終わり、年度初めの最も申請書が提出される時期には担当分けをしたうえで、チェック体制についても共有し、随時確認している。なお、ダブルチェックについては、基本的に担当者及び上長で実施することになっているが、給付係担当者によるダブルチェック及び上長のトリプルチェックとなる場合もある。

(意見) 給付費支給に関する申請書、マニュアル及びチェック体制の整備と実行について加算の算定に関する判定は、申請書に法令の要件等を正しく判定できるものを使用することで、誤りを未然に防ぐこととしていることから、申請者の記入ミスを防止し、担当者が判定しやすい様式とすることが重要であり、細心の注意を払うべきである。また、事務マニュアルについても、通達に合わせたアップデートをすることで制度内容を十分理解できるようにし、事務マニュアルを用いた引継ぎを徹底するとともにチェック体制を常に整備するなど、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。

3. 幼児教育・保育の無償化

事業名	幼児教育・保育の無償化
事業の概要	幼児教育・保育の無償化は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべてのこどもたちの利用料を無償化する制度である。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間となっている。ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となる。幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策・生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を養う幼児教育の重要性を目的として、国と地方自治体による協議を経て開始された。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法・子ども・子育て支援法施行令・子ども・子育て支援法施行規則・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
予算額	一千円
決算額	一千円

(1) 仙台市幼児育無償化事務センター

市では、「仙台市幼児教育無償化事務センター」(以下「無償化事務センター」という。)を設立し、幼児教育・保育の無償化及び各種補助金に関する書類の受付、審査、問い合わせ対応等の事務を委託している。無償化事務センターに市が委託している業務は、下記のようになる。

(図表 48 幼児教育無償化事務センターへ委託している業務一覧)

No.	業務名	年間処理件数 (令和4年度のべ件数)	無償化事務センター でのシステム処理
(1)	施設等利用給付認定業務	5,070	○
(2)	施設等利用給付認定現況確認業務	2,380	○
(3)	施設等利用費償還業務(幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外保育、一時預かり等)	13,440	○
(4)	施設等利用費支給業務(従来制度幼稚園)	4,530	○
(5)	一時預かり(現物給付)支給データ作成業務	73	
(6)	副食費の実費徴収に係る補足給付業務(従来制度幼稚園)	645	
(7)	教育・保育給付認定業務(1号認定:認定こども園、新制度幼稚園)	2,580	○
(8)	副食費免除判定業務(1号認定:認定こども園、新制度幼稚園)	1,660	○
(9)	多様な集団活動事業の利用支援給付業務	130	
(10)	補助金(助成金)交付業務(病原性大腸菌対策関連消耗品購入助成金)	329	
(11)	補助金(助成金)交付業務(病原性大腸菌対策検便費助成金)	362	
(12)	補助金(助成金)交付業務(災害対応備蓄推進事業費助成金)	61	
(13)	補助金(助成金)交付業務(キャリアアップ研修参加支援助成金)	262	
(14)	補助金(助成金)交付業務(事業所内保育施設助成金)	12	
(15)	補助金(助成金)交付業務(実費徴収に係る補足給付事業補助金)	50	
(16)	補助金(助成金)交付業務(フッ化物洗口事業継続実施補助金)	128	
(17)	補助金(助成金)交付業務(保育士等就労スタートアップ補助金)	283	
(18)	補助金(助成金)交付業務(私立幼稚園運営費補助金)	48	
(19)	補助金(助成金)交付業務(認可外保育施設職員健康診断費補助金)	23	

(出典:市作成資料)

電算システムで給付額の計算を行っているものについては、基幹システムとの連携状況、無償化事務センターにおける業務プロセスの確認、基幹システム及び電算システムのアクセス権の状況(ID・パスワードの管理の状況等)、システム変更に係る対応状況(システム改修等の際の対応等)、運用の管理状況(保守・障害・事故等への対応等)を担当者への質問及び市の資料の閲覧により検討した。結果、当該検討の限りにおいて、特段の検出事項は発見されなかった。また、電算システムの計算について、担当者へ質問を実施し、計算結果についてサンプルを抽出し閲覧するとともに、エラー抽出についての Excel を閲覧した。その結果、検討した限りにおいて特段の検出事項は発見されなかった。

電算システムによっていない補助金等の申請について、令和4年度キャリアアップ研修参加支援助成金より2件、令和4年度病原性大腸菌対策関連消耗品購入助成金より2件サンプルを抽出し閲覧したが、検討した範囲において検出事項は発見されなかった。

(2) 無償化事務センターへの事務委託

(図表48 幼児教育無償化事務センターへ委託している業務一覧)にもあるように、申請件数の多い業務については、無償化事務センターにおいて電算システムにより処理されている。具体的には、図表48の(1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)が該当するが、「2.保育施設等に対する給付費の支給誤り(誤適用・誤算定)」で述べた給付費の加算適用に関する業務については、申請書を認定給付課がチェックする仕組みとなっており、電算システムによる処理を行っていない。給付費の加算については適用誤りが及ぼす影響が大きいことから、適用の均一化によるシステムの利用について、検討の余地があると考え。具体的には、施設に関する情報をデータベース化し、加算の適用についても電算システムで処理することで、加算額の適用までを一貫して電算システムで実施するものである。ここまで電算システムを利用できるようになれば、事務手続についても無償化事務センターに委託することが可能となり、業務の効率化にもつながると考える。

(意見) 給付費に関する申請のシステム化について

施設に対する加算の適用については、申請書を郵送してもらい認定給付課でチェックする仕組みとなっている。申請書を工夫することで人為的ミスを減少させているが、誤適用が発生した場合には、市に与える影響が大きいことから、将来的には施設の情報についてもデータベース化し、電算システムを利用した申請とすることで、加算の適用から加算額の計算までを電算システムで行うこととし、無償化事務センターに事務委託できるよう構築していくことを検討すべきである。

4. 幼保連携型認定こども園の認可誤り

事業名	認定こども園
事業の概要	<p>認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳未満児へは保育を、3歳以上児へは教育・保育を提供する施設である。</p> <p>認定こども園には、下表のとおり4つの類型がある。このうち幼保連携型認定こども園については、従来、学校教育法に基づく幼稚園の認可及び児童福祉法に基づく保育所の認可が必要であったが、子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う認定こども園法の改正によって、認定こども園として単一の認可施設となった。</p>
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法 ・子どものための教育・保育給付費国庫・県負担金交付要綱 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・宮城県施設型給付費等補助金交付要綱 ・仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例 ・仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の施行に関する規則 ・仙台市幼保連携型認定こども園設置認可要綱 ・仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園認定要件要綱
予算額	一千円
決算額	一千円

認可保育所から幼保連携型認定こども園への移行については、法令にて基準が決まっており、当該基準を満たしたものについて幼保連携型認定こども園へ移行できる。市では、認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行した施設の一部について、幼保連携型認定こども園の認可基準を満たさない施設を誤って認可していた。この事実が発覚したのは、令和4年度のことである。市が令和5年4月に発した「適正事務の確保に向けた取組方針」における不適切な事務処理事例集(令和4年度)に【事例6】として記載されている。以下、【事例6】からの引用である。

1. 経緯

○子ども・子育て支援新制度の施行日(平成27年4月1日)より前に設置されていた認可保育所が幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合、移行特例として、新設の設置基準より緩やかな条件で認可が認められるケースがある。

○幼保連携型認定こども園への移行を計画している認可保育所について、移行特例の適用が可能か、改めて省令の規定を確認していたところ、令和2年度および3年度において、新制度の施行日以降に設置された認可保育所に当該移行特例を誤って適用し、認可していた施設が8施設あることが判明した。

2. 主な要因

- 制度理解や法令等根拠の確認に不足があり、特例規定の適用を誤った。
- 特例規定の適用について複数の職員で確認する体制がとられていなかった。
- 認可条件の適否についてチェックシートを作成していたが、保育所開所日を記載する欄や特例規定に係る項目での補足説明を設けておらず、特例規定適用に必要な要件の該当性について確認できる体裁となっていなかった。

3. 担当課で取られた再発防止策

- 特例規定の適用要件等の例外的取扱いについては、根拠法令等の確認を徹底するとともに、事例を課内で共有・相談するなど、制度に関する相互理解を深める。
 - 根拠資料確認の徹底と職場内における制度理解の促進
- 特例規定の適用要件に該当しているか否かを確認できるようチェックシートを見直し、複数の職員で確認する。
 - チェック体制の整備(チェックシートの見直しと複数の職員による確認の徹底)
- 担当職員が代わっても正しい対応が取れるようマニュアルを整備し、引継ぎを徹底する。
 - 事務マニュアルの整備による引継ぎの徹底

上記の再発防止策について、改善状況と実効性を確認した。

- マニュアルについては、「認定こども園 認可・認定マニュアル」を作成し、各自での読み込みや定期的な過年度事務ミス事案の係内での振り返り等を通じて制度に関する理解を深めるとともに、相互理解については、朝礼等で情報共有を行う等、担当者間での理解のばらつきが発生しないような対応をしている。
- チェックシートについては、見直しを行い、特例規定の適用要件に該当しているか否かを確認できるようなチェックシートになっていることを確認した。また、担当→係長→課長のチェックの他、係長の決裁前に担当者以外にチェックする者を指定し、他の係員によるチェックを行うことで、ダブルチェックを行い補完する体制とした。
- 申請者(幼保連携型認定こども園)が利用する申請書について、記載に理解困難箇所が

あったことから、記載箇所等の見直しを行うことで誤りを発生しにくくする工夫をした。

(意見) 幼保連携型認定こども園への移行に関する申請書、マニュアル、チェックシート、チェック体制の整備と実行について

申請書については、特例規定の適用要件等についての誤りを発生しにくくするような記載とし、チェックシートについても、一歩踏み込んだチェックができるよう整備している。マニュアルについても制度理解を念頭に置いた丁寧なマニュアルとなっており、これを基に事務引継ぎを実施することで、スムーズな引継ぎが可能である。今後においても、法令適用の誤り等が発生しないよう、適宜申請書、マニュアル、チェックリスト等の見直しを行うとともに、事務の引継ぎを徹底し、チェック体制を常に整備するなど、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。

5. 保育施設等に対する給付費(賃借料加算)の支給誤り

事業名	保育施設等整備補助金(助成金)事業 賃借料加算
事業の概要	都市部を中心に保育施設等の整備が困難な状況に対し、保育施設等の設置に要する費用の一部を国が補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的に、『平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金(以下「安心こども基金」という。)]の特別対策事業や『保育対策総合支援事業費補助金』などに設けられた補助メニューである。市では、令和 3 年度まで市が補助事業者として安心こども基金等の交付を受けて、市負担分を上乗せして事業者へ補助している。 賃借料加算とは、保育の受け皿拡大を推進するため、子ども・子育て支援法(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)の規定に基づき、保育所等の用に供する建物が賃貸物件である施設に対し、一定の要件を満たす場合、公定価格において加算し支援するメニューである。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法 ・子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要領 ・宮城県施設型給付費等補助金交付要綱 ・仙台市私立保育所施設整備助成要綱 ・賃貸物件による仙台市私立保育所施設整備助成要綱 ・仙台市小規模保育事業施設整備助成要綱
予算額	一千円
決算額	一千円

市内の保育施設等を運営する事業者に支払う給付費のうち「賃借料加算」について、適用開始時期等を誤って管理しており、この誤った情報を保育施設等に伝えたことにより、過払い

及び未払いが発生した。この事実が発覚したのは、令和3年度のことである。市が令和5年4月に発した「適正事務の確保に向けた取組方針」における不適切な事務処理事例集(令和4年度)に【事例5】として記載されている。以下、【事例5】からの引用である。

1. 経緯

- 「賃借料加算」の適用開始時期を管理している台帳のうち「賃借料補助(前払賃借料)」基準額について、他の施設より過少に入力されている施設があることに職員が気づき、確認を行ったところ、誤入力であることが判明した。
- この誤入力された金額に基づき、「賃借料加算」の適用開始を本来より早い時期で算出していたため、「賃借料加算」の過払いが2件あることが判明した。
- これを受け、「賃借料補助」の支給実績がある全ての施設について調査を行ったところ、さらに過払い1件、未払い1件があることが判明した。

2. 主な原因

- 制度理解が不十分であったため、台帳に記載する事項の入力内容が誤っていた。
- 制度の適用条件や台帳への入力内容について複数人で確認するチェック体制が整えられていなかった。
- 「賃借料加算」の適用開始時期に関する保育施設等への情報提供に際し、組織的な確認を経ていなかった。

3. 担当課で取られた再発防止策

- 根拠となる法令等を確認した上で、マニュアルの作成や見直しを行い、職員に周知する。
 - 事務マニュアル等の改善と職場内周知による制度理解の促進
- 台帳等への入力内容のダブルチェックを徹底する。
 - 入力内容のチェック体制の徹底(常に複数の職員により確認する運用)
- 給付費算定に直接かかわる重要事項の対象施設への提供は、文書による依頼・回答の手続により行う。
 - 外部への情報提供時における組織的な確認の実施

上記の再発防止策について、改善状況と実効性を確認した。

- マニュアルについては、「賃借料補助に係る事務マニュアル」の作成を確認した。また、マニュアルに係る相互理解については、係の打ち合わせを週1回の頻度で開催していること

から、打ち合わせにおいて随時振り返りの実施を通じて担当者間での理解のばらつきが発生しないような対応をしている。

○台帳等についての入力内容は、ダブルチェックする体制とし、運用されていることを確認した。なお、前払賃借料を含めた補助事業は平成 29 年度に終了しており、リストに新規入力されることはないが、補助金がすべて消化されるまで管理する必要がある。当該事業による補助金の件数及び残高は、令和 4 年 3 月末時点で 29 件、262,144 千円、令和 5 年 12 月末時点で 17 件、101,265 千円となっている。

○施設に対する通知はメールに文書を添付する形で行われる。文書については、事前に決裁を取っていることを確認した。

(意 見) 賃借料加算支給に関するマニュアル及びチェック体制の整備と実行について

当該事例の事務処理の誤りは、担当者 1 名が制度内容の理解が不十分なまま業務を行っていたことに起因することから、他の業務においても同様の誤りが発生しないよう、制度内容理解の周知徹底と、チェック体制整備の充実を図り、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。

6. 保育施設等に対する補助金返還の未請求

事業名	保育施設等整備補助金(助成金)事業
事業の概要	都市部を中心に保育施設等の整備が困難な状況に対し、保育施設等の設置に要する費用の一部を国が補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的に、『平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金(以下「安心こども基金」という。)]の特別対策事業や『保育対策総合支援事業費補助金』などに設けられた補助メニューである。市では、令和 3 年度まで市が補助事業者として安心こども基金等の交付を受けて、市負担分を上乗せして事業者へ補助している。
予算額	一千円
決算額	一千円

国や県からの補助金を原資として市が事業者に補助金を交付し、事業者が整備を行った保育施設等(以下「補助施設」という。)のうち、他法人に有償譲渡や有償貸付を行ったことにより、本来補助金の一部の返還を求める必要があった 3 施設について、返還を請求していなかった。この事実が発覚したのは、令和 4 年度のことである。市が令和 5 年 4 月に発した「適正事務の確保に向けた取組方針」における不適切な事務処理事例集(令和 4 年度)に【事例 9】として記載されている。以下、【事例 9】からの引用である。

1. 経緯等

- 補助施設について事業譲渡や貸付、施設種類の変更などの財産処分を行う場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、事前に国・県の承認又は届出の手続が必要である。
- 他法人に有償譲渡を行っていた補助施設1件について、施設からの財産処分承認申請及び本市からの承認通知(補助金返還請求を含む。)の手続が行われていなかったことが判明した。
- そのため、過去に同様の財産処分を行っていた案件を調査したところ、他法人に有償貸付を行っていたにもかかわらず、必要な手続を行っていない補助施設がさらに2件あることが判明した。

2. 主な原因

- 事業者が補助施設を他法人に有償譲渡する場合等、財産処分に係る補助金の返還に係る手続を行う必要があるところ、制度理解に不足があり、当該手続に係る認識が薄いまま、前例踏襲により事務を行っていた。
- 当該業務に係るマニュアルやチェックシートが整備されておらず、担当者の知見に委ねられていた。
- 根拠法令等の確認が不十分であったことに加え、情報共有や相互チェックなどの組織的な対応が不足しており、財産処分に係る手続がなされていないことに気付くことができなかった。

3. 事後対応・影響等

- 対象となる事業者(3者)を訪問し、謝罪及び事案の説明を行った。
- 国や県へ財産処分の承認申請手続を行い補助金返還額を確定した上で、事業者に返還を求める。(対象:3施設、返還請求総額(概算):1,442万円)

4. 担当課で取られた再発防止策

- 必要な手続について網羅的に把握できるよう、マニュアルやチェックシートを整備する。
 - 事務マニュアル等の整備による手続漏れ等の防止
- 業務繁忙期前から引継書の作成に着手することにより、引継内容の充実を図る。
 - 引継内容の充実化による引継ぎの徹底

- 年度当初に新任職員向けの勉強会を実施するとともに、定例の打合せにおいて根拠法令等の確認、事例等の情報の課内共有を図る。
- ▶職場内における制度理解・情報共有の促進

上記の再発防止策について、改善状況と実効性を確認した。

- マニュアルについては、「財産処分に係る事務マニュアル」として整備されていることを確認した。また、マニュアルについて各自での読み込みや定期的な過年度事務ミス事案の係内での振り返り等を通じ、制度に係る理解を深めているほか、定例の打ち合わせにおいて、根拠法令等の確認、事例等の情報共有を図っている。
- 引継ぎについては、マニュアルを基に行われているが、マニュアルには担当者のメモ等についても反映し、さらなる情報共有を行い、引継ぎ内容の充実を図っている。
- 法人からの事業譲渡や廃業の相談があったタイミングでの財産処分の必要性の確認や、マニュアル等による事務作業の漏れがないかの確認を行っている。

なお、令和5年度においても、過去に補助金を得て取得した保育事業に関し事業譲渡を行う事例は発生しており、当該事例については、事業譲渡の相談があった段階で補助金の有無を確認し、補助金返還に向けた手続も行っているとのことである。

(意見) 補助金返還に関するマニュアル、チェック体制の整備と実行について

事務の漏れが発生しないよう、相談段階からの財産処分の必要性の確認、マニュアル等の適宜見直しを行うとともに、事務の引継ぎを徹底し、チェック体制を常に整備するなど、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。

V 教育・保育の質の向上、人材確保について

1. 乳幼児における食物アレルギー対応の充実

事業名	乳幼児における食物アレルギー対応の充実
事業の概要	<p>公立・私立保育所(園)・認定こども園に対して、食物アレルギー一児の入所に関する調査を実施し、各施設の状況を把握したうえで、必要とされる研修会、マニュアルの見直しなどを検討・実施し保育所におけるアレルギー対応の充実を図る。</p> <p>実施内容としては、下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市保育所等における食物アレルギー一児の入所に関する調査 ・食物アレルギーにおいて「エピペン®」を処方された児童がいる対象保育所等において研修会を実施する ・食物アレルギーに対する正しい知識と給食に対する理解を深めるための研修会を実施する
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針 ・保育所における質の向上のためのアクションプログラム

	・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
予算額	一千円
決算額	一千円

当該事業は、令和4年度子供未来局事業概要及び令和5年度こども若者局事業概要に記載されており、その根拠法令等として3つ上げられている。

- ・保育所保育指針
- ・保育所における質の向上のためのアクションプログラム
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

これらの根拠法令等と実施内容等を照らし合わせ、根拠法令等に従い事業を実施しているか、確認することとした。

根拠法令等として掲げられている『保育所保育指針』、『保育所における質の向上のためのアクションプログラム』、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』について、どのような法令であるかを確認した。

『保育所保育指針』は、平成30年4月1日に施行されており、厚生労働省が制定している指針となっている。「第3章 健康及び安全 1 子どもの健康支援(3) 疾病等への対応」において、「ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育」について、記載がある。市では、『仙台市の保育』(子供未来局幼稚園・保育部 運営支援課)において、「IV 保育の実際 i 多様なニーズへの対応 5 アレルギー疾患のある子どもの保育」において、保育所保育指針を受けて市における食物アレルギーへの対応等について記載しており、各保育所においては、当該指針を基に対応をしていると考えられる。

『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』は、平成23年3月に厚生労働省から発出されており、当該ガイドラインにより『仙台市の保育』における参考資料4-2として掲載されている「アレルギー児の食事の対応について(フローチャート)」、「1. 栄養士のチェック項目」「2. 日々の作業確認」「3. 保護者との連携」が作成されている。

『保育所における質の向上のためのアクションプログラム』については、平成20年3月28日に厚生労働省から発布されており、その趣旨の中で「各地方公共団体においては、本アクションプログラムを踏まえ、各地域の実情等を考慮した保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することが望ましい。」とされており、各地方自治体でのアクションプログラムの策定を促しているが、市では自治体独自のアクションプログラムについて作成していない。なお、厚生労働省が発布したアクションプログラムについての実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とされているが、「地方公共団体が定めるアクションプログラム

の実施期間については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との関係等を踏まえ、独自に設定されたい。」と地方自治体に実施期間設定の権限を委ねている。市においては、アクションプランを策定していないことから、国が定めるアクションプランのみを実施するとしても、実施期間については平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とされており、すでに期間が超過している。

(指 摘) 根拠法令等の存在確認について

事業概要に記載されている根拠法令等については、その存在や実施期間等を正しく確認し、記載すべきであり、存在しないもの若しくは実施期間を超過したもの等については、記載してはならない。例年記載されている根拠法令等であるから継続して記載していたと考えるが、根拠法令等だからこそ、確認を怠ってはならない。根拠法令等は市職員が事業を実施するにあたり依るべきものであり、事業実施の前提となるものであるため、根拠法令等についての存在や実施期間については、十分な確認作業をすべきである。

2. 指導監査の実施について

事業名	指導監査の実施
事業の概要	<p>子ども・子育て支援新制度以降は、従来の私立保育所に対する児童福祉施設監査に加え、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき認可された認定こども園や、児童福祉法上、新たに認可事業と位置付けられた地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)に対して、各々の認可基準等の遵守状況を確認する「施設監査」と、子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営基準等の遵守状況を確認する「確認監査」の2つの法的性格を有する監査を実施しており、教育・保育の適正かつ円滑な実施を確保するため、また給付費の支給の適正化を図るために必要な助言・指導等の措置を講じている。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・仙台市児童福祉法の施行に関する条例 ・仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例 ・仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

	・仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
予算額	一千円
決算額	一千円

関係法令や要綱等に照らして指導監査が実施されているか、効果的・効率的な指導監査が実施されているかという観点で検討を行った。

(1) 指導監査について

指導監査は認可制度に基づく「施設監査」と確認制度に基づく「確認監査」の2つに分けられる。施設・事業ごとの指導監査の根拠法令等は以下のとおりである。

(図表 49 施設監査)

施策・事業	根拠法令等	監査指針等
幼稚園	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)	従前の取扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断
保育所	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉行政指導監査の実施について(平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号)
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成 27 年 12 月 7 日府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号)
地域型保育事業	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(別途通知)

※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。

(出典：内閣府、文部科学省、厚生労働省「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」平成 30 年 3 月 7 日)

・確認監査

確認監査は子ども・子育て支援法に基づき行うことになる。各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所への確認監査の実施主体は市町村である。

(2) 指導監査の実績

過去2年における指導監査の実施状況は以下のとおりである。

(図表 50 指導監査の実施状況)

	令和3年度		令和4年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数
公立保育所	33	33	33	33
私立保育所	148	148	132	132
認定こども園	52	46	83	78
小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業	129	128	127	126
家庭的保育事業、小規模保育事業C型	51	49	47	46

(出典：市資料より監査人作成)

根拠法令に基づき、原則として年1回実施しているが、多数の類似施設を運営する一部法人の施設については前年の指摘事項等の監査状況に応じて、全施設に対してではなく一部施設で実施する等の対応を行っている。巡回の方針や実施計画については年度ごとに監査実施計画を定めている。

指導監査については、実際に現地で監査を行う実地監査もしくは書面により監査を行う書面監査とに区別される。ここで監査実施計画には施設ごとの監査方法の選定に関する記載がなかったため担当者へのヒアリングにより確認した。回答は以下のとおりである。

- ・設置してから3年未満は実地監査（移行園は1年目は実地、2・3年目は移行前の認可保育施設開設日を起算日とする）。
- ・前年度書面監査の場合は、翌年度実地監査（原則として実地監査を2年に1回以上の頻度で実施）
- ・前年度の結果を踏まえて実地監査を要すると判断される施設は実地監査。ただし、件数が過重となる場合は、保育・給食・経理事務の各区分の選定ルールに優先順位をつけて施設数を調整する。

(3) 指導監査の位置づけ

上述のとおり、監査の種別は「施設監査」と「確認監査」に分けられる。ここで「施設監査」を行う権限と「確認監査」を行う権限は施設種別により異なり、幼稚園型認定こども園及び施設型給付費の対象となる幼稚園について「施設監査」を行う権

限は宮城県が、「確認監査」を行う権限は市が有している。一方、その他の施設については施設監査及び確認監査ともに市が権限を有している。整理すると以下のとおりとなる。

(図表 51 施設監査及び確認監査と対象)

対象	施設監査	確認監査
幼稚園型認定こども園、施設型給付費の対象となる幼稚園	宮城県	仙台市
保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業	仙台市	

(出典：市ヒアリングにより監査人作成)

幼稚園及び幼稚園型認定こども園について、許可制度等に基づく監査の権限が宮城県にあり、無償化の確認制度に基づく監査の権限が市にあることから監査が重なっている。この内容に関して、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」(平成 27 年 12 月 7 日府子本第 37 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第1号 一部改正 平成 30 年 3 月 7 日)の「指導監査等を行うに当たっての留意事項について」(以下「通達」という。)の項目で、子ども・子育て支援新制度下においては、各法令等に基づき、複数の指導監査等が行われることとなるため、都道府県及び市区町村間で相互に連携して対応する等負担軽減に努められた旨、記載されている。具体的には、事前に都道府県及び市区町村間で調整を行い、監査の際に求める資料やその様式等について都道府県内において統一化するなど連携を図ること、監査の項目で重複している部分に関しては一方の監査項目から省略するなど効率化や事務負担の軽減を図ることという内容が記載されている。

上図表のとおり、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の確認監査は市の権限であるが、施設監査は宮城県の管轄となっている。この点を含む指導監査の実施状況についてヒアリングしたところ、「指導監査の実施について、令和 3 年に県と調整を行い、それを受けて資料や様式、監査項目の検討を行いました。統一化や省略化についての検討はありません。また、幼稚園及び幼稚園型認定こども園について、令和 3 年に宮城県と調整を行い、幼稚園型認定こども園について市が監査を行うこととし、施設型給付を受ける幼稚園については今後調整することとなっておりますが、仙台市として施設型給付を受ける幼稚園に定例での実地指導は行っていません。監査の結果の内容についても、宮城県との共有等はしていません。」との回答を得た。

(指 摘) 定例での実地指導の実施について

施設型給付費の対象となる幼稚園に対し、現状では宮城県が施設監査を行っているが、市では確認監査のうち定例での実施指導を行っていない。この点、宮城県との調整がなされていないものであるが、子ども・子育て支援法第 14 条、第 38 条より、市が確認監査の実施主体であり、上記通達では都道府県及び市区町村において相互に連携して対応し、被監査側の負担軽減に努め、効果的な指導監査を行うべき旨が記載されていることから、適切に対応すべきである。

(意 見) 指導監査の宮城県との連携について

現状では宮城県との調整・連携が不十分である。通達の内容である、都道府県及び市区町村における相互連携して対応されたい旨を踏まえ、合同監査の実施、監査項目資料の統一化や省略化を検討し、効果的な指導監査の実施、事務負担の軽減の実現をされたい。

3. 保育士人材確保対策について

事業名	保育士人材確保対策
事業の概要	<p>(1) 保育士リターンセミナー 共働きの増加や就労形態の多様化、子育て支援等に伴う保育のニーズの高まりに対応するため、保育基盤の整備を図るとともに、安心して子どもを育てることができる環境づくりを行っているが、保育士の確保が課題となっている。こうした状況を踏まえ、必要不可欠となる保育士の確保を図る方策の一つとして、保育士資格等を持ちながらも現在、保育現場を離れている市民を対象としたリターンセミナーを平成 24 年度から開催している。</p> <p>(2) 私立保育所等就職説明会 保育士の確保を図るため、保育士養成施設の卒業予定者や潜在保育士等を対象に、私立保育所等が保育内容や特色、採用情報等を直接説明する機会を設けることにより、市内保育施設への就職を促進する。平成 29 年度から事業開始。</p> <p>(3) 保育士宿舎借り上げ支援事業 雇用する保育士の宿舎を借り上げた事業者に対し、宿舎の費用(家賃、共益費、管理費)の一部を補助する。平成 30 年度から事業開始。</p>
予算額	<p>(1) 保育士リターンセミナー 41 千円 (2) 私立保育所等就職説明会 2,495 千円 (3) 保育士宿舎借り上げ支援事業 195,468 千円</p>
決算額	<p>(1) 保育士リターンセミナー 14 千円 (2) 私立保育所等就職説明会 2,495 千円 (3) 保育士宿舎借り上げ支援事業 150,684 千円</p>

保育士の人材確保については市においても課題となっており、人材確保の施策が行われ

ている。これら施策が人材確保に繋がる施策であるか、関係書類の閲覧及びヒアリングにより監査を行った。

(1) 事業の概要

・保育士リターンセミナー

目的	保育士資格等を持ちながらも現在、保育現場を離れている市民を対象としたセミナーを開催し、保育施設へ復帰するための機会を提供することを目的とする。
対象者	保育士資格・幼稚園教諭免許保持者。平成 28 年度からは、子育て支援員研修の紹介もするため、資格はないが保育の仕事に興味がある人も可とした。
内容	仙台市の保育情勢についての講話や保育施設の具体的な情報、個別相談コーナー等

(出典：市「子供未来局事業概要」(令和 4 年 8 月))

・私立保育所等就職説明会

目的	保育士不足となっている市内各保育施設の保育士確保を支援する。
対象者	保育士として就職を希望する人
内容	法人・施設毎にブースを設置し、就職希望者等に対し、それぞれの保育施設の雇用状況や魅力等についてPRする。令和 2 年度以降は Web 開催。

(出典：市「子供未来局事業概要」(令和 4 年 8 月))

・保育士宿舍借り上げ支援事業

目的	保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境の整備ひいては保育士人材確保対策を支援すること
対象者	雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者
内容	補助額 補助対象経費(上限 5 万円)の 4 分の 3(月額・最大 5 年間)

(出典：市「子供未来局事業概要」(令和 4 年 8 月))

(2) 活動実績について

・保育士リターンセミナー

保育士リターンセミナーは、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間では 4 度開催されている(令和 2 年度は 2 度、令和 3、4 年度は 1 度ずつ)。このセミナーは市が外部会場を借りて直接開催しているものであり、その内容は宮城県保育士・保育所支援センターの方による講話、子育て事業の紹介、求職の状況・ポイントの説明、各ブースに分かれての相談コーナー等となっている。

令和 2 年度からの 3 年間の参加者数及びアンケート回収率は以下のとおりである。

(図表 52 保育士リターンセミナーの参加者数及びアンケート回収率)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加者数	35 人	13 人	8 人
アンケート回収率	42%	84%	50%

(出典：「リターンセミナー開催記録」)

参加者のうち、保育士に就職された人数についてヒアリングしたところ、少なくとも 10 人の方が復帰しているとの回答を得た。また、少なくともとしているのは、就職後に保育所等に対し、採用者の中に保育士リターンセミナー参加者がいるかという報告までは求めておらず、市で後追いできた人数のみの把握であるためとの回答を得た。

・私立保育所等就職説明会

私立保育所等就職説明会は、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間では年 1 度の計 3 度開催されている。この就職説明会は市が外部の事業者へ委託して開催しているものであり、上記期間中はすべて WEB で実施され、保育所は仙台市役所庁舎より参加、説明会参加者は WEB での参加という体制であった。

令和 2 年度からの 3 年間の参加者数及びアンケート回収率は以下のとおりである。

(図表 53 私立保育所等就職説明会の参加者数及びアンケート回収率)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加者数	27 人 (延べ 140 人)	54 人 (延べ 216 人)	30 人 (延べ 84 人)
アンケート回収率	37%	64%	63%

(出典：「保育士のための WEB 合同就職説明会 実施報告書」)

参加者のうち、保育士として就職された人数についてヒアリングしたところ、委託事業として実施しており、成果物として参加者の連絡先の納品を求めておらず追跡調査を行っていないとの回答を得た。

・保育士宿舍借り上げ支援事業

保育士宿舍借り上げ支援事業は前述のとおり、保育施設を運営する事業者が保育士宿舍として借り上げた物件の家賃等を最大 5 年間補助する制度である。利用事業者のニーズに応じる必要があり、利用見込みに基づいて年度ごとに予算を設定し、要件に基づいて補助を実施している。

令和 2 年度からの決算額、人数の推移は以下の通りである。

(図表 54 保育士宿舍借り上げ支援事業の決算額及び人数の推移)

	決算額	内訳
令和 2 年度	81,046 千円	新規 137 人 令和元年度からの継続 82 人

令和3年度	118,850千円	新規 146人 令和2年度からの継続 168人
令和4年度	150,684千円	新規 148人 令和3年度からの継続 238人

(出典:市ヒアリングより監査人作成)

(意見) 保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会の成果指標の設定について

保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会について、事業評価書に類するものは作成していない。担当課にヒアリングしたところ、保育所に対するアンケートに示される人材のひっ迫状況の改善を施策として重視しているとのことであり、「十分な保育士数」が確保されていたと回答した施設の割合を把握し、成果指標としているとのことであった。そのため、例えば 保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会への参加者に対するアンケートの回答結果も成果指標として設定し、保育士の増加や効果的な予算の編成に繋がりたい。

VI 相談機関等について

1. 児童相談所について

事業名	児童相談所管理運営費
事業の概要	<p>児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置され、18歳未満の児童の福祉に関する各般の問題について、児童本人やその保護者・関係者(機関)とともに考え、解決に向けて援助していく機関である。</p> <p>虐待をはじめ児童に適切な養育環境が確保されない問題、非行や集団不適応等の性格行動面での問題の相談を受け、その児童を取り巻く環境等の調査や心身の状態の把握を行い、施設や学校、警察、保健所、福祉事務所等の関係機関と連携をとって問題解決を図っている。</p> <p>また、虐待等により養護に欠ける児童の緊急保護や行動観察を行うために、所内に一時保護所を設置している。</p>
根拠法令	児童福祉法
予算額	165,503千円
決算額	159,520千円

市では、近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており、複雑・深刻な事例も少なくなっている状況である。増大する虐待通告に対応する一方で、子どもの死亡や障害といった重大な結果に至る事態を減少させるためには、虐待の重症度・緊急度に応じて対応できる体制を整備したり、立入調査や臨検捜索等の法的な権限行使が必要となる事例に法的過誤なく対応するための専門的なチームを養成することも必要となるとされている。

しかし、以下に述べるとおり、相談件数の増加に対して人員の増加が後追いとなっており、児童福祉司らに負荷がかかっている。また、経験年数が短い若手の職員も多い中、指導者であ

る指導教育担当児童福祉司(以下「スーパーバイザー」という。)の育成が途上である。

過去の虐待事例の検証を踏まえて、相談対応の業務改善のため、令和 5 年度中に児童相談システムの導入を進めており、支援経過を共有し、適切で迅速な支援を行えることを目指している。

また、児童福祉法施行令等の改正に基づき、児童相談所はおおむね人口 50 万人に 1 か所とされたが、市は人口 109 万人に対して現在 1 か所であるため、増設が検討課題である。

着眼点は以下のとおりである。

- ・児童相談所の管理運営について、児童福祉法施行令等の改正を反映しているか。
- ・児童福祉司をはじめとする職員は、法的権限の行使等、経験を要する職種であるため、経験年数の長い職員が配置されているか。
- ・検証報告書に基づいて、経過記録等をシステムで管理することによって、相談情報の即時性のある共有化を図っているか。

(1) 児童福祉司等について

市には 1 か所の児童相談所があり、令和 4 年 4 月現在の職員は 165 名(会計年度任用職員 80 名、非常勤嘱託医師 5 名を含む)、そのうち児童福祉司が 43 名、児童心理司が 21 名である。

児童福祉司には、配置基準があり、①各児童相談所の管轄地域の人口 3 万人に 1 人以上を配置することを基本とし、②人口 1 人当たりの件数が標準的な自治体より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に応じて 40 件につき 1 人の上乗せを行うこととなっている。この他、市町村支援と里親養育支援として、2 名が必置となっている。

(図表 55 虐待相談件数、児童福祉司の配置基準・現員数)

(単位：件、名)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
虐待相談件数	1,102	1,253	1,733	1,651	—
配置基準	39	39	40	43	55
現員数	27	32	39	43	49

(出典：市資料より作成、令和 5 年度の「—」は年度途中のため省略)

令和 4 年度当初の現状は、児童福祉司は 43 名、児童心理司が 21 名(会計年度任用職員 10 名含む。正職換算では 18.25 名)で、令和 4 年度の配置基準は児童福祉司 43 名、児童心理司 21 名であり、令和 4 年度の児童福祉司の配置基準を達成している。

令和 3 年度における関係機関からの通告の増加による虐待相談対応件数の大幅の増加(令和 2 年度 1,253 件→令和 3 年度 1,733 件)による配置基準の上方修正が見込まれたことから、令和 5 年度に児童福祉司 6 名、児童心理司 2 名を増員するとともにマネジメント体制の強化を

図るため、緊急対策担当課長を新設した。令和 5 年度の現状は、児童福祉司は 49 名、児童心理司が 21 名(会計年度任用職員 9 名含む。正職換算では 18.75 名)となっているが、令和 5 年度の配置基準は児童福祉司 55 名、児童心理司 27 名であり、各 6 名ずつ配置基準より不足している。

令和 6 年度に向けての増員予定は児童福祉司 4 名(令和 5 年度年央増員を含む)、児童心理司 4 名(正職 4 名増員、会計年度任用職員 1 名欠員補充、正職換算では 23.5 名)である。

令和 4 年度は配置基準を満たしていたが、令和 2 年度から 3 年度にかけて虐待件数が急増したため、令和 5 年度は配置基準より 6 名少ない状態となっている。

このまま児童虐待件数が減少しなければ、令和 4 年度の 2 年後にあたる令和 6 年度までに、さらに 2 名の増員が必要となる。

ここで、職員の労働状況について見てみると、令和 4 年度の年間時間外労働時間は平均約 400 時間(児童福祉司)であり、個人別では 1,000 時間を超えている者もあり、児童相談所の業務量の増加に人員増員が追い付いていない可能性が高い。

(図表 56 超過勤務時間の長い事例)

係名	職名	時間外勤務時間
緊急対応係	係長	1,021 時間
緊急対応係	主査	763 時間
緊急対応係	児童福祉司	632 時間
緊急対応係	児童福祉司	619 時間
緊急対応係	児童福祉司	581 時間
緊急対応係	児童福祉司	576 時間
緊急対応係	児童福祉司	565 時間
緊急対応係	児童福祉司	543 時間
緊急対応係	保健師	507 時間
児童相談係	係長	848 時間
児童相談係	主査	804 時間
児童相談係	主任	743 時間
児童相談係	児童福祉司	559 時間
児童相談係	主任	488 時間

(出典:市資料より監査人作成)

一番長い長時間労働の職員の理由は、件数が増加した通告データ登録を休日出勤して 1 名で対応していたためとのことである。勤務時間外でも夜間休日の電話対応等があるため、実際の負担はこれ以上と思われる。現実的にも、人手が不足していることが示されている。

また、指導者については、児童福祉司(スーパーバイザー以外)5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとされている。市の児童相談所では、令和5年度にスーパーバイザーが6名で、配置基準を満たしてはいる。

スーパーバイザーについては、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)において、法第13条第6項に規定する任用要件の見直しが図られ、令和4年4月1日以降は、「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない」とこととされたところである。

この通知に従い、児童相談所を4年以上勤務した者に研修を受講させているものの、経験4年目にスーパーバイザー研修を受講しても、5年目に他部署に異動する事例がある。令和4年度の研修受講者は2名で、受講者のうち1名が現在スーパーバイザーとして地区担当の児童福祉司の指導教育を担当している。もう1名は令和5年4月に児童相談所と関係のない部署に異動したため、通知に従って研修を受講したものの、その後、児童相談所においてスーパーバイザーとして勤務できていない。なお、令和5年度は6名が受講している。

児童相談所の職員の経験年数の平均が3.39年と短い。児童福祉司を新規雇用し、増やしてきているところとはいえ、経験年数3年未満が7割、5年未満が9割となっている。なお、市の場合、福祉職採用者の半数ほどが何らかの福祉業務に従事してきた経験があり、本市での職務経験年数が少なくても、福祉に関して全くの未経験者でない場合もある。

児童への適切な援助を実施するためには、しっかりと相談を積み重ね、児童や保護者等との信頼関係を構築するなど、長期的な取組が有効と考える。

(図表57 児童福祉司・児童心理司の平均経験年数等の推移)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童福祉司	4.0年	3.8年	3.4年	3.1年	3.0年
児童心理司	6.7年	6.3年	6.0年	4.1年	3.6年

(出典:市資料より監査人作成)

(注) 各年度4月現在の児童福祉司・児童心理司の経験年数(複数回勤務している場合は、総経験年数)

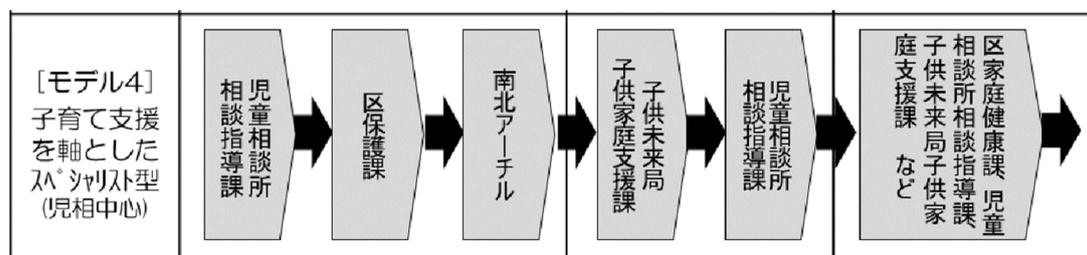
市においては、平成23年度から福祉職の採用を開始して10年が経過し、「仙台市福祉職職員版人材育成方針(令和4年3月)」(以下「育成方針」という。)において、福祉職のキャリアモデルの提示や体系的な研修の実施等、人材育成を推進していくことが必要である。」としている。

その中で、キャリア形成の基本的な考え方として、「人事異動で異なる職場を経験することによって能力開発を行い、自身の適性を発見していくとともに、必要に応じて希望分野の修正を行う。

その後、分野の異なる部署を複数経験することで、市職員としての視野を広げながら、基礎的な専門知識を習得する。また、健康福祉局や子供未来局の業務主管課等における業務を経験することなどを通し、行政職員としての知識習得にも努める。」としている。

(図表 58 福祉職職員のジョブローテーションモデル (抜粋))

キャリア形成の過程	I キャリアの探索	II キャリアの方向性見定め	III キャリアの確立
年齢の目安	採用後～概ね30代後半	概ね30代後半～40代前半	概ね40代後半以降
昇任の目安	主事、主任	主任、総括主任、主査、ポスト係長	主任、総括主任、ポスト係長、課長級以上



(出典：「仙台市福祉職職員版人材育成方針 (令和4年3月)」)

しかし、育成方針において、福祉職のジョブローテーションモデルが複数示されているながら、個人個人への当てはめは行われていない。そのため、現状は、児童相談所の経験が浅いまま異動していく若手も多く、人材育成方針によるジョブローテーションとスーパーバイザー養成に必要な一定の経験年数とのバランスがとれず、スーパーバイザーを任せることができる職員が少ない状況である。

児童福祉司の技量は「現場で職務を執行しながら身に付ける部分が多い」が、その経験豊富な児童福祉司が十分育っていない、という長年の課題がある。また、新規採用職員の増加や、人事異動による経験者の流出に対し、育成のスピードが追い付いていない現状がある。将来、検証を要するほどの事例が生じたとしたら、このような状況が分かっているながら放置していた不作為が一因とならないことを祈るばかりである。

個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルを見直し、人材育成部と連携し、スーパーバイザー研修受講者が引き続き児童相談所でスーパーバイザーとして配属されるよう、また、異動した職員が再び児童福祉司として配属を希望するような人事政策等が必要と考える。

(意見) 児童相談所における労働時間について

児童相談所における令和4年度の年間時間外労働時間は平均約400時間(児童福祉司)であり、個人別では1,000時間を超えている者もあり、業務量の増加に人員増員が追いついていない可能性が高い。

児童相談所における労働時間が長時間とならないよう、適切に管理するとともに、業務量に応じた人員を配置することを検討されたい。

(意見) 児童福祉司・児童心理司の配置について

上述のとおり、時間外労働時間が多い原因の一つとして、配置基準の人員を下回っていることが関係していると思われる。

児童福祉司・児童心理司の配置人数について、令和4年度は配置基準を満たしていたが、令和2年度から3年度にかけて虐待件数が急増したため、令和5年度は配置基準より6名少ない状態となっている。

この先、児童虐待件数が減少しなければ、令和4年度の2年後にあたる令和6年度までに、さらに2名の増員が必要となるため、増員を検討されたい。

(意見) 児童福祉司・児童心理司の経験年数について

市では、近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており、複雑・深刻な事例も少なくない状況であるが、児童福祉司の経験年数の平均が3年、児童心理司の経験年数の平均が3.6年と短い。

児童相談所における専門的な体制の強化のため、担当職員のスキル・経験を蓄積するとともに、福祉職職員のジョブローテーションを効果的に運用し、児童福祉司等が疲弊することなく経験年数を十分に確保できるよう検討されたい。

(意見) スーパーバイザーについて

児童福祉司スーパーバイザーについては、令和4年4月1日以降は、「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない」とこととされたところである。

スーパーバイザーの要件である研修を4年目に受講しても、5年目に他所へ異動してスーパーバイザーが予定どおり増えない事例がある。

重大事件があったこと、今後重大事件を防止する必要があること、スーパーバイザーには経験が必要で、5年間の経験等が定められていること等を鑑みて、個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルを見直し、人材育成部と連携し、スーパーバイザ

一研修受講者が引き続き児童相談所でスーパーバイザーとして配属されるような人事政策を実施すべきと考える。

(2) 児童相談システムについて

児童相談所では現在、専用のシステムは導入しておらず、児童虐待を含む相談情報はオフィス系のソフトウェア等にて対応経過等を個別管理している状況であり、区役所等との情報共有も電話等による対話と紙面に頼るのみである。

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて死亡事例の検証を行った際、本市における課題を踏まえ、「より即時性のある共有の仕組み（略）の在り方について検討する必要がある。」との提言がなされたところである（令和2年9月）。提言に従って、令和5年度中に児童相談システムを導入予定である。

児童相談システムの導入目的は、以下のとおりである。

- ・個人で管理している経過記録等の個人情報を、システムで管理することでセキュリティを強化する。
- ・複雑化する一連の業務を電子化することで、業務の標準化、効率化を図る。
- ・対象となる児童等に関する情報をデータベース化することで、児童相談所内の情報の共有化を図り、検索時の応答性を高める。
- ・措置情報と連動した負担金の調定、収納管理による遺漏を防止する。
- ・煩雑な統計作業の省力化を図る。
- ・将来的に区役所の児童家庭相談情報と即時性のある共有化を図り、緊急性の高い事案への対応力を高める。

また、児童相談システムの導入による効果は、以下のとおりである。

- ・頻回に行われている児童虐待も含む児童相談状況を把握するまでの所要時間を各回10分以上削減する。
- ・毎日開催する児童相談の受理会議資料の作成にかかる所要時間を1週間当たり1時間以上削減する。
- ・相談月報等の作成にかかる所要時間を1時間以上削減する。
- ・関係機関からの問い合わせから回答までの所要時間を10分以上削減する。
- ・通知書等の文書作成にかかる所要時間を1件当たり30分以上削減する。

(意見) 児童相談システムについて

児童相談所では、資料作成時間を短縮するとともに、情報をデータベース化することで、児童相談所内の情報の共有化を図るため、児童相談システムを導入中である。

今後、支援経過情報やアセスメントを即時に共有し、適切で迅速な家庭支援を行えるよう、システムを導入した際には、例外なく、受付・受理情報、対応情報を入力することとし、受理会議資料等の作成において、必要の無い手間をかけることのないようにされたい。

2. 里親について

事業名	里親推進事業
事業の概要	1 普及啓発 2 里親支援 3 里親会との連携 4 里親委託等推進委員会
根拠法令	児童福祉法
予算額	7,267 千円
決算額	5,903 千円

着眼点は以下のとおりである。

- ・里親の登録人数は足りているか。
- ・里親が足りない場合、里親を増やす努力をしているか。

一時保護された後、子どもは家庭に戻るか、家庭に戻らない場合は、施設入所や里親に委託されることとなる。家庭復帰が 5 割、児童養護施設等で生活が 1.5 割程度となっている。

令和 4 年度末時点での入所児童等は、里親等 89 人、グループホームで 28 人、児童養護施設・乳児院で 96 人であり、213 人の児童が施設や里親家庭で生活をしている。里親委託率は 41.8%である。

(図表 59 登録里親の組数、里親委託児童数)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録里親(組)	156	170	194	196	195
委託児童数(人)	69	84	94	81	89

(出典:市資料より監査人作成)

(図表 59 登録里親の組数、里親委託児童数) のとおり、里親登録数は 195 組であり、里親として登録しているが児童の委託がまだされていない里親は 106 組 (令和 4 年度末) ある。しかし、すでに養子縁組が成立していたり、仕事や家庭の都合で、現時点では児童を受け入れることの難しい里親がおり、委託ができる里親は半数程度と見込まれている。

里親養育は、特定の大人との間で愛着形成が期待できるものであり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効であると言われている。このため、市としても啓発活動の実施、報道機関等による広報活動で、幅広く市民理解が得られるよう努めている。しかし、登録里親数の数値目標を持っていない。里親とのマッチングを円滑に進めるためには、より多くの里親登録が必要である。

里親を増やすため、里親制度説明会を年2回行っており、その参加者数合計は26組、これをきっかけに基礎研修を受講され令和4年度中に里親に登録した世帯は12組である。

里親制度の周知のため、仙台市里親会に里親制度普及促進を委託しており、「公開フォーラム」等の中で説明している（年1～2回）ほか、市のラジオ番組等で広報しているとのことである。

しかし、もっと人目につく周知方法を増やさないと、里親を増やすことはできないと考える。里親等支援センターに里親のリクルートを委託することを検討しているとのことである。

（意見）里親について

国の「新しい社会的養育ビジョン」の方針では両親による養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組による家庭養育優先の理念を掲げ、たとえば乳幼児期の里親委託率を75%に引き上げようとしており、登録里親候補の担い手の確保と育成が急務である。

そのために、市として、里親を増やす数値目標を持つべきである。

また、里親を知ってもらうために、幅広く企業やNPO等とも連携して、人目につく周知方法を増やされたい。最近では里親等によって社会貢献をしたいという人も増えており、そうした人に伝わる方法も検討されたい。民間のフォスターリング機関との連携も検討されたい。

たとえば、大阪府では、乳児のみ、あるいは短期の里親を増やしており、横須賀市は、公益財団法人日本財団と連携して、社会養護が必要な子供たちの特別養子縁組を推進する事業を進めているなどの試みが参考になる。

3. 児童福祉施設保護者負担金について

事業名	児童措置費等
事業の概要	児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置をとった場合に、それぞれの保護又は委託後の養育にかかる費用を支弁する。
根拠法令	児童福祉法
予算額	8,942千円

決算額	9,249 千円
-----	----------

児童福祉施設保護者負担金の収入未済額 9,972 千円のうち、過年度の収入未済額が 8,066 千円（令和 4 年度末）ある。

着眼点は以下のとおりである。

- ・児童福祉施設保護者負担金の滞納について、督促等を行っているか。
- ・児童福祉施設保護者負担金の滞納について、督促等の記録を残しているか。

児童福祉施設保護者負担金の滞納に関して、毎月督促状を送付しているほか、年に一度催告状を送付している。それ以外の電話、訪問等を行っていない。徴収のノウハウが無く、専任の担当者がいないためケースワークに時間がとられ、滞納管理の時間が取れないためである。

児童福祉施設保護者負担金は、児童相談所の措置で子どもが施設入所した時に発生するものであり、保護者の制度への理解が得られず、積極的に督促できない状況がある。

児童福祉施設保護者負担金の滞納管理は、Excelで行っており、督促と納入の記録はあるが、児童福祉施設保護者負担金を滞納している理由等の個別の状況については記録が無い。納入されない理由は、保護者との対立、転居、行方不明、経済的理由等があり、回収困難な先が残っているとのことである。

（図表 60 児童福祉施設保護者負担金の収入未済（令和 4 年 3 月末））

（単位：円）

年度	前年度 (令和 3 年度) 収入未済額	本年度決算 (令和 4 年度) 調定額	収入済額		収入未済額	
			件数	金額	件数	金額
平成 28 年度	162,670	162,670	0	0	13	162,670
平成 29 年度	1,280,360	1,280,360	0	0	84	1,280,360
平成 30 年度	1,286,450	1,286,450	1	9,000	86	1,277,450
令和元年度	1,425,660	1,425,660	2	18,000	137	1,407,660
令和 2 年度	1,479,860	1,479,860	6	69,900	169	1,409,960
令和 3 年度	2,678,940	2,678,940	12	150,500	221	2,528,440
小計	8,313,940	8,313,940	21	247,400	710	8,066,540
令和 4 年度	—	10,908,435	465	9,001,985	165	1,906,450
合計		19,222,375	486	9,249,385	875	9,972,990

（出典：市資料より監査人作成）

（意見）児童福祉施設保護者負担金の滞納について

児童福祉施設保護者負担金の滞納に関して、督促記録は残っているが、滞納している理由等の個別の状況について、記録を残していない。

児童福祉施設保護者負担金については、児童相談所の措置で子供を入所させ、親の同意が得られていないケースもあるなど、慎重な対応が必要となる場合もあるため、個別の状況について記録を残して管理することが望ましい。

VII 過年度指摘の改善状況について

1 過年度指摘事項に関する監査の結果について

(1) 平成 23 年度包括外部監査の結果等について

平成 23 年度の包括外部監査は、「保育事業の運営管理」をテーマに実施された。その結果、指摘事項 7 件の結果報告が行われた。内容別の指摘の件数は以下のとおりであった。

(図表 61 指摘事項等件数)

内容別	指摘
1. 助成及び補助について	4 件
2. 保育料の不納欠損処理	1 件
3. 公有財産管理	1 件
4. その他	1 件
合計	7 件

(出典:監査人作成)

(2) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況について

平成 23 年度の包括外部監査の指摘事項7件は、すべて措置済みとなっている。指摘に対する措置状況は公表されており、内容別に要約すると以下のとおりであった。

(図表 62 措置状況)

内容別	平成 23 年度 指摘件数	措置済件数	継続件数
1. 助成及び補助について	4 件	4 件	0 件
2. 保育料の不納欠損処理	1 件	1 件	0 件
3. 公有財産管理	1 件	1 件	0 件
4. その他	1 件	1 件	0 件
合計	7 件	7 件	0 件

(出典:監査人作成)

2 着眼点及び監査手続

過去の包括外部監査における指摘事項は、適切に措置され、引き続き有効に実施されているかについて、平成 23 年度の包括外部監査における措置状況を確認するとともに、直

近(令和4年度)における対応状況について質問することにより、継続して措置されているかについて確認した。

3 実施結果

(1) 平成23年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について

平成23年度の包括外部監査の指摘事項7件に対して措置結果が公表され、措置済みは7件、継続中は0件となっている。当該措置状況について、令和4年度(もしくは直近)においても引き続き有効に実施されているかどうかについて市に質問した。市からの回答結果は以下の表の令和4年の状況に記載している。

○事項名 増員保育士助成について
○監査結果(指摘事項) ①申請書類のチェック体制について 若林区のA保育所では、2月の増員保育士の数を1人として申請書類を作成し仙台市に報告したが、区役所の担当者が書類チェックの段階で0人に修正したことで2月の増員保育士はなしとされ、2月の助成金の支給が取り消されていた。しかし、今回の監査で計算結果を検証したところ、増員保育士の数は当初の申請通り1名が正しく、2月の助成金の支給取消は誤りであることが分かった。 仙台市は、早急に取り消された助成金を支給すべきである。また、今後このような誤りが生じないように、チェック体制を強化すべきである。
○公表した改善措置 当該申請の内容を改めて精査したところ、指摘のとおり誤りがあったことを確認したため、助成金の追加支給を行った。 担当課(各区家庭健康課)における審査が正しく行われるよう、これまで各月の増員保育士数を年度末にまとめて報告させていたものを、事務量の集中によるミスを防ぐため、平成25年4月から月ごとに報告させてチェックを行うよう改めた。 また、申請書類の様式を改正し、非常勤保育士の勤務実績に基づき返還する常勤職員数の計算過程を表示させて、チェックを行い易くした。(平成25年4月1日改正)
○令和4年度の状況 現在は、各区から本庁の認定給付課に業務を集約して全市分の申請を受けている。 なお、年度末にまとめて確認していた申請書類については、毎月の月例報告での確認に改善されている。

○事項名 開所時間延長促進事業助成について
○監査結果(指摘事項) ①要綱の規定と運用の相違 国の基準では「11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準第33条第2項及びその他の補助金の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配するこ

<p>と。」となっている。しかしながら、「要綱」では、第 2 条(2)において「延長保育を開始する時間の前後に、児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を 1 名以上加配している私立保育所とする。」と規定している。即ち、国の基準では、他の補助金等により加配している保育士がいる場合には、この基準で言う加配保育士には該当しないこととなっているが、仙台市の「要綱」では、この部分に関する記載がない。</p> <p>担当課の説明によると、開所時間延長促進事業助成においても実務上、増員保育士助成等の補助を受けている保育士は加配保育士数から除外しているとのことであった。結果として国の基準と差はないものの、「要綱」で定める基準とは異なる運用をしていたことになる。行政の透明性からも問題である。従って、仙台市の「要綱」を見直し実際に運用している基準に合わせるべきである。</p>
<p>○公表した改善措置</p> <p>「仙台市私立保育所開所時間延長促進事業助成要綱」を実際の運用基準に合致するよう平成 24 年 3 月 28 日に改正し、国の基準とも整合が取れるものとした。</p>
<p>○令和 4 年度の状況</p> <p>国の制度廃止に伴い、市の制度についても平成 27 年度に事業を廃止。</p>

<p>○事項名</p> <p>開所時間延長促進事業助成について</p>
<p>○監査結果（指摘事項）</p> <p>②「実施報告書」の審査</p> <p>「要綱」第 6 条第 2 項では、「市長は、仙台市私立保育所開所時間延長事業助成実績報告書の内容を審査し、必要な助成金を確定し別記様式にて通知するものとする。この場合、確定した助成金が交付した助成金と一致しない場合、市長は、その差額を追加交付又は、返還するものとする。」と規定している。</p> <p>「実績報告書」を閲覧した結果、以下のように実際に保育所において支出された額（執行額）が助成額よりも少ない場合や執行額の記載のないものであった。</p> <p>青葉区 A 保育所：記載された助成額よりも執行額が少額 宮城野区 B 保育所：記載された執行額と執行額の内訳の合計が一致しない 泉区 C 保育所：執行額の記載がなく、執行額の内訳も空欄となっている 泉区 D 保育所：記載された助成額よりも執行額が少額</p> <p>これらの保育所についても、執行額とは関係なく要綱に基づく定額の助成金が支払われており、実績報告書の内容を審査した形跡がない。実績報告書の審査は、助成対象事業が「要綱」に基づき適正に執行されているか否かを確認する重要な書類であり、また、助成金の交付額を確定するための書類でもある。</p> <p>従って、「要綱」に記載のとおり、その内容を漏れなく審査する必要がある。</p>

<p>○公表した改善措置</p> <p>「仙台市私立保育所開所時間延長促進事業助成要綱」に基づき審査を漏れなく行うよう保育環境整備課長名で担当課（各区家庭健康課）に文書で通知するとともに、要綱を改正して助成金の確定方法を明確にした。</p> <p>・通知日 平成 24 年 3 月 30 日 平成 24 年 4 月 27 日</p> <p>なお、実績報告書の内容に不備のあった 4 事例については、当該保育所に対し改めて実績報告書の提出を求めて審査を行ったところ、いずれも執行額は助成額以上であり、かつ、助成額は交付上限額に達していたことから、確定した額に変更がないことを確認した。</p>
<p>○令和 4 年度の状況</p> <p>国の制度廃止に伴い、市の制度についても平成 27 年度に事業を廃止。</p>

<p>○事項名</p> <p>延長保育事業費補助について</p>
<p>○監査結果（指摘事項）</p> <p>・添付書類の審査について</p> <p>「交付要綱」第 9 条第 3 項では、「補助金の確定は、当該書類（実績報告書）等の審査等を行った上で」行うものとしている。</p> <p>しかしながら、提出された実績報告書の添付書類である「延長保育事業に係る収支決算書」に記載された支出の内訳には、例えば、人件費と法定福利費のバランスが明らかにおかしいものなどがあるが、特に問題とはされずに書類は受理され、当該実績報告書に基づいて交付額も確定している。</p> <p>担当課の説明によれば、記載された支出項目の検証等は特に行っていないとのことである。</p> <p>添付書類の審査は、補助事業が「交付要綱」に従って適正に執行されていることを確認する重要な書類であるとともに、補助金の額を確定する元資料である。従って、「交付要綱」に規定する審査を適切に行わなければならない。</p>
<p>○公表した改善措置</p> <p>「仙台市私立保育所延長保育事業費補助金交付要綱」に基づく審査を適切に行うよう「延長保育事業に係る収支決算書」の支出項目を検証するための目安を記載した資料を作成して審査の際に活用するとともに、その内容について保育環境整備課内で研修を実施し周知徹底を図った。</p> <p>・研修実施日 平成 24 年 6 月 13 日</p> <p>なお、「人件費と法定福利費のバランスが明らかにおかしい」と指摘のあった実績報告書については、当該保育所から関係書類を提出させて調査を行ったところ、算定過程に誤りがあったため、改めて実績報告書の提出を求め、正しい金額に訂正させた。</p>
<p>○令和 4 年度の状況</p> <p>延長保育事業は、現在、こども若者局認定給付課で実施している。改善措置のとおり、補助金交付要綱に基づく審査を適正に行うため、「延長保育事業</p>

に係る収支決算書」の支出項目を検証するための目安を記載した資料を活用し、審査を行っている。

○事項名 保育料の不納欠損処理について
○監査結果（指摘事項） ・分納誓約書の入手について 仙台市では、毎年約 30 百万円、年間の保育料調定額の約 1%の保育料が不納欠損処理されている。不納欠損処理はほとんどが時効によるものである。 不納欠損処理されたものの中には、分納誓約書の入手もなく、差押も実施されず、滞納処分の執行停止のないまま 5 年が経過し時効となったものがある。 不納欠損処理を減らし収納率の向上を図るためには、時効が成立する前に滞納者の資力を勘案しながら分納管理等の手續を適時適切に実施して債権を回収する必要がある。
○公表した改善措置 保育料の債権回収の向上に向け、収納管理体制の強化を図り、分納誓約の徴取や差押及び滞納処分の執行停止の実施等といった滞納者の状況に合わせた取組みを実施した。併せて、収納率向上と保育料徴収について、課内及び各区職員を対象とした合同研修を実施した。 これらの取組みの結果、平成 22 年度は、時効を中断させる有効な手立てが行われることなく不納欠損処理されたものがほとんどであったが、分納誓約の徴取や差押及び滞納処分の執行停止の実施等のないまま 5 年を経過し時効となった不納欠損額の不納欠損総額に対する割合は、平成 25 年度 42.7%、平成 26 年度 23.2%、平成 27 年度は 7.6%と年々逡減した。また、平成 22 年度に 91.0%であった収納率は、平成 27 年度には 94.8%に向上した。 ※債権回収の向上に向けた取組み ・平成 23 年度 過年度分滞納整理事務を区から保育課（現：認定給付課）に移管 国税 OB 等を嘱託職員として採用 ・平成 25 年度 コールセンターによる催告を開始 ・平成 26 年度 ペイジー口座振替受付サービスを開始
○令和 4 年度の状況 滞納者について財産調査を行い、資力を勘案しながら、分納誓約書の徴取や滞納処分の実施、執行停止等適切な債権管理に取り組み、収納率向上に努めた。平成 27 年度に 94.8%であった収納率は令和 4 年度には 97.0%に向上。 なお、不納欠損に至るケースを減らすため、収納率向上に資する新たな取組みを進め、滞納額の縮減を図った。 ※収納率向上に向けた令和 4 年度の取組み 現年度分については、期別の督促のほか、仙台市収納事務集約センターを活用した SMS 催告及び電話催告により段階的な催告を実施。また収納率向上に資する口座振替をさらに推進するため、利便性の高い WEB 口座振替受付サ

ービスを開始。滞納繰越分については、健康福祉局収納対策室と連携し、財産調査、文書催告及び滞納処分を実施。なお、財産調査について、オンライン預貯金照会システムの活用を進め財産調査件数拡充（令和4年度実施件数…前年度比168%）。

※令和3年度から滞納整理に係る業務を本庁（認定給付課）に集約し、健康福祉局収納対策室と連携（収納対策室職員に認定給付課兼務発令）し、収納管理体制を強化。

○事項名 公有財産の管理について
○監査結果（指摘事項） ①土地台帳および建物台帳の記載方法について 土地台帳および建物台帳について、価格、地積等が記載されていない、台帳の修正履歴が不明、鉛筆書きでの記載等の不備があり、公有財産が適切に管理されているとは言えない状況である。台帳の記載方法および管理の方法を再度検討すべきである。
○公表した改善措置 土地台帳及び建物台帳については、平成25年3月31日までに近傍価格等に基づき価格の記載を行うとともに修正履歴を含め電子データ化した上で、これを出力したものを原本とするよう管理方法を改めた。 土地台帳に公簿上の地積のみ記載され、実測値の記載がない財産については、保育所の建替えや財産異動等の時機をとらえて測量を行い、順次、土地台帳への記載を行っていくこととした。 財産取得時の価格、地積等の記載の徹底や台帳の修正方法の確認等、適切な台帳管理について、課内に周知徹底したほか、定期的に課内研修を実施し、直近では平成28年11月15日に実施した。
○令和4年度の状況 改善措置の内容を踏まえた公有財産管理事務マニュアルを作成し、担当者が管理を行っている。 マニュアルの適切な管理については、課内事務における根拠法令等総点検を令和4年10月12日に実施しており、その際に確認を行った。

○事項名 待機児童対策としての福祉施設最低基準等の検討
○監査結果（指摘事項） 4-2 児童福祉施設最低基準(居室面積基準)について (3)①最低基準の順守について 平成22年4月1日時点で、♫木保育所と上野山保育所において入所児童数から算定した床面積が仙台市で定める最低基準を満たしていなかった。この状況は翌年3月まで継続していた。 平成22年度は、最低基準に抵触する環境で保育が行われていたということであり、最低基準の順守が求められる。
○公表した改善措置 ♫木保育所及び上野山保育所の入所児童数から算出した床面積は、平成25年4

月 1 日時点で仙台市児童福祉法の施行に関する条例に規定する最低基準を満たし、その後も全保育所において継続して最低基準を満たしていることを確認した。

また、毎年度、前公立保育所長に対して最低基準の順守について説明を行い、12 月～3 月にかけて翌年度の全保育所の入所予定児童数、床面石器とウについて基準に適合しているか調査と確認を行った。

○令和 4 年度の状況

公立保育所の居室面積については、職員の定数管理に併せて最低基準の順守状況を管理している。具体には、各保育所の定数管理のための個票に各居室の面積から割り出した保育可能な園児の最大数を記載し、それを超えない範囲での受け入れとなっていることを都度確認している。最大数の算出に当たっては、0 歳児及び 1 歳児については国基準の園児 1 名あたり 1.65 m²ではなく、仙台市条例で上乗せした園児 1 名あたり 5 m²で計算している。

なお、メ木保育所については平成 26 年 4 月 1 日に民営のコスモスメ木保育園に移行しているが、こちらの最低基準の順守状況については令和 4 年 8 月 18 日の監査において適切であることを確認している。

過去の包括外部監査における指摘に対する措置及び令和 4 年度の状況は上記のとおりであった。過去の指摘に対し、すべての項目において措置が講じられており、令和 4 年度においても継続して適用されていることが確認された。

以上